東海税理士会小牧支部研修会

令和８年２月９日（月）
13：30～16：30
あさひホール（ラピオ内）

１　綱紀監察について
13：30～14：15（45 分）
名古屋国税局　総務部　税理士監理官　小泉 和也

２　申告書作成上の留意点について
（１）所得税関係
14：30～15：30（60 分）
小牧税務署　個人課税部門　審理専門官付
上席国税調査官　酒井　龍彦

（２）資産税関係
15：40～16：30（50 分）
小牧税務署　資産課税第一部門　上席国税調査官　羽根　久尚

綱紀監察研修資料

～ 綱 紀 に つ い て ～

名古屋国税局　税理士監理官（令和７年８月）

（税 理 士 の 使 命）

税理士法第１条

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

○　税理士法第１条は、申告納税制度の下における、税理士の果たすべき役割を示し、税理士の社会的地位を明確にするとともに、税理士法全体の精神を示し、解釈に当たっての基本原則を明らかにしたものです。

○　公共的使命を担っている税理士は、納税義務者あるいは税務当局のいずれにも偏しない独立した公正な立場を堅持することが特に求められており、税務に関する専門家として、自己の信念に基づく公正な判断と良識に基づき行動しなければなりません。

○　「納税義務の適正な実現を図る」とは、税法に定めるとおり「過大でも過少でもなく納税する」という趣旨です。

（税 理 士 の 業 務 ）

税理士法第２条第１項

税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税等特定の税目を除く。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

①　税務代理

申告等、調査若しくは処分に関し、税務官公署に対する主張・陳述を代理・代行すること。

②　税務書類の作成

税務官公署に対して提出する申告書等の書類で、財務省令定めるものを作成すること。

③　税務相談

主張・陳述又は申告書等の作成に関し、課税標準等の計算に関する事項について相談に応じること。

- 「業とする」とは、税理士業務を反復継続して行い、又は反復継続して行う意思を持って行うことをいい、必ずしも有償であることを要しません（税基通２-１）。
- 「作成する」とは、申告書等を自己の判断に基づき作成することをいいます（税基通２-５）。
- 「相談に応じる」とは、具体的な質問に対して、答弁し、指示し又は意見を表明することをいいます（税基通２-６）。

（税 理 士 法 上 の 義 務 等）

税理士が遵守すべき主な義務等

税理士法第２条第１項では、税理士の使命の重要性に鑑み、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務（税務代理、税務書類の作成及び税務相談）と定め、これを税理士等の独占業務とする一方で、税理士等に対して次のような義務等を課しています。

① 税務代理の権限の明示（法30）
② 税理士証票の提示（法32）
③ 署名の義務（法33）
④ 脱税相談等の禁止（法36）
⑤ 信用失墜行為の禁止（法37）
⑥ 非税理士に対する名義貸しの禁止（法37の２）
⑦ 秘密を守る義務（法38）
⑧ 会則を守る義務（法39）
⑨ 研修（法39の２）
⑩ 事務所の設置（法40）
⑪ 帳簿作成の義務（法41）
⑫ 使用人等に対する監督義務（法41の２）
⑬ 助言義務（法41の３）

税務代理の権限の明示（法30）

税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。

税理士証票の提示（法32）

税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員と面接するときは、当該税理士は、税理士証票を提示しなければならない。

署名の義務（法33①・②）

① 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名しなければならない。

② 税理士又は税理士法人が税務書類を作成したときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名しなければならない。

➢ 署名する税理士が所属税理士である場合には、所属税理士である旨を表示します（税基通33-１）。

脱税相談等の禁止（法36）

税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

➢ 具体的には、脱税を図るための具体的な方法を教示したり、相談相手となり肯定的な回答をしたり、納税者に脱税の意思を起こさせる目的で、具体的な見解を表明するなどの行為をすることは、禁止されています。

➢ この規定に違反するかどうかは、税理士の上記行為の事実があれば足り、納税者が脱税等を行ったかどうかは関係がありません。

信用失墜行為の禁止（法37）

税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

➢ 税理士の信用又は品位を害するような行為としては、例えば、次のような行為が考えられます。

① 税理士本人の脱税及び多額かつ反職業倫理的な申告漏れ
② 調査妨害
③ 税理士業務を停止されている税理士への名義貸し
④ 業務懈怠
⑤ 税理士会の会費滞納
⑥ 詐欺・横領等の刑法違反

非税理士に対する名義貸しの禁止（法37の２）

税理士は、第52条（税理士業務の制限）又は第53条（名称の使用制限）第１項から第３項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

➢　日税連作成の「税理士法違反行為の未然防止に向けて」（令和６年12月）において、次の３つ（例示）が、名義貸しの指標として挙げられています。

①　税理士が納税者から直接税理士業務の委嘱を受けておらず、また、報酬を納税者から直接収受していない

②　税理士業務の補助業務に従事している使用人が、税理士の適正な管理監督下にない

③　税理士が自己の判断で税務書類を作成していない

➢　法第２条第１項第二号に規定する「税務書類を作成する」とは、税理士が自己の判断に基づき作成することをいい（税基通２－５）、税理士でない者が作成した税務書類の内容を確認し、署名したとしても、当該税務書類は、自己の判断に基づいて作成したものではないため、当該規定に抵触します。

➢　税理士が主宰する会計法人の従業員（税理士（税理士事務所）と直接雇用関係無し）が、業務の延長として作成した申告書に税理士が署名した場合、会計法人における管理監督が適切になされていたとしても、税理士としての管理監督がなされたものとはいえないため、当該規定に抵触します。

秘密を守る義務（法38）

税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。

- ➢ 「正当な理由」とは、本人の許諾又は法令に基づく義務があることをいいます（税基通38-１）。
- ➢ 「窃用」とは、自ら又は第三者のために利用することをいいます（税基通38-３）。

（※）当該規定は、税理士に対するものですが、税理士等の使用人等にも、同様の義務規定（法54）が設けられています。

税理士法第39条関係

○　会則を守る義務（法39）

税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。

○　研修（法39の２）

税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

- ➢ 日税連会則（第65条第１項）において、本会及び所属税理士会が行う研修を受けなければならない旨が定められており、当該会則に違反（研修未受講）した場合には、法第39条の規定に抵触します。

事務所の設置（法40）

① 税理士及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。
② 税理士が設けなければならない事務所は、「税理士事務所」と称する。
③ 税理士は、税理士事務所を２以上設けてはならない。
④ 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

➢ 第１項に規定する「事務所」とは、税理士業務を行う「本拠」をいい、「本拠」であるかどうかは、次のような外部に対する表示に係る客観的事実によって判断します（税基通40-１）。

- 看板等の物理的な表示（注）
- ウェブサイトへの連絡先の掲載
- 契約書等への連絡先の記載

（注）日税連作成の「税理士事務所ＦＡＱ」（令和５年３月）において、看板のほか、名刺や封筒への所在地などの連絡先の記載、表札・郵便受け等への「税理士事務所」や「税理士法人」との表記が含まれる旨が記載されています。

➢ 税理士事務所以外の場所で、税理士業務を行っていても、外部に対する表示に係る客観的事実がなく、税理士事務所と判定される状態でない場合には、第３項の規定に抵触しません（税基通40-２）。

帳簿作成の義務（法41）

税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成（閉鎖後５年間保存）し、委嘱者別に、かつ、１件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。

➢　納税者から、１年度の税理士業務を総括して受託しているような場合、その年度内において当該納税者に関する税理士業務を実際に行った都度、それぞれについて記載することになります（税基通41-１）。

（※）日税連会則（第64条第３項）において、帳簿（税理士業務処理簿）の標準様式（記載事項を含む）は、常務理事会で定めることとされています。

助言義務（法41の３）

税理士は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が不正に国税等の賦課若しくは徴収を免れる事実等又は国税等の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは仮装している事実があることを知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。

➢　「不正に」とは、委嘱者に故意がある時と解され、また、この義務は、委嘱者に、架空取引の記帳など、積極的な脱税等の意図を示す事実があり、そのことを税理士が認識していた場合に課されると解されます。

➢　税理士が助言していれば、委嘱者が従わなかったとしても、当該規定には抵触しません。

使用人等に対する監督義務（法41の２）

税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

➢ 「使用人その他の従業者」とは、税理士と雇用関係にある使用人はもちろんのこと、雇用契約に基づかない者であっても税理士業務に関して税理士の支配・監督権が及ぶ全ての者で、税理士業務の補助事務に従事する家族従事者も含まれます。

➢ この監督義務は、事務を行う場所によって変わることはありませんので、対面による監督ができない場合であっても、次のような情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断されます（税基通41の2-1）。

（１）使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打合せに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法

（２）使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法

（※）日税連作成の「税理士事務所等の内部規律及び内部管理体制に関する指針（令和５年３月）」も参考に、適切な業務管理体制の整備を図って下さい。

税理士法人が遵守すべき主な義務等

税理士法人は、税理士業務を組織的に行うことを目的として、税理士が共同して設立した法人である（法48の２）ことから、税理士業務を行う際の税理士の義務等に関する規定については、自然人としての税理士に関するものを除き、税理士法人について準用されます（法48の16）。

なお、税理士法人のみを対象とした、次のような義務規定が設けられています。

○　設立の手続（法48の８①）

税理士法人の設立には、2人以上の社員税理士が必要です（税基通48の８－１）。

○　社員の常駐（法48の12）

従たる事務所を含む各事務所には、各事務所が所在する地域の税理士会の会員である社員税理士を１人以上常駐させなければなりません（税基通48の12－１）。

○　社員の競業の禁止（法48の14）

社員税理士は、個人として税理士業務を行うことができないほか、他の税理士法人の社員となることもできません。

○　業務の執行方法（法48の15）

税理士でない者に税理士業務を行わせることはできません。

（税 理 士 に 対 す る 懲 戒 処 分）

懲戒の種類（法44）

懲戒処分の規定は、税理士業務の執行が、一般納税者に対してのみならず、税務行政に対しても重大な影響を与えることから、財務大臣の監督上の行政処分として設けられており、税理士法第44条において、次の３種類の懲戒処分が規定されています。

①　戒告

本人の将来を戒める旨の申し渡しをする処分で、税理士業務あるいは税理士の資格について特に制約を受けることはないため、引き続き税理士業務を行うことができます。

②　２年以内の税理士業務の停止

税理士業務を行うことを一定期間やめることを命ずる処分で、停止期間中は税理士業務を行うことができませんが、税理士登録は抹消されず、税理士会会員の身分は保持されます。

③　税理士業務の禁止

税理士業務を行ってはならない旨を命ずる処分で、処分を受けた日から３年を経過する日まで税理士となる資格を有しない（法４⑥）こととなり、税理士登録が抹消（法26①四）され、所属税理士会を退会することになります（法49の６⑦）。

懲戒処分事由

懲戒処分は、税理士に対し不利益をもたらす処分ですので、懲戒処分を受けることとなる事由（懲戒の構成要件）は、税理士法第45条及び同法第46条において明確に規定されています。

○　脱税相談等をした場合の懲戒（法45）

①　故意による場合

税理士が、故意に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき又は法第36条（脱税相談等の禁止）の規定に違反する行為をしたときは、２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分の対象となります。

➢　「故意」とは、事実に反し又は反するおそれがあると認識して行うことをいいます（税基通45-１）。

②　過失による場合

税理士が、相当の注意を怠り、第45条第１項に規定する行為をしたときは、戒告又は２年以内の税理士業務の停止の処分の対象となります。

➢　「相当の注意を怠り」とは、税理士が職業専門家としての知識経験に基づき通常その結果の発生を予見し得るにもかかわらず、予見しえなかったことをいいます（税基通45-２）。

懲戒処分事由

○　一般の懲戒（法46）

税理士が、第45条に規定する行為をした場合以外にも、第33条の２（計算書類、審査事項等を記載した書面の添付）第１項若しくは第２項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又は税理士法若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、戒告、２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分の対象となります。

➢　法第46条の規定に該当する対象行為等については、「税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」（財務省告示第104号）（Ⅱ・第１・２）において次のような行為が定められています。

①　添付書面への虚偽記載（法46該当）
②　自己脱税（法37違反）
③　多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（法37違反）
④　調査妨害（法37違反）
⑤　税理士業務停止中の税理士への名義貸し（法37違反）
⑥　業務懈怠（法37違反）
⑦　会費滞納（法37違反）
⑧　その他反職業倫理的行為（法37違反）
⑨　非税理士への名義貸し（法37の２違反）
⑩　秘密を守る義務違反（法38違反）
⑪　帳簿作成の義務違反（法41違反）
⑫　使用人等に対する監督義務違反（法41の２違反）
⑬　業務の制限違反（法42違反）
⑭　業務停止処分違反（法46違反）
⑮　その他（法46違反）

○　対象行為等に係る補足説明

① **添付書面への虚偽記載**
法第33 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により添付する書面への虚偽の記載すること。

② **自己脱税**
自己（自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含む。）の申告について、不正所得金額等があること。

③ **多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ**
自己の申告について、申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するようなもの。

④ **調査妨害**
税務代理をする場合において、税務職員の調査を妨げる行為をすること。

⑤ **名義貸し**
自己の名義を他人に使用させること。

⑥ **業務懈怠**
委嘱された税理士業務について正当な理由なく怠ったこと。

⑦ **会費滞納**
所属する税理士会（県連合会及び支部を含みます。）の会費を正当な理由なく長期にわたり滞納すること。

⑧ **その他反職業倫理的行為**
②から⑦以外の行為で、税理士としての職業倫理に反するようなことをしたこと。

⑨ **業務停止処分違反**
税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行うこと。

⑩ **その他**
前頁の対象行為等以外の場合で、税理士法又は国税等に関する法令の規定に違反すること。

（税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方）

税理士法第45条及び第46条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分、法第48条の20の規定に基づく税理士法人に対する処分の基準・考え方は、「税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」（財務省告示第104号）に定められ、国税庁ホームページでも公表されています。

Ⅰ　総則

○　量定の判断要素及び範囲（第一）

税理士法に規定する税理士等に対する懲戒処分等の量定の判断に当たっては、財務省告示104号のⅡに定める不正行為の類型ごとの量定の考え方を基本としつつ、次の点を総合的に勘案し、決定するものとする。

①　不正行為の性質、態様、効果等
②　税理士の不正行為の前後の態度
③　懲戒処分等の前歴
④　選択する懲戒処分等が他の税理士及び社会に与える影響
⑤　その他個別事情

Ⅰ　総則

○　使用人等が不正行為を行った場合の税理士等に対する懲戒処分（第二・１）

税理士等の使用人その他の従業者が不正行為を行った場合における、使用者である税理士等に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

（１）使用人等の不正行為を税理士等が認識していた場合

➢　当該税理士等が、その不正行為を行っていたものとして懲戒処分がなされます。

（２）使用人等の不正行為を税理士等が認識していなかった場合

➢　内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、使用人等の不正行為が認識できなかったことについて、税理士等に相当の責任が認められる場合には、当該税理士等が、過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分がなされます。

➢　上記に該当しないときであっても、使用人等が不正行為を行っていたことについて、税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合には、当該税理士等が、法第41条の２（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したものとして懲戒処分がなされます。

Ⅱ　量定の考え方

○　税理士に対する量定（第一・１及び２）

税理士に対する懲戒処分の量定を取りまとめると、次表のとおりとなります。

対象行為等			処分の種類	判断要素	量定					
					戒告	停止				禁止
						６月未満	６月以上	１年超	２年以内	
法45	不真正税務書類の作成等	故意	２年以内の停止又は禁止	税理士の責任を問い得る「不正所得金額等」			■	■	■	■
		過失	戒告又は２年以内の停止	税理士の責任を問い得る「申告漏れ所得金額等」	■	■	■	■	■	
法46	添付書面への虚偽記載		戒告又は２年以内の業務の停止又は業務の禁止	虚偽記載の件数、虚偽の程度	■	■	■			
	法37（信用失墜行為）違反	自己脱税		不正所得金額等		■	■	■	■	■
		多額かつ反職業倫理的自己申告漏れ		申告漏れ所得金額等	■	■	■	■	■	
		調査妨害		行為の回数、程度		■	■	■	■	■
		税理士業務停止中の税理士への名義貸し		名義貸し人数、作成件数、期間、対価の額等		■	■	■	■	■
		業務懈怠		―	■	■	■			
		会費滞納		―	■					
		その他反職業倫理的行為		―	■	■	■	■	■	■
	法37の２（非税理士への名義貸し）違反			名義貸し人数、作成件数、期間、対価の額等		■	■	■	■	■
	法38（秘密を守る義務）違反			―		■	■	■	■	■
	法41（帳簿作成の義務）違反			―	■					
	法41の２（使用人等に対する監督義務）違反			―	■	■	■			
	法42（業務の制限）違反			税務代理、税務書類の作成又は相談の件数		■	■	■	■	■
	業務停止処分違反			―						■
	その他			―	■	■	■	■	■	■

（税理士等に対する懲戒処分件数）

会計年度		令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	計
処分件数		内２ 43	内２ 22	内２ 21	内１ 13	内２ 38	内7 64	内16 201
処分別の内訳	禁　止	内1 14	4	5	4	内2 5	内2 10	内5 42
	停　止	内1 29	内2 18	内2 16	内1 9	33	内5 52	内11 157
	戒　告	0	0	0	0	0	2	2

（参　考）

態様別の内訳								
	不真正税務書類作成	内1 16	4	内1 8	6	6	内3 27	内5 67
	自己脱税	内1 5	内1 5	1	1	1	1	内2 14
	自己申告漏れ	6	内1 7	内1 6	内1 5	20	内3 18	内6 62
	名義貸し	13	5	2	1	6	内1 9	内1 36
	その他	3	1	4	0	内2 5	9	内2 22

（※）内書は、名古屋局の処分件数です。

（懲戒処分を受けるべきであったことについての決定等）

税理士法第48条第１項

従来の、いわゆる「懲戒処分のがれ」が可能となっているといった課題を踏まえ、令和４年度の税理士法改正において、この制度が設けられました。

この決定を受けた者は、業務禁止相当の場合は、その後３年間、また、業務停止相当の場合は、決定された期間、税理士登録ができないことになります。

○　懲戒処分を受けるべきであったことについての決定等（法48①）

財務大臣は、税理士であった者につき税理士であった期間内に第45条（脱税相談等をした場合の懲戒）又は第46条（一般の懲戒）に規定する行為又は事実があると認めたときは、当該税理士であった者がこれらの規定による懲戒処分を受けるべきであったことについて決定をすることができる。

この場合において、財務大臣は、当該税理士であった者が受けるべきであった懲戒処分の種類（当該懲戒処分が第44条第二号に掲げる処分である場合には、懲戒処分の種類及び税理士業務の停止をすべき期間）を明らかにしなければならない。

➢　この規定は、令和５年４月１日以降の違反行為について適用されます。

税 理 士 法 違 反 行 為 事 例

事例１　脱税相談をした場合

事例２　故意に不真正の税務書類を作成した場合

事例３　相当の注意を怠り不真正の税務書類を作成した場合

事例４　自己脱税をした場合

事例５　多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れをした場合

事例６　業務懈怠をした場合

事例７　非税理士に対する名義貸しをした場合

事例８　税理士が使用人の不正行為を認識していなかった場合①

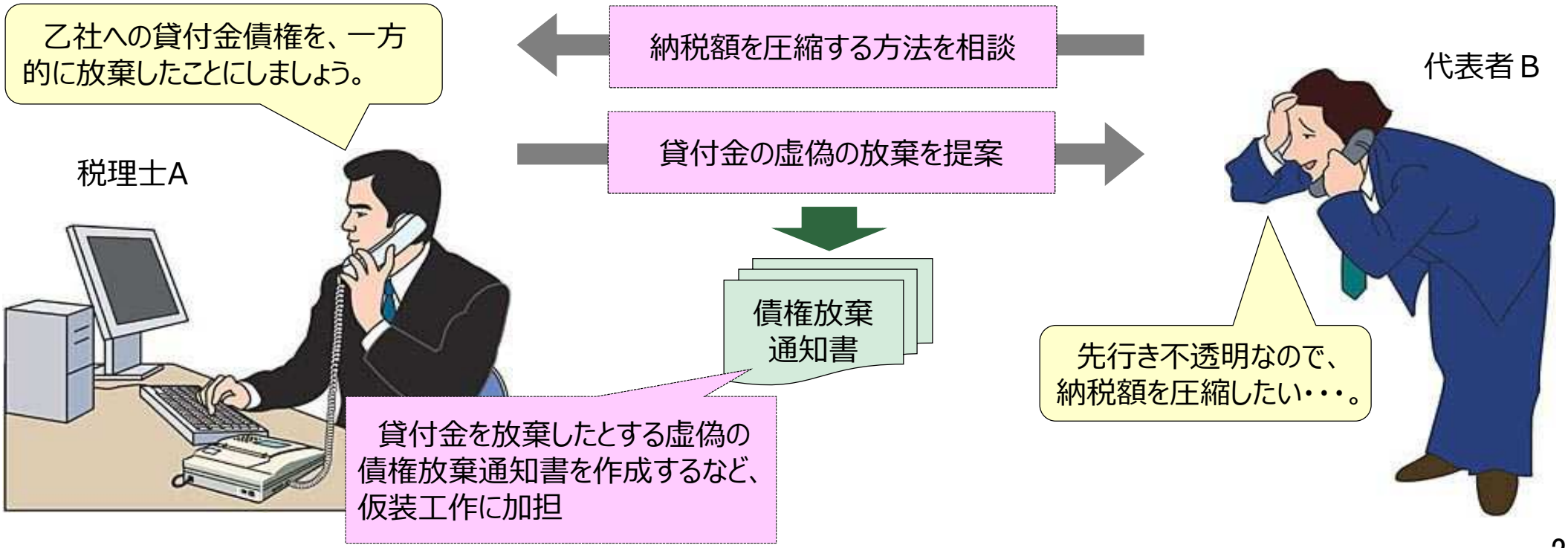
事例９　税理士が使用人の不正行為を認識していなかった場合②

事例10　社員税理士が不正行為を行い、かつ、税理士法人の運営が著しく不当である場合

（事例１）脱税相談をした場合

事案概要

税理士Ａは、関与先である甲社の代表者Ｂから、今後の景況が不透明であるため、今期の納税額を圧縮したい旨の相談を受け、付き合いの長いＢの強い求めに応じ、取引先法人乙に対する貸付金を、放棄したかのように装うことを提案し、Ｂの了承を得た上で、当該貸付金を全額放棄したとする虚偽の債権放棄通知書を作成し、貸倒損失を計上することで不正に所得金額を減少させ納税額を圧縮させるための工作に加担した。



（事例１）脱税相談をした場合

適用条文等

（脱税相談等の禁止（法36））

税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

（脱税相談等をした場合の懲戒（法45①））

財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

【量定】 税理士の責任を問い得る不正所得金額等の額に応じて、6月以上2年以内の税理士業務の停止　又は　税理士業務の禁止

留意点

○　税理士法第36条に規定する

- ➢　「指示をし」とは、適正な納税義務の実現を回避させ、又は税の逋脱を図るための具体的な方法を教示すること。
- ➢　「相談に応じ」とは、税の逋脱の具体的方法等について相談相手となり、肯定的な回答をすること。
- ➢　「類似する行為」とは、特定の納税義務者に税の逋脱の意思を起こさせる目的で、具体的な見解を表明する等により脱税を示唆する等の行為がこれに該当する。

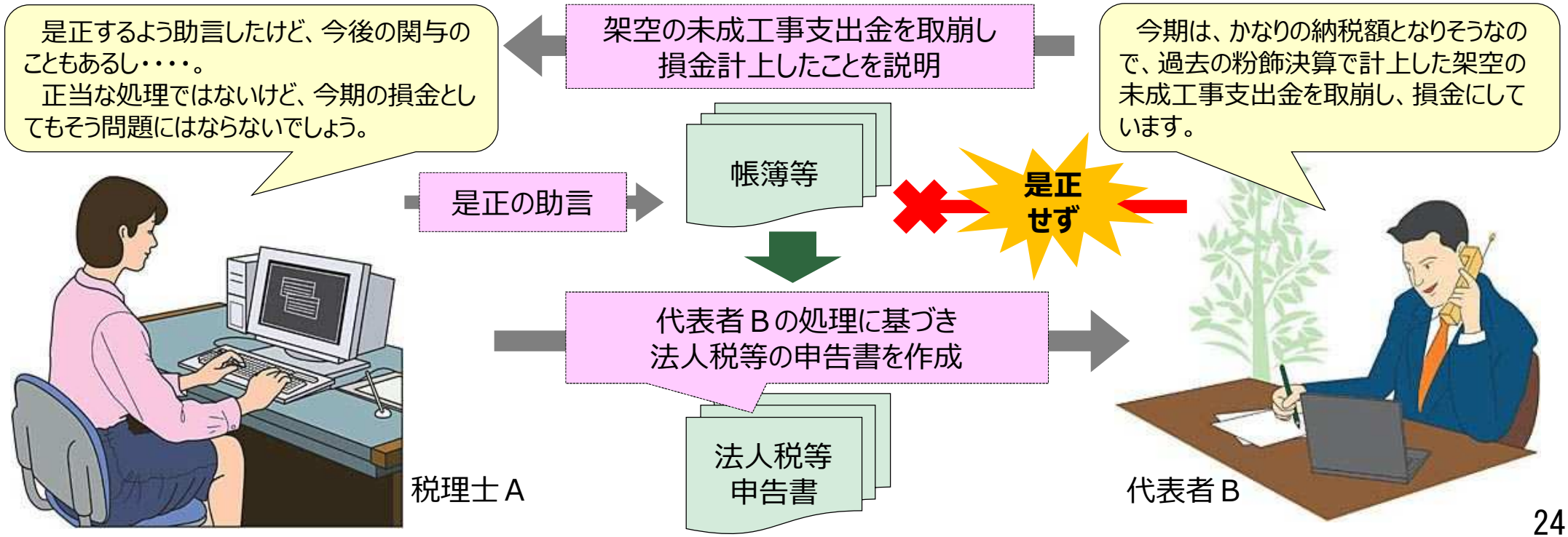
○　脱税相談等の禁止規定に違反するかどうかは、税理士による税の逋脱を図るための指示等の行為があれば足り、納税義務者が実際に逋脱行為を行ったかどうかは問わない。

（事例２）故意に不真正の税務書類を作成した場合

事案概要

税理士Ａは、関与先である甲社の法人税等の確定申告に当たり、同社の代表者Ｂから、今期の業績が好調で納税額が多額となるため、過去の粉飾決算において計上した架空の未成工事支出金を今期の売上原価とした旨の説明を受けたことから、正当な処理に是正するよう助言した。

しかしながら、Ｂは、粉飾決算により納付し過ぎた税金を取り戻すだけであると、助言に応じなかったため、Ａは、今後の関与等のことも考え、Ｂの処理に基づき不正に所得金額等を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。



（事例２）故意に不真正の税務書類を作成した場合

適用条文等

（脱税相談等をした場合の懲戒（法45①））

財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

【量定】 税理士の責任を問い得る不正所得金額等の額に応じて、6月以上2年以内の税理士業務の停止　又は　税理士業務の禁止

留意点

○　税理士法第45条第１項に規定する

➢　「故意」とは、事実に反し、又は反するおそれがあると認識して行うことをいう（税基通45-1）。

➢　「真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき」とは、委嘱者である納税義務者から提示を受けた帳簿、書類等に基づき、税理士が自己の職業専門家としての知識と経験による判断をもって真正の事実に反すると認識しながら、あえて、その不真正な事実に基づいて税務代理又は税務書類の作成をしたことをいう。

○　税理士は、委嘱者が、所得金額等の計算の基礎となる事実について仮装・隠ぺいしている事実等を知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない（法41の３）。

➢　税理士は、是正するよう助言をしていれば、委嘱者がそれに従わなかったとしても、この義務規定には違反しないが、そのまま業務を継続すると、結果として、法第45条第１項に規定する、「故意に、真正の事実に反して税務書類を作成したとき」に該当することとなる。

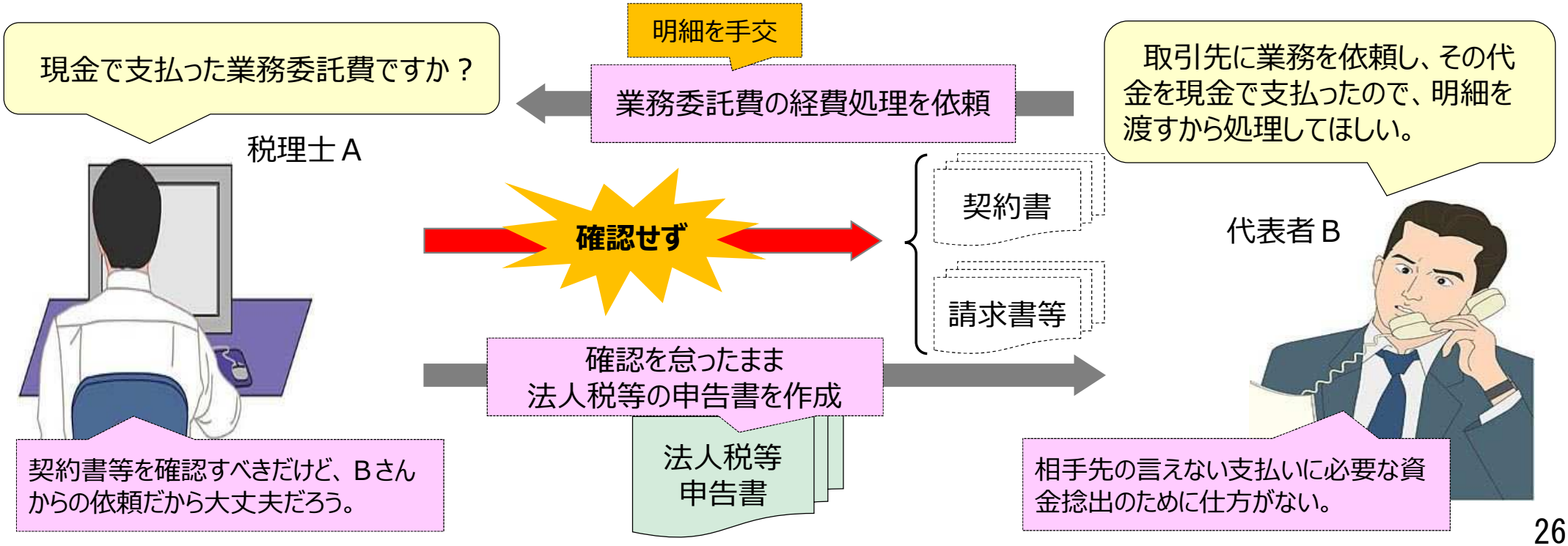
（事例３）相当の注意を怠り不真正の税務書類を作成した場合

事案概要

税理士Ａは、関与先法人である甲社の法人税等の確定申告に当たり、同社の代表者Ｂから、「取引先に対して現金で支払った業務委託費を経費処理してほしい」と依頼を受けた。

Ａは、当該業務委託に係る契約内容のほか、請求書等の証ひょう類を確認するなど、その適否を検討することなく、Ｂが作成した明細及びＢからの口頭説明に基づき、業務委託費として損金計上して法人税等の申告書を作成した。

なお、甲社に対する後日の税務調査において、当該業務委託費は架空であった事実が判明した。



（事例３）相当の注意を怠り不真正の税務書類を作成した場合

適用条文等

（脱税相談等をした場合の懲戒（法45②））

財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたとき（注）は、戒告又は2年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

（注）真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は、脱税相談等の法36条の規定に違反する行為をしたとき。

【量定】税理士の責任を問い得る申告漏れ所得金額等の額に応じて、戒告　又は　２年以内の税理士業務の停止

留意点

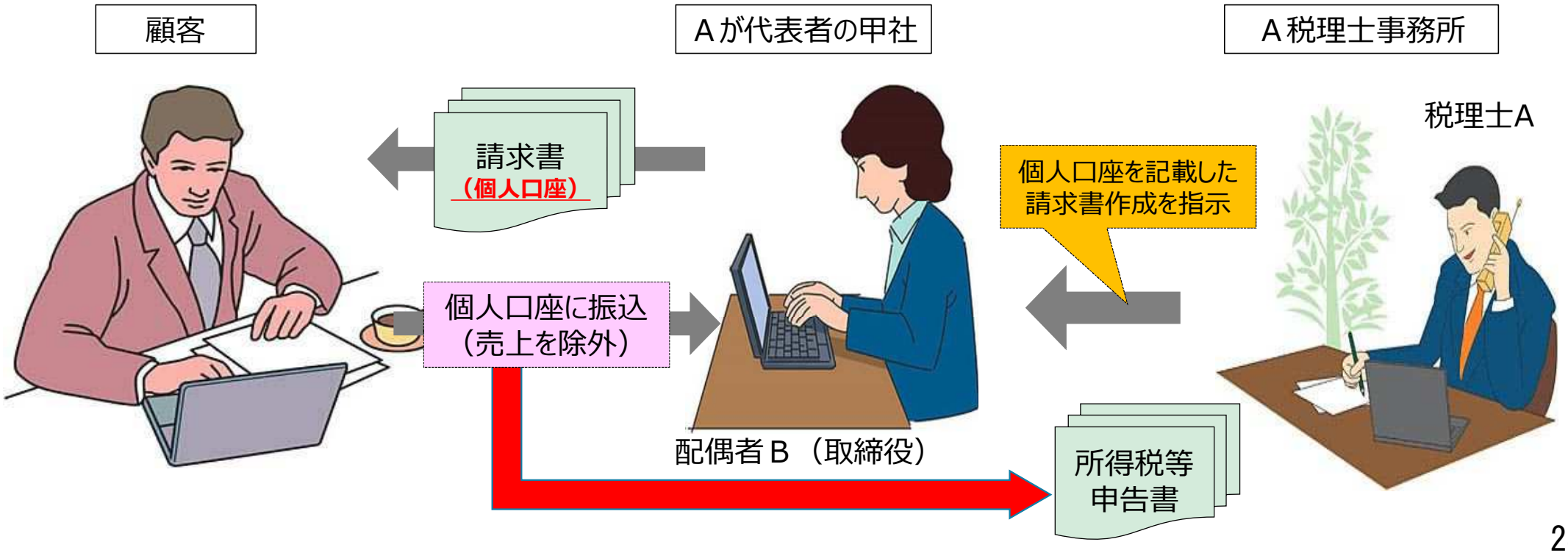
○　税理士法第45条第２項に規定する

➢　「相当の注意を怠り」とは、税理士が、職業専門家としての知識・経験に基づき、通常その結果の発生を予見し得るにもかかわらず、予見し得なかったことをいう（税基通45-２）。

（事例４）自己脱税（信用失墜行為）をした場合

事案概要

税理士Ａは、自身が代表者である記帳代行を業とする甲社の法人税等の確定申告に当たり、同社の取締役（経理担当）である配偶者Ｂに指示し、自身の個人名義の預金口座を振込先として記載した記帳代行に係る請求書を発行させる方法で、特定の顧客に当該口座に代金の振り込みをさせ、売上を除外することで、不正に所得金額等を圧縮した申告書を作成した。



（事例４）自己脱税（信用失墜行為）をした場合

適用条文等

（信用失墜行為の禁止（法37））

税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

（一般の懲戒（法46））

財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の２第１項若しくは第２項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条（懲戒の種類）に規定する懲戒処分をすることができる。

【量定】不正所得金額等の額に応じて、２年以内の税理士業務の停止　又は　税理士業務の禁止

留意点

○　税理士本人の脱税（自己脱税）については、税理士法第37条に規定する「税理士の信用又は品位を害する行為」に該当する。

○　財務省告示第104号（II・第１・２（２）イ）に定める、

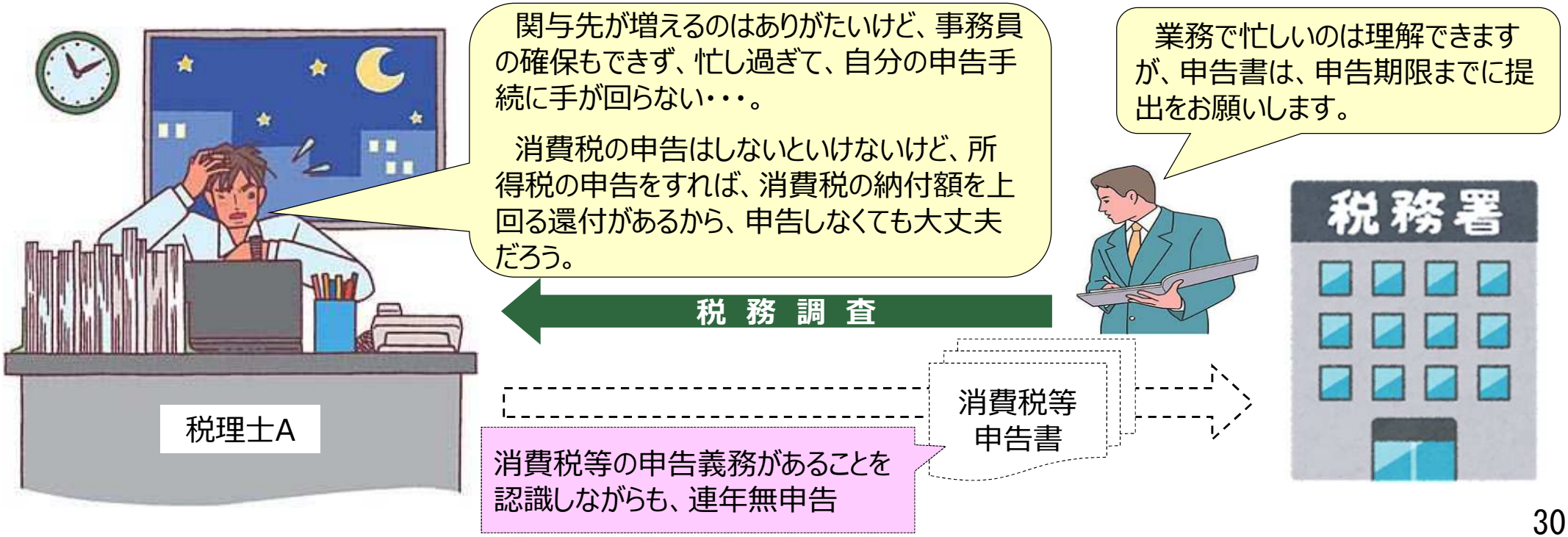
- ➢　「自己脱税」とは、税理士の自己の申告について、不正所得金額等があることをいう。
- ➢　「自己」には、税理士が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含む。

（事例５）多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（信用失墜行為）をした場合

事案概要

税理士Ａは、自身の消費税等の確定申告に当たり、申告義務があることを認識していたにもかかわらず、ここ数年、関与先の増加に対応するための使用人の雇用ができず、業務多忙となったことに加えて、所得税等の確定申告をすれば、消費税等の納税額を上回る還付を受けることができるとの安易な考えから、税務調査を受けるまで、連年、法定申告期限までに消費税等の確定申告書を提出せず、無申告としていたことから、多額の申告漏れ税額を生じさせた。

なお、Ａは、過去にも法定申告期限までに申告書を提出していなかったため、指導を受けていた。



（事例５）多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（信用失墜行為）をした場合

適用条文等

（信用失墜行為の禁止（法37））

税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

（一般の懲戒（法46））

財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

【量定】申告漏れ所得金額等の額に応じて、戒告 又は ２年以内の税理士業務の停止

留意点

○　税理士本人の多額かつ反職業倫理的な申告漏れについては、税理士法第37条に規定する「税理士の信用又は品位を害する行為」に該当する。

○　財務省告示第104号（Ⅱ・第１・２（２）ロ）に定める

➢　「多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ」とは、税理士の自己の申告における申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するものをいう。

➢「自己」には、税理士が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含む。

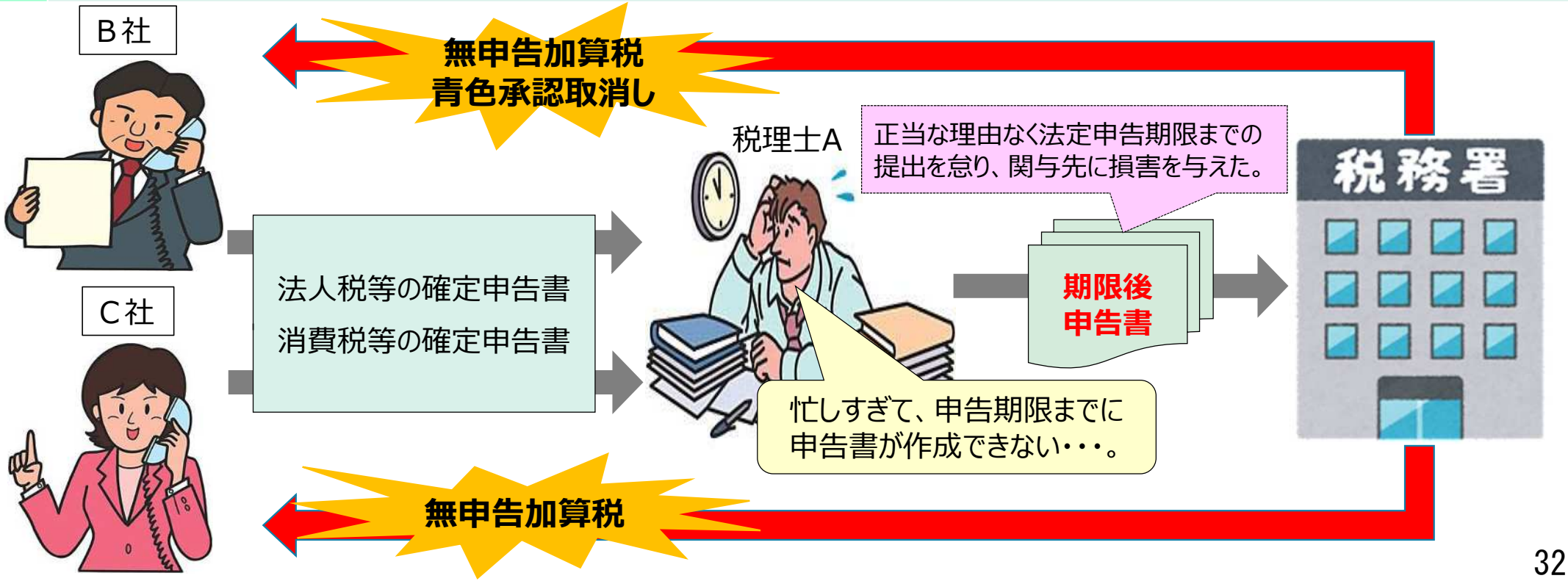
○　無申告とは、申告義務があるにもかかわらず、法定申告期限までに申告しなかった場合が対象となる。

（事例６）業務懈怠（信用失墜行為）をした場合

事案概要

税理士Ａは、自身が代表者である甲社の業務が多忙となり、税理士業務が疎かとなっていた。

このような状況において、Ａは、関与先であるＢ社及びＣ社の法人税等及び消費税等の確定申告書の作成等の委嘱を受けていたにもかかわらず、申告書の作成作業が遅延し、提出を失念するなど正当な理由なく法定申告期限までに申告書の提出を怠ったことにより、Ｂ社及びＣ社に対して無申告加算税の賦課の損害を与えたほか、Ｂ社には、更に青色申告の承認取消しの損害も与えた。



（事例６）業務懈怠（信用失墜行為）をした場合

適用条文等

（信用失墜行為の禁止（法37））

税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

（一般の懲戒（法46））

財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

【量定】戒告　又は　１年以内の税理士業務の停止

留意点

○　税理士の業務懈怠については、法第37条に規定する「税理士の信用又は品位を害する行為」に該当する。

○　財務省告示第104号（Ⅱ・第１・２（２）ホ）に定める

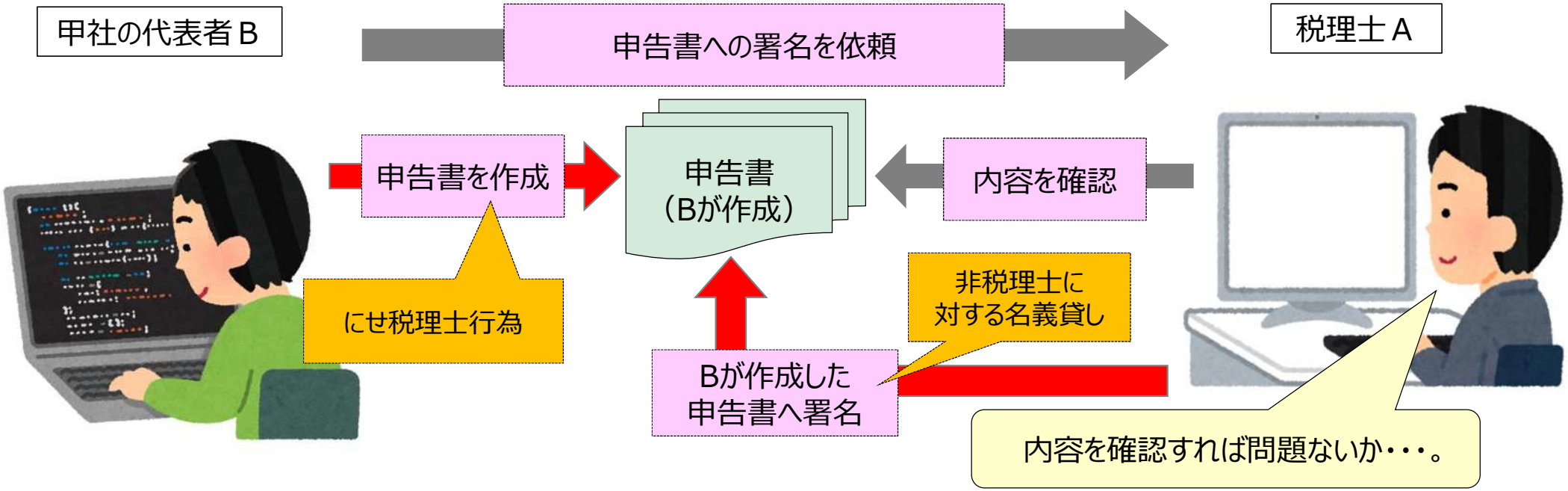
➢　「業務懈怠」とは、委嘱された税理士業務を正当な理由なく怠ることをいう。

（事例７）非税理士（法52条の税理士業務の制限に違反する者）に対して名義貸しをした場合

事案概要

記帳代行を業とする甲社の代表者で、税理士資格を有していないＢは、業務の延長として顧客の確定申告書を作成し、自身が作成した確定申告書への署名を、税理士Ａに依頼していた。

Ａは、税理士でない者が作成した確定申告書に署名しても、その内容を税理士が確認していれば名義貸しには該当しないと認識していたことから、Ｂが作成した確定申告書に記載漏れや計算誤りがないか形式的なチェックを行った上で、同人の依頼に応じて、自身の署名を行っていた。



（事例７）非税理士（法52条の税理士業務の制限に違反する者）に対して名義貸しをした場合

適用条文等

（非税理士に対する名義貸しの禁止（法37の２））☞ 税理士Ａ

税理士は、第52条又は第53条第1項から第3項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

（一般の懲戒（法46））

財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

【量定】名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、２年以内の税理士業務の停止 又は 税理士業務の禁止

（税理士業務の制限（法52））☞ 代表者Ｂ

税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行つてはならない。

【罰則】２年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金（法59①四）

留意点

○　日税連作成資料（令和６年12月）では、名義貸し行為の指標として、次の３つ（例示）が挙げられている。

①　税理士が納税者から直接税理士業務の委嘱を受けておらず、また、報酬を納税者から直接収受していない

②　税理士業務の補助業務に従事している使用人が、税理士の適正な管理監督下にない

③　税理士が自己の判断で税務書類を作成していない

○　税理士法第２条第１項第２号に規定する

➢　「税務書類の作成」とは、税理士が、同号に規定する書類を自己の判断に基づいて作成することをいい、単なる代書は含まれない（税基通２－５）。

（参考）非税理士（法52条の税理士業務の制限に違反する者）に対して名義貸しをした場合

【事例１】

税理士Ａは、税理士でないＢから依頼され、Ｂが作成した知人の所得税等の確定申告書の下書きを受領し、自身のパソコンにその下書きの内容をそのまま入力した上で、電子署名を行い代理送信を行った。

【解　説】

Ａは、自らパソコンに申告内容を入力して電子申告を行っていますが、入力した内容は、Ｂにより作成された申告書の下書きの内容のままであることから、当該申告書は、Ａが自身の判断で作成したものとはいえず、名義貸しに該当する。

【事例２】

税理士Ａが主宰する会計法人の従業員Ｂ（Ａとは雇用関係はない。）が、会計業務の延長として、同法人の顧客の所得税等の確定申告書を作成し、当該確定申告書に、税理士Ａは署名を行った。

【解　説】

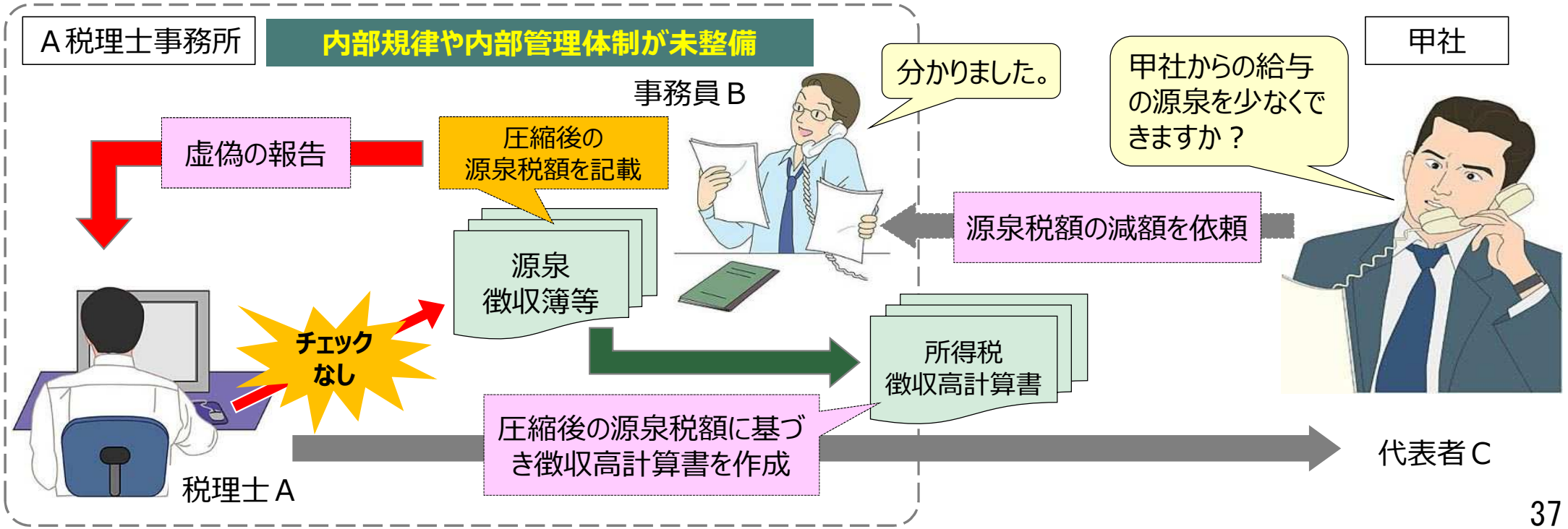
会計法人において、Ａが従業員の業務に係る管理監督を適切に行っていたとしても、Ｂは、Ａとは雇用関係がない（Ａの使用人とは言えない）ため、税理士としての管理監督がなされたものでなく、また、Ａは、署名を行った申告書の作成に何らかかわっていないことから、当該申告書は、Ａが自身の判断で作成したものとはいえず、名義貸しに該当する。

（事例８）税理士が使用人の不正行為を認識していなかった場合①

事案概要

Ａ税理士事務所に勤務する事務員Ｂは、税理士Ａの関与先である甲社の給与に係る源泉徴収に当たり、同社の代表者Ｃからの依頼に応じ、従たる給与に係る源泉所得税額を、源泉徴収税額表（月額表）の乙欄でなく甲欄を適用し算定することで、不正に源泉所得税額を圧縮していた。

なお、Ａは、事務所の内部規律等を整備しておらず、Ｂからの適正計算したとの虚偽の業務報告を信用し、自身で源泉徴収簿等の内容の確認を何ら行なわず、Bの不正行為を見過ごすなど、相当の注意を怠った結果、源泉所得税額を圧縮した真正の事実に反する所得税徴収高計算書を作成した。



（事例８）税理士が使用人の不正行為を認識していなかった場合①

適用条文等

（脱税相談等をした場合の懲戒（法45②））

財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたとき（注）は、戒告又は2年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

（注）真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は、脱税相談等の法36条の規定に違反する行為をしたとき。

【量定】税理士の責任を問い得る申告漏れ所得金額等の額に応じて、戒告 又は ２年以内の税理士業務の停止

留意点

○　財務省告示104号（Ⅰ・第２・１）において、税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用者である税理士等に対する懲戒処分は、次に掲げるところによる旨が定められている。

（１）使用人等の不正行為を使用者である税理士等が認識していたとき

使用者である税理士等が不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。

（２）使用人等の不正行為を使用者である税理士等が認識していなかったとき

➢　内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、不正行為を認識できなかったことについて使用者である税理士等に相当の責任があると認められる場合は、使用者である税理士等が過失により不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。

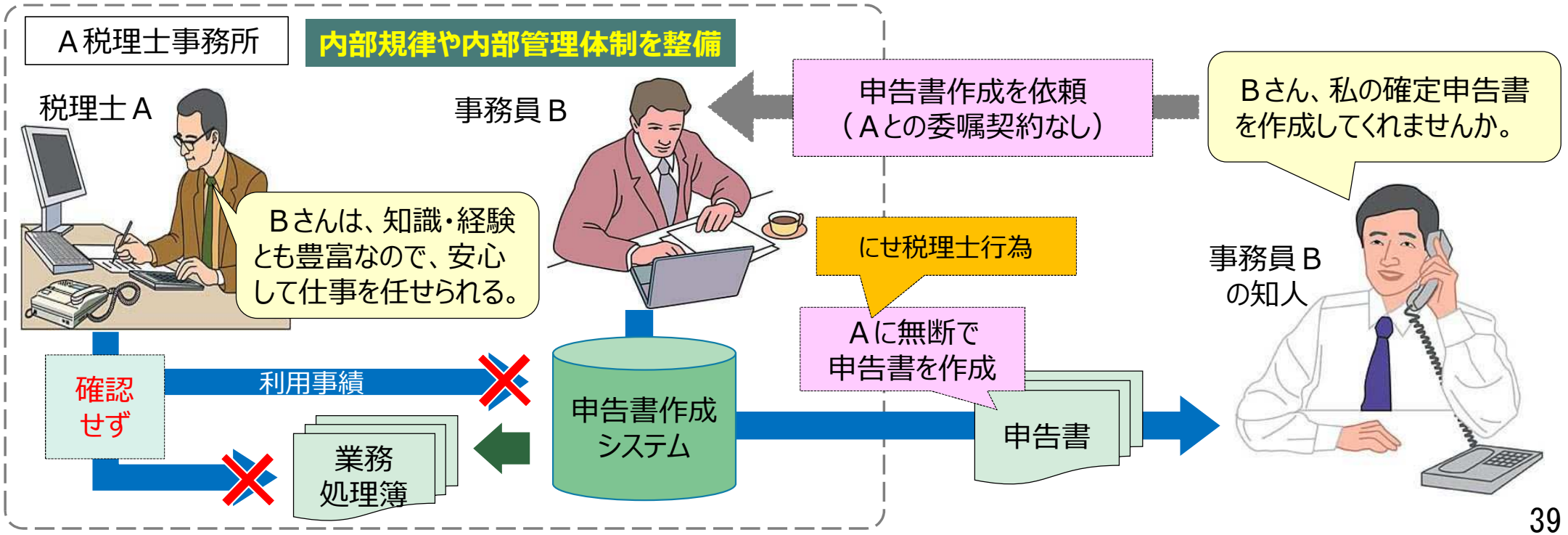
➢　上記に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者である税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合は、使用者である税理士等が税理士法41条の２の「使用人等に対する監督義務」の規定に違反したものとして懲戒処分の対象になる。

（事例９）税理士が使用人の不正行為を認識していなかった場合②

事案概要

Ａ税理士事務所に勤務する事務員Ｂは、Ａとの委嘱契約がない自身の知人からの「確定申告書を作成してほしい」との依頼を断ることができず、Ａに無断で、事務所に備え付けの申告書作成システムを使用して、自らの判断で知人の確定申告書を作成した。

Ａは、事務所が適正に運営されるよう内部規律や内部管理体制を整備していたものの、知識や業務経験豊富で信頼していたＢに関しては、業務を任せきりにしていたほか、申告書作成システムの利用事績や業務処理簿を確認していなかった。



（事例９）税理士が使用人の不正行為を認識していなかった場合②

適用条文等

（使用人等に対する監督義務（法41の２））

税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

（一般の懲戒（法46））

財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

【量定】　戒告　又は　１年以内の税理士業務の停止

留意点

○　財務省告示104号（Ⅰ・第２・１）において、税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用者である税理士等に対する懲戒処分は、次に掲げるところによる旨が定められている。

（１）使用人等の不正行為を使用者である税理士等が認識していたとき
　　使用者である税理士等が不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。

（２）使用人等の不正行為を使用者である税理士等が認識していなかったとき

➢　内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、不正行為を認識できなかったことについて使用者である税理士等に相当の責任があると認められる場合は、使用者である税理士等が過失により不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。

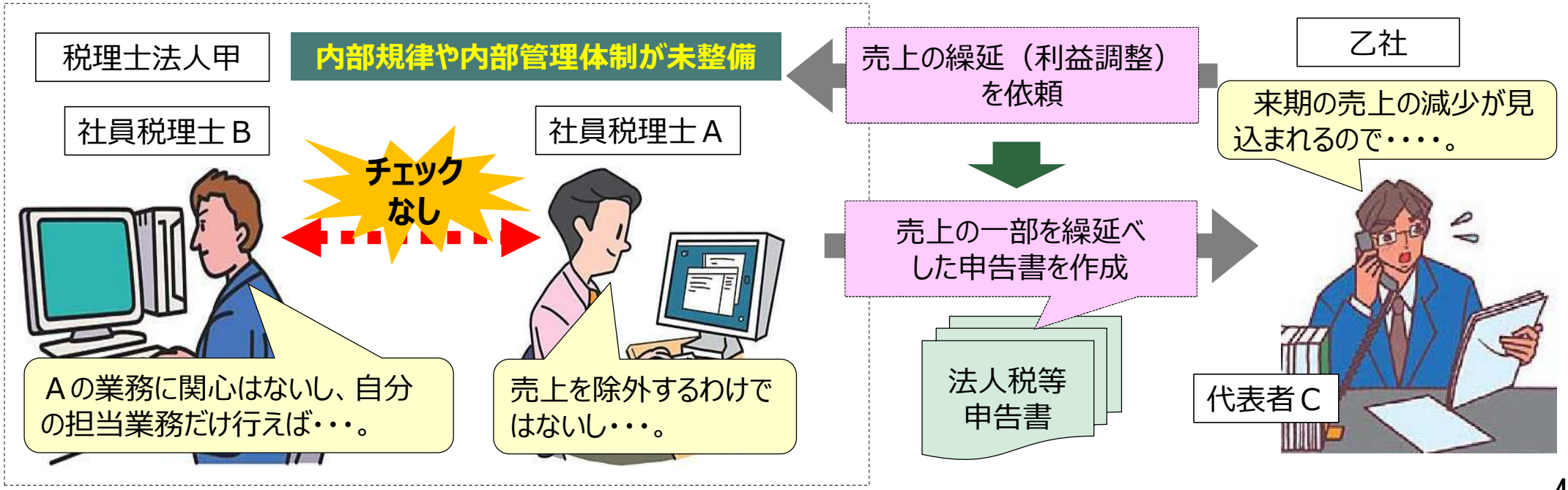
➢　上記に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者である税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合は、使用者である税理士等が税理士法41条の２の「使用人等に対する監督義務」の規定に違反したものとして懲戒処分の対象になる。

（事例10）社員税理士が不正行為を行い、かつ、税理士法人の運営が著しく不当である場合

事案概要

税理士法人甲の社員税理士Ａは、関与先である乙社の法人税等の確定申告に当たり、同社の代表者Ｃから「来期、売上の減少が見込まれるため、今期の売上の一部を来期に繰延べたい」との依頼を受けたことから、特定の売上先の今期末の売上（売掛金）を翌期の売上とすることで、不正に所得金額等を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

なお、税理士法人甲では、社員税理士Ａの他に社員税理士Ｂがいたが、業務管理のための規定等がなく、社員税理士や事務員の業務の遂行状況をチェックする体制も整備されていないなど、業務運営の適正を確保するための内部規律や内部管理体制が整備されていなかったこともあり、社員税理士Ｂは、甲社の不正行為を認識していなかった。



（事例10）社員税理士が不正行為を行い、かつ、税理士法人の運営が著しく不当である場合

適用条文等

（脱税相談等をした場合の懲戒（法45①））☞ 社員税理士Ａ

（脱税相談等をした場合の懲戒（法45②））☞ 社員税理士Ｂ

（違法行為等についての処分（法48の20①））☞ 税理士法人甲

財務大臣は、税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは2年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

【税理士法人の運営が著しく不当と認められる場合の量定】
法45条又は法46条に規定する行為を行った社員税理士の量定に応じて、戒告　２年以内の業務の全部若しくは一部の停止　又は　解散

留意点

○　財務省告示第104号（Ⅰ・第２・２）において、税理士法人の社員税理士が不正行為を行った場合の他の社員税理士に対する懲戒処分は、次のとおり定められている。

（１）社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していたとき

➢　他の社員税理士も不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。

（２）社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していなかったとき

➢　税理士法人の内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、不正行為を認識できなかったことについて他の社員税理士に相当の責任があると認められる場合は、当該他の社員税理士も過失により不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

（令和７年６月30日の官報公告分）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
禁止	法45①（故意による不真正税務書類の作成）	・　被処分者は、関与先であるＡ社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者からの依頼により、同社が過去の決算における粉飾経理で計上していた売掛金及び棚卸資産の残高をなくすために、売上及び棚卸資産の金額を減額することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。また、これに伴い、同社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。
禁止	法45①（故意による不真正税務書類の作成） 法41　（帳簿作成義務違反）	・　被処分者は、関与先であるＡの所得税の確定申告に当たり、正当な売上金額を認識していたにもかかわらず、同関与先からの依頼により売上金額を減額することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。加えて、同関与先に対する税務調査の際に、上記不正を認識していたにもかかわらず、調査担当者に真実を述べることなく、不真正な申告書の修正を行わなかった。また、これに伴い、同関与先の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 ・　被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
禁止	法45①（故意による不真正税務書類の作成）	・　被処分者は、関与先であったＡ社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税に関する各種届出書の確認を怠り、本来、簡易課税制度の適用期間中であるにもかかわらず、一般課税で作成した結果、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。これに関連し、同社の基準期間の消費税及び地方消費税の確定申告について、同社がＢ社から受領した金員が同期間の取引に係るものではないおそれがあると認識しながら、その取引に係る契約書の日付を変更させた上で、同期間の課税売上高として計上することによって、不正に課税売上高を5,000万円超とする真正の事実に反する修正申告書を作成した。更に、同社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、新型コロナウイルスによる影響がなかったことを認識していたにもかかわらず、自己の判断により、事実とは異なる新型コロナウイルスの影響を理由として、本来、課税期間の開始前に提出すべき消費税簡易課税制度選択不適用届出書を課税期間の開始後に提出した。
停止 （２年）	法45①（故意による不真正税務書類の作成） 法37　（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	・　被処分者は、関与先であるＡ社の法人税の確定申告に当たり、正当な売上金額を認識していたにもかかわらず、同社の代表者からの依頼により、売上金額の一部を短期借入金に振り替えることによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 ・　被処分者は、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

（令和７年６月30日の官報公告分）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
停止 （１年９月）	法45①（故意による不真正税務書類の作成） 法41　（帳簿作成義務違反）	・　被処分者は、関与先であったＡ社の法人税の確定申告に当たり、自己の判断により、取引の事実がない架空の仕入を計上することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。また、これに伴い、同社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 ・　被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
停止 （１年７月）	法45①（故意による不真正税務書類の作成） 法41　（帳簿作成義務違反）	・　被処分者は、関与先であったＡ社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者からの依頼により、支払事実のない同社の従業員に対する架空の給料手当、雑給を計上することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。 ・　被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった
停止 （７月）	法45②（過失による不真正税務書類の作成）	・　Ａ税理士法人の社員税理士である被処分者は、同税理士法人の関与先であるＢ社の法人税の確定申告に当たり、同税理士法人の代表社員であるＣ税理士から、金融機関対策として期中に一時的に架空仕入を計上した試算表を作成し、決算期末にこれを取り消して正当な申告書を作成するよう指示を受けていたが、相当の注意を怠り、Ｃ税理士からの指示に基づき計上していた架空仕入の全部を取り消して真正な申告書を作成したと誤信し、一部の取消しを行わなかったことによって、所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。
停止 （７月）	法45②（過失による不真正税務書類の作成）	・　Ａ税理士法人の代表社員である被処分者は、同税理士法人の関与先であるＢ社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者から、金融機関対策として期中に一時的に架空仕入を計上した試算表を作成し、決算期末に当該架空仕入を取り消して正当な申告書を作成するよう依頼を受けていたが、相当の注意を怠り、同代表者の依頼に基づき同税理士法人の社員税理士であるＣ税理士に指示して当該架空仕入の全部を取り消して真正な申告書を作成したと誤信し、一部の取消しを行わなかったことによって、所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。
禁止	法37（自己脱税）	・　被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、申告書の作成を依頼している税理士法人Ａに対し、本来収入として計上すべき株式譲渡収入について、申告しない意図のもとに原始記録を提出せずに、株式譲渡所得を除外した申告書を作成させることにより、不正に所得金額を圧縮して申告した。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

（令和７年６月30日の官報公告分）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
禁止	法37（自己脱税）	・　被処分者は、自己が代表社員であった税理士法人Ａの法人税の確定申告と自己が主宰するＢ社の法人税の確定申告に当たり、両社間に業務委託の事実がないことを認識しながら、同税理士法人において架空の業務委託費を計上することなどにより、不正に所得金額を圧縮して申告した。また、これに伴い、税理士法人Ａの消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮して申告した。
解散	法37（自己脱税）	・　被処分法人は、自社の法人税の確定申告に当たり、代表社員であったＡ税理士が、Ｂ社との間に業務委託の事実がないことを認識しながら、架空の業務委託費を計上することなどにより、不正に所得金額を圧縮して申告した。また、これに伴い、自社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮して申告した。
停止 （２年）	法37（自己脱税） 法37（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 法41（帳簿作成義務違反）	・　被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、売上の一部を除外することなどによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 ・　被処分者は、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 ・　被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
停止 （１年６月）	法37（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） 法37（業務け怠） 法41（帳簿作成義務違反）	・　被処分者は、父である被相続人Ａに係る相続税の申告に当たり、相続税の申告義務があることを認識していたにもかかわらず、法定申告期限までに申告せず、課税価格の申告漏れを生じさせた。 ・　被処分者は、父である被相続人Ａに係る相続税の申告に当たり、相続人であるＢから申告書の作成や提出等の税理士業務の委嘱を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく法定申告期限までの提出を怠り、その結果、同人に対して無申告加算税の賦課等の損害を与えた。 ・　被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
停止 （11月）	法37（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	・　被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。更に、自己が代表者であるＡ社の法人税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

（令和７年６月30日の官報公告分）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
停止 （９月）	法37（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	・　被処分者は、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。
停止 （７月）	法37（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	・　被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。
停止 （６月）	法37の２（非税理士に対する名義貸し） 法41　　（帳簿作成義務違反）	・　被処分者は、税理士法人でないＡ社が、同法人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税、消費税及び地方消費税、贈与税、相続税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。 ・　被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
停止 （５月）	法37の２（非税理士に対する名義貸し）	・　被処分者は、税理士法人でないＡ社及び税理士でないＢが、同法人及び同人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。
停止 （４月）	法37の２（非税理士に対する名義貸し）	・　被処分者は、税理士でないＡが、同人の判断に基づいて作成した複数者の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。
停止 （４月）	法37の２（非税理士に対する名義貸し）	・　被処分者は、税理士でないＡが、同人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

（令和７年６月30日の官報公告分）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
停止 （６月）	法37（業務懈怠） 法37（調査妨害） 法41（帳簿作成義務違反）	・　被処分者は、関与先であったＡの所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書、複数社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書について、これらの申告書の作成や提出等の税理士業務の委嘱を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく法定申告期限までの提出を怠り、その結果関与先に対して無申告加算税の賦課等の損害を与えた。 ・　被処分者は、関与先であったＢ社の法人税等の税務調査において、当該調査の進行を妨げることを目的として、調査担当者に対して同関与先の代表者との面接や同関与先の事務所内への立入りをさせず、調査担当者からの連絡にも正当な理由なく応答しないなど、税務職員の調査を妨げる行為をした。また、調査担当者に対する虚偽の申立てにより面接予約を取り消し、関与先代表者に税務調査が行われていることを伝えないことで、調査の進行を遅らせた。 ・　被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった

（犯罪による収益の移転防止に関する法律による税理士等の義務）

○　税理士等は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯収法」という。）により、税理士として行う特定の業務・取引について、顧客の本人確認など、一定の義務が課されています（犯収法４、６、７②③、８②③、別表（第４条関係）、犯収令９、12、16、犯収規則25）。

犯収法上の義務の適用関係

税理士等が行う業務であって、税理士法第２条又は第48条の５に定める業務や、これらに付随・関連する業務か。

No → 犯収法の適用なし

Yes ↓

次の行為等の代理・代行（特定受任行為の代理等）に該当するか。
①　宅地・建物の売買に関する行為や手続
②　会社の設立又は合併に関する行為又は手続、その他政令で定める法人の組織、運営又は管理に関する行為又は手続
③　現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分

No → 犯収法の適用なし

Yes ↓

特定受任行為の代理等のうち、「特定取引」・「ハイリスク取引」を行う場合

→ 税理士等の義務
- 本人特定事項等の取引時確認（犯収法４①②）
- 確認記録の作成・７年間の保存（犯収法６）

↓

特定受任行為の代理等を実際に行った場合
（※）犯罪による収益である疑いがあるかどうかの判断（犯収法８③）

→ 税理士等の義務
- 取引記録の作成・７年間の保存（犯収法７②③）

疑い有 →
- 疑わしい取引の届出（犯収法８②）

（※）疑わしい取引の届出義務は、令和６年４月1日以降に課されることとなったものです。

● 補足説明

（１）特定取引

次の①から③の特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結のほか、④、⑤の取引をいいます（犯収法４①、犯収法別表（第４条関係）、犯収令９①、犯収規則５）。

① 宅地・建物の売買に関する行為や手続の代理・代行の契約締結
② 会社等の設立・合併等に関する行為や手続の代理・代行の契約締結
③ 200万円超の現金、預金、有価証券等の財産の管理や処分の代理・代行の契約締結
④ マネー・ロンダリングの疑いがあると認められる取引
⑤ 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引

（２）ハイリスク取引

マネー・ロンダリングに用いられる恐れが特に高い、次の取引をいいます（犯収法４②、犯収令12）。

① 取引時確認に係る顧客等になりすましている疑いがある取引
② 取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
③ 特定国（イラン・北朝鮮）に居住・所在する顧客等との取引
④ 顧客等が外国ＰＥPs（外国の元首、外国の政府等機関において重要な地位を占める者やその親族）である取引

税理士制度のＱ＆Ａ（国税庁ホームページ掲載）

国税庁ＨＰに掲載しています「税理士制度のＱ＆Ａ」は、税理士の方々が税理士業務を行う中で、適正な業務運営を行っていただけるよう、税理士の業務、所属税理士制度、書面添付制度、税理士事務所、税理士法違反行為及び税理士法人制度について、Ｑ＆Ａ形式により取りまとめたものです。

また、このＱ＆Ａでは、税理士等に課せられた税理士法上の義務の内容、その義務違反を行った場合の税理士等に対する懲戒処分等の内容について、具体事例を紹介し、説明しています。

（国税庁ＨＰトップページ）



改めて、税理士の使命を認識していただき、
会則及税理士法の遵守をお願いします。
お疲れさまでした。



所得税
消費税 誤りやすい事例

（令和８年２月）

小 牧 税 務 署

個 人 課 税 部 門

目　次

所　得　税　編

Ⅰ　納税地 1
Ⅱ　資産から生じる収益の帰属 1
Ⅲ　非課税所得 2
Ⅳ　所得区分 3
Ⅴ　各種所得金額の計算 5
　1　配当所得 5
　2　不動産所得 8
　3　事業所得・不動産所得共通事項 10
　　⑴　総収入金額 10
　　⑵　家事費等 11
　　⑶　損害保険料 12
　　⑷　減価償却費 12
　　⑸　事業専従者控除（青色事業専従者給与） 14
　　⑹　修繕費 15
　　⑺　繰延資産の償却 16
　　⑻　借入金利子 16
　　⑼　貸倒損失 17
　　⑽　資産損失 17
　　⑾　青色申告承認申請 17
　　⑿　青色申告特別控除 18
　　⒀　家内労働者等の特例 18
　4　給与所得 19
　5　所得金額調整控除 20
　6　退職所得 20
　7　山林所得 21
　8　譲渡所得 22
　9　一時所得 23
　10　雑所得 24
Ⅵ　損益通算等 26
　1　損益通算 26
　2　純損失の繰越控除 28
Ⅶ　所得控除 29
　1　雑損控除 29
　2　医療費控除 31
　3　社会保険料控除 34
　4　小規模企業共済等掛金控除 35
　5　生命保険料控除 35
　6　地震保険料控除 36
　7　寄附金控除 36
　8　寡婦控除 38
　9　ひとり親控除 38

10　障害者控除 41
11　配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除 42
12　基礎控除 43
Ⅷ　税額控除 44
1　配当控除 44
2　外国税額控除 47
3　住宅借入金等特別控除 47
4　定額減税 50
Ⅸ　確定申告 51
Ⅹ　その他 54

消　費　税　編

Ⅰ　納税義務者 56
Ⅱ　課税の対象 57
Ⅲ　課税仕入 59
Ⅳ　控除対象仕入税額の調整 60
Ⅴ　簡易課税制度 61
Ⅵ　インボイス制度 63
Ⅶ　確定申告 64

所　得　税　編

Ⅰ　納税地

〔基本事項〕

原則として、申告書提出の際における納税者の住所地が納税地となる（所法 15①一、通法 21）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　給与所得者が勤務先を納税地としている。	納税地は原則として住所地（生活の本拠）とされ、勤務先を納税地とすることはできない（所法 15①一）。
②　国内に住所等を有しない者の納税地を、納税管理人の住所地としている。	国内に住所等を有しない者が、納税管理人を選任した場合であっても、納税地は出国前の納税者本人の住所地等となる（所法 15、所令 54）。
③　死亡した者の所得税の納税地について、相続人の住所地を納税地としている。	死亡した者の所得税の納税地は、相続人の納税地ではなく、死亡当時におけるその死亡した者の納税地である（所法 16③）。

Ⅱ　資産から生じる収益の帰属

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　共有名義のアパートを賃貸し、その収益の全部を１人の所得として申告している。	資産から生ずる収益は、その資産の名義者に帰属するものと推定する（所基通12－１）ことから、持分割合に応じて各名義人に帰属するものとして取り扱う。
②　配偶者や親名義の土地を、例えば月極め駐車場として、土地の名義者以外の名義で賃貸し、その収益を契約者（土地の名義人以外の者）の所得として申告している。	資産から生ずる収益は、その資産の名義者に帰属するものとして推定する（所基通 12－１）ことから、持分割合に応じて各名義人に帰属するものとして取り扱う。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
③　遺産分割中であるとして、未分割不動産から生ずる不動産所得を申告していない。	未分割不動産から生ずる不動産所得は、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属し（民法 898）、遺言による相続分の指定があれば、指定相続分により申告することとなるが、指定がなければ法定相続分により各共同相続人が申告する。 なお、遺産分割確定日以後の不動産収入については、その遺産分割による相続分により申告する。

Ⅲ　非課税所得

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　遺族年金を雑所得として申告している。	遺族の受ける恩給及び年金で死亡した人の勤務に基づいて支給されるもの並びに各社会保障制度に基づき支給されるものは非課税である（所法９①三ロ、所基通９－２、国民年金法等の各特別法）。
②　自由業者の受ける出張旅費を非課税としている。	非課税とされる出張旅費（通常必要と認められるもの）は、給与所得者の場合に限られる（所法９①四）。
③　外国の宝くじ当せん金を非課税としている。	当せん金付証票法 13 条により非課税とされている「当せん金付証票の当せん金品」は、同法の規定により払われるものに限られることから、外国の宝くじ当せん金は非課税とはならない。
④　日本人が外国公館に勤務して受ける給与を非課税としている。	日本国籍を有する者は、外国政府に勤務してもその給与所得は非課税とされない（所令 24）。
⑤　店舗が壊されたことにより受ける休業補償金を非課税としている。	休業期間中の収益の補償として受ける休業補償金は、事業所得等の収入金額とされ、非課税とはならない。また、棚卸資産の損失による損害賠償金も、事業所得等の収入金額とされ、非課税とはならない（所令 94①）。

Ⅳ　所得区分

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　事業用運転資金の預金利子を事業所得の雑収入としている。	事業用の預金であっても、利子所得となる（所法23）。
②　事業用車両の売却（下取り）損を事業所得の必要経費としている。	原則として、事業用資産のうち、棚卸資産、少額重要資産以外の少額減価償却資産や一括償却資産の譲渡による所得は事業所得、その他の減価償却資産の譲渡による所得は譲渡所得となる（所法27、33②一、所令81）。
③　アメリカ法人の日本子会社に勤務する納税者が、アメリカ法人から１株100円で１万株購入できるストックオプションを付与され、１株 500 円時点で権利行使をしたが、当該権利行使により得た経済的利益について、確定申告をしていない。	一般的に外国親会社から付与されたストックオプションに係る権利行使については、税制適格ストックオプションに該当しない（税制非適格ストックオプションに該当する）ことから、ストックオプションの権利行使で得た利益について、課税の繰り延べはなされない（措法 29 の２、措令 19 の３）。 一般的にストックオプション※の権利行使で得た利益は、給与所得に該当し、権利行使をした年に申告する（所法 36②、所令 84③、所基通 23～35 共－６）。 （500 円－100 円）×１万株＝400 万円 ※　所得税法施行令第 84 条第２項１号ないし３号に掲げる権利で当該権利の譲渡についての制限その他特別の条件が付与されているものに限る。 なお、ストックオプションであっても、例えば、株主総会の決議を経ずに発行されたもので、株式と引換に払い込むべき金額が有利な金額ではない場合など、所得税法施行令第 84 条第３項１号ないし３号に掲げる権利に該当しない場合には、権利行使時において、収入すべき利益はないこととなる。
④　アメリカ法人の日本子会社に勤務する納税者が、アメリカ法人から付与されたストックオプションについて権利行使をした後もアメリカ法人の株を保有し（権利行使時の時価 500 円、１万株保有）、１株 750 円時点で当該株を１万株売却したが、確定申告をしていない。	税制非適格ストックオプションの権利行使により得た株を引き続き保有し、その後売却した場合には株式の譲渡所得で申告する（所法 33、所令 84③、措法 29 の２、37 の 11、措令 19 の３）。 （750 円－500 円）×１万株＝250 万円

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
⑤　税制適格ストックオプションを適用している日本企業から１株 100 円で１万株購入できるストックオプションを付与され、１株 500 円時点で所定の条件のもと権利行使をした後も株を保有し続け、１株 750 円時点で１万株を売却し、（750 円－500 円）×1 万株＝250 万円を株式の譲渡所得で申告している。	税制適格ストックオプション制度を適用し、所定の条件で権利行使した場合は、権利行使時における課税は行わず、譲渡時まで課税の繰り延べが行われるため、（750 円－100 円）×１万株＝650 万円を株の譲渡所得として申告する（措法 29 の２、措令 19 の３）。 所定の条件とは以下のとおり。 a　権利行使は、付与決議の日以後２年を経過した日から 10 年を経過する日までの間に行うこと。 なお、一定の株式会社（設立の日以後の期間が５年未満の株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社であることその他の要件を満たすもの）が付与する新株予約権については、当該新株予約権の行使はその付与決議の日後 15 年を経過する日までの間に行うこととする。 b　権利行使価額が年間 1,200 万円を超えないこと。 c　１株当たりの権利行使価額は、付与契約の締結時の１株当たりの価額以上であること。 d　権利を譲渡してはならないとされていること。 e　権利行使に係る株式の交付が、付与決議がされた会社法等に定める事項に反しないこと。 f　株券の交付を受けずに証券会社等へ保管の委託等をすること。 g　契約により新株予約権を与えられた特定従事者は、国外転出をする時までにその新株予約権に係る契約を締結した株式会社にその旨を通知しなければならないこと。 h　契約により新株予約権を与えられた特定従事者の認定が取消された場合には、付与会社は、速やかにその者にその旨を通知しなければならない。
⑥　互助年金を給与所得としている。	公的年金等以外の年金として雑所得となる（所法 35、所令 82 の２）。
⑦　受け取った立退料を全て一時所得としている。	立退料のうち、①借地権の消滅部分は譲渡所得、②休業補償部分は事業所得等、③その他は一時所得となる（所令 79、94①二、95、所基通 33－６、34－１（７））。
⑧　暗号資産を売却又は使用することにより生ずる利益を申告していない。	暗号資産を売却又は使用することにより生ずる利益については、原則として、雑所得に区分される。 なお、事業所得等の各種所得の起因となる行為に付随して生じる場合やその収入によって生計を立てていることが客観的に明らかであるなど、その暗号資産取引が事業として行われていると認められる場合には、暗号資産を売却又は使用することにより生ずる利益の所得区分は事業所得となる。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
⑨　自己が居住する住宅を利用して住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（いわゆる「民泊」）を行っている場合の利益について申告していない。	自己が居住する住宅を利用して住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を行うことによる所得は、原則として雑所得に区分される。 なお、不動産賃貸業を営んでいる者が、契約期間の満了等による不動産の貸付け終了後、次の賃貸契約が締結されるまでの間、当該不動産を利用して一時的に住宅宿泊事業を行った場合に得る所得は、雑所得とせず、不動産所得に含めても差し支えない。 また、専ら住宅宿泊事業による所得により生計を立てているなど、その住宅宿泊事業が、所得税法上の事業として行われていることが明らかな場合には、その所得は事業所得に該当する。

Ⅴ　各種所得金額の計算
1　配当所得

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　生命保険及び損害保険契約等に基づく剰余金や割戻金を配当所得の収入金額に含めている。	生命保険等の契約者配当金や割戻金は、配当所得の収入金額に含めず、生命保険料控除、地震保険料控除を計算する際に、支払った保険料の金額から控除する（所法 24、76①、77①）。
②　上場株式等及び投資法人以外の配当等について、１銘柄につき配当計算期間に係る配当金額が 10 万円を超えるものを、確定申告不要としている。	上場株式等及び投資法人以外の配当等について、確定申告不要制度の対象となる配当等は、１銘柄につき１回に支払を受けるべき金額が、次により計算した金額以下であるものをいう（措法８の５①一）。 10 万円×配当計算期間の月数（最高 12 か月）÷12 ※　配当計算期間とは、その配当等の直前の支払に係る基準日の翌日から、その配当等の支払に係る基準日までの期間をいう。 なお、上場株式等の配当等及び投資法人からの金銭の分配の場合（発行済株式又は出資の総数又は総額の３％以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する者が支払を受けるべき配当等を除く。）については、支払を受けるべき配当等の金額にかかわらず、確定申告不要制度の対象となる（措法８の４①一、８の５①二）。
③　配当所得の収入金額を源泉徴収後の金額で計算している。	配当所得の収入金額は、源泉徴収税額を差し引く前の金額である（所法 24）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
④　大口株主等（発行済株式の総数等の３％以上に相当する数又は金額の株式を有する個人）が、受け取った配当等を申告分離課税の対象としている。	大口株主等が受け取る配当等は、申告分離課税の対象とならない。 なお、大口株主等が受け取る配当等について、１銘柄につき配当計算期間に係る配当金額が 10 万円を超える場合は、確定申告不要制度の対象とならない（措法８の４①一、８の５①）。 おって、令和５年 10 月１日以後に支払うべき上場株式等の配当等については、個人株主が、「当該個人株主の持株割合」と「当該個人株主が 50％超の株式を保有する法人（支配法人）の持株割合」との合計が３％以上となる上場会社から支払いを受ける配当についても、「大口株主等」と同様に総合課税により課税する。
⑤　海外の現地法人からの配当所得について、国外において源泉徴収されていることから、確定申告が不要であると考えている。	国外の法人からの配当所得には確定申告不要制度の適用はない（措法８の５①、措令４の３②六）。
⑥　一般株式等に係る配当金が支払われた場合において、資本剰余金及び利益剰余金が原資となっているにもかかわらず、全額をみなし配当として計算している。	資本剰余金を原資とする配当金は、資本の払い戻しであり、譲渡所得の収入金額とみなされるため、当該収入金額を除いた金額がみなし配当の金額となる。 なお、譲渡所得の金額を計算する際は、旧株の従前の取得価格の合計額に、払戻し等割合を乗じた金額を取得価格として計算することとなる（措法 37 の 10③四、措通 37 の 10-３）。
⑦　NISA 口座で保有する上場株式の配当をすべて非課税と考えている。	NISA 口座内で保有する上場株式の配当、上場投資信託、不動産投資信託の収益の分配について、非課税の適用を受けるためには、配当等の受取方法として、「株式数比例配分方式」を選択している必要がある。「配当金領収証方式」や「登録配当金受領口座方式」、「個別銘柄指定方式」を選択している場合は課税扱いとなり、上場株式等の配当等の取扱い（申告不要、総合課税、申告分離課税の選択）が通用されることになる（措法 37 の 11 の６）。

〔参考〕　※　国税庁ＨＰタックスアンサー「No. 1330 配当金を受け取ったとき(配当所得)」

◆　配当課税制度の概要

・一般株式等の配当等 ・上場株式等の配当等 （個人の大口株主等）	源泉徴収税率(復興税含む)	20.42％
	確定申告 不要制度	１回10万円に配当計算期間の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額以下
・上場株式等の配当等 （個人の大口株主等を除く。）	源泉徴収税率(復興税含む)	15.315％ （他個人住民税５％）
	確定申告 不要制度	上　限　な　し

※　確定申告不要制度を選択した配当等については、配当控除の対象とはならず、その源泉徴収税額を納付すべき税額の計算上控除することもできない。

※　「個人の大口株主等」とは、発行済株式又は出資の総数又は総額の３％以上を有する者をいう。

なお、令和５年10月1日以後に支払いを受けるべき上場株式の配当等については、いわゆる同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の総数等を合算し総額３％以上になる場合を含む。

※　平成31年４月１日以後に確定申告書を提出する場合、上場株式等の支払通知書や特定口座年間取引報告書等の添付又は提示は不要となった。

Ⅴ　各種所得金額の計算
２　不動産所得

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　敷金・保証金等のうち返還を要しない部分の金額を収入に計上していない。	返還を要しないこととなる敷金・保証金等は、その返還しないことが確定した年分の収入となる（所法36①、所基通36－７）。
②　家賃の金額をめぐる係争に係る供託金を収入に計上していない。	契約の存否の係争に係る供託金は判決等のあった日に収入に計上するのであるが、金額の係争に係る供託金は、各年分の収入となる（所法36①、所基通36－５(２)ただし書）。
③　共有名義のアパートについて、各人の持分割合で按分した後の棟数等で、事業的規模か業務的規模かの判定をしている。	事業的規模か業務的規模かの判定は当該不動産全体の貸付けの規模で行う。
④　事業的規模の貸付けを行っていないのに、建物の取壊損失を全額必要経費に算入し、赤字申告をしている。	事業的規模でないものの資産損失は、損失を控除する前の所得を限度として必要経費に算入される（所法51④）。
⑤　事業的規模の貸付けを行っていないのに、専従者給与（又は控除）及び55万円（65万円）の青色申告特別控除を適用している。	専従者給与（又は控除）及び10万円を超える青色申告特別控除額は、事業的規模の貸付けの場合に控除（適用）される（所法57、措法25の２③）。
⑥　新たにアパート経営を行う者が、当該アパートの取得後、使用開始前の期間に対応する借入金利子を必要経費に算入している。	使用開始前の期間に対応する借入金利子は、取得価額に算入される（所法38、所基通38－８）。
⑦　事業税が課されている不動産貸付けであるにもかかわらず、事業税を必要経費に算入していない。	後日、更正の請求をすることはできるが、申告段階で控除するのを忘れないように留意する必要がある。 なお、事業税が課される基準は、必ずしも所得税の事業的規模と同じ基準ではないため、10万円の青色申告特別控除を適用している者であっても事業税が課されている者がいることに留意する。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
⑧　貸地の測量費を不動産所得の必要経費に算入している。	土地の測量費を必要経費にするためには、事業関連性及び必要性があるかどうか（例えば、貸主との間で貸地の面積についての争いがあるなど）を確認する必要がある。事業関連性又は必要性がなければ、土地の取得費になる（所法 37、38、所基通 38－10(注)）

【参考】　※　国税庁ＨＰタックスアンサー「No. 1373 事業としての不動産貸付けとそれ以外の不動産貸付けとの区分」

◆　不動産所得は、その不動産貸付けが事業的規模であるのか、事業的規模に至らない規模であるのかにより、所得税法上の取扱いに差異がある。事業的規模で行われているか否かの判定は、その実質に基づき判定されるのであるが、次の事実のいずれかに該当する場合には、特に反証がない限り、事業として行われているものとする（所基通 26－９）。

⑴　貸間、アパート等については、貸与することができる独立した室数がおおむね 10 室以上であること。

⑵　独立家屋の貸付けについては、おおむね５棟以上であること。

◆　事業的規模と事業規模に至らない規模の課税上の主な取扱いの差異

規模／項目	事業的規模	事業的規模に至らない規模
資産損失（取壊し、除却、滅失等）	損失の金額（原価ベース）を損失の生じた年分の必要経費に算入する（所法 51①）。	損失の金額（原価ベース）を損失の生じた年分の不動産所得の金額を限度として必要経費に算入する（所法 51④）。(注１)
貸倒損失	賃貸料等の貸倒れによる損失は、貸倒れが生じた年分の必要経費に算入する（所法 51②）。	賃貸料等の回収不能による損失は、その収入が生じた年分にさかのぼって収入金額がなかったものとみなす（所法 64①）。(注２)
青色事業専従者給与	青色事業専従者へ支払った給与のうち労務の対価として相当なものは、その年分の必要経費に算入する（所法 57①）。	適用なし
事業専従者控除	専従者１人につき最高 50 万円（配偶者である専従者については最高 86 万円）を必要経費に算入する（所法 57③）。	適用なし
青色申告特別控除	一定の要件を満たす場合には、最高 65 万円の控除が受けられる（措法 25 の２③④⑥）。	最高 10 万円の控除となる（措法 25 の２①）。

(注１)　災害等による損害は、選択により雑損控除の対象とすることができる。

(注２)　収入がなかったものとみなされる金額は、次のうち最も低い金額となる（所令 180②、所基通 64－２の２）。

①　回収不能金額

②　所法第 64 条適用前の課税標準の合計額

③　②の計算の基礎とされた不動産所得の金額

Ⅴ　各種所得金額の計算
３　事業所得・不動産所得共通事項　⑴　総収入金額

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　棚卸資産を知人に低廉譲渡した等、実質的に贈与したと認められる金額を収入金額に加算していない。	棚卸資産を著しく低い金額で譲渡した場合には、「通常の販売価格×（おおむね）70％－譲渡価額」が実質的に贈与したと認められる金額として収入金額に加算される（所法40①二、所基通40－２、40－３）。
②　自家労賃（自己又は扶養親族等に提供した役務）を自家消費の取扱い（所基通 39－１）と同様に考え、収入金額に加算している。	自家消費は、売上原価が一括して差し引かれるため収入計上する必要があるが、自家労賃は収入金額に算入する必要がない。 (注)　大工が自宅を建築する場合などで、材料費、外注費等を一括して必要経費に算入している場合は、自宅に係る材料費、外注費等を収入金額に算入する。
③　税込経理方式を適用している者が還付を受けた消費税等を雑収入に計上していない。	消費税等の申告書を提出した日（未収入金に計上した場合は、未収入金に計上した日）の属する年の所得の雑収入に計上する（平元．３．29直所３－８「８」）。
④　税抜経理方式を適用している者が仮払消費税等の金額と仮受消費税等の金額の差額と、納付する（還付される）消費税等との差額を消費税等の確定申告書を提出した日の属する年の雑収入（必要経費）に算入している。	差額が生じた課税期間に対応する年分の雑収入（必要経費）に算入する（平元．３．29直所３－８「６」）。 税抜経理方式を適用することとなる個人事業者は、課税期間の終了の時における仮受消費税等の額の合計額から仮払消費税等の額の合計額（控除対象外消費税額等に相当する金額を除く。）を控除した金額と当該課税期間に係る納付すべき消費税等の額とに差額が生じた場合は、当該差額については、当該課税期間を含む年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入するものとする。 課税期間の終了の時における仮払消費税等の額の合計額から仮受消費税等の額の合計額を控除した金額と当該課税期間に係る還付を受ける消費税等の額とに差額が生じた場合についても同様とする。

Ⅴ　各種所得金額
３　事業所得・不動産所得共通事項　⑵　家事費等

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　店舗併用住宅の住宅部分等に係る費用を全て必要経費に算入している（固定資産税、水道光熱費、損害保険料、借入金利子、減価償却費等を按分して計算していない）。	家事関連費については、所得の計算上必要経費とならないが、その経費の主たる部分が業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分が明らかにされる場合、その年分の必要経費とすることができる。（所法45①一、所令96）。
②　私的な飲食費やゴルフのプレー代を必要経費に算入している。	接待交際費は、事業に関連し、かつ、その支出が専ら事業の遂行上必要なものに限られ、目的、相手方、金額等からみて、家事費と認められる場合には必要経費に算入されない（所法37①、45①一）。
③　所得補償保険の保険料を、事業所得の必要経費に算入している。	事業主が自己を被保険者として支払う所得補償保険の保険料は、必要経費にならない（所法37①、所基通９－22（注））。 なお、当該保険金を受け取った場合には、非課税とされる（所法９①十八、所令30一、所基通９－22）。
④　青色事業専従者に掛けた定期保険の保険料を、他に従業員がいないにもかかわらず必要経費に算入している。	他に使用人がおり、その使用人と同一基準でなされている場合に限って必要経費に算入することができる（昭和48.12.22直審３－142）。
⑤　外国の所得税について、必要経費に算入することはできないと考えている。	外国所得税額がある場合には、その年中に確定した全ての外国所得税の額について、外国税額控除か必要経費に算入するかの選択をすることになる（所法46、所基通46－１）。

Ⅴ　各種所得金額の計算
３　事業所得・不動産所得共通事項　⑶　損害保険料

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○　農協の建物共済、長期総合保険など積立部分のある損害保険料を全額必要経費に算入している。	業務用に係る部分の保険料の金額のうち、積立部分の保険料は資産計上し、積立以外の部分が必要経費となる（所法37①、所基通36・37共－18の２）。

Ⅴ　各種所得金額の計算
３　事業所得・不動産所得共通事項　⑷　減価償却費

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　定率法の届出をしないで定率法により計算している。	届出がなければ減価償却資産の償却費については、法定償却方法で計算することとなる（所法49、所令120①、120の２①、123、125）。 （参考） 区分／取得時期／法定の償却方法／選択できる償却方法 建物／H10.3.31まで／旧定額法／旧定率法 建物／H10.4.1～H19.3.31／旧定額法／なし 建物／H19.4.1～／定額法／なし 建物付属設備構築物／H19.3.31まで／旧定額法／旧定率法 建物付属設備構築物／H19.4.1～H24.3.31／定額法／定率法（250%） 建物付属設備構築物／H24.4.1～H28.3.31／定額法／定率法（200%） 建物付属設備構築物／H28.4.1～／定額法／なし 船舶、車両・運搬具、工具、器具・備品、機械・装置／H19.3.31まで／旧定額法／旧定率法 船舶、車両・運搬具、工具、器具・備品、機械・装置／H19.4.1～H24.3.31／定額法／定率法（250%） 船舶、車両・運搬具、工具、器具・備品、機械・装置／H24.4.1～／定額法／定率法（200%）
②　店舗併用住宅の場合、未償却残高を計算する際、「取得価額－必要経費算入額」としている。	「取得価額　－　自宅部分も含めたその年分までの減価償却費の累計額」となる。
③　建物の附属設備を建物本体と一括して建物の耐用年数を適用している。	建物の附属設備を建物本体と区分せずに建物の耐用年数を適用できるのは、木造、合成樹脂造又は木骨モルタル造の建物の附属設備に限られる（耐通２－２－１）。
④　１個の取得価額が10万円未満のデジタルカメラを減価償却資産として計上して償却している。	１個又は１組の取得価額が10万円未満である減価償却資産については、取得価額に相当する金額を、その業務の用に供した年分の必要経費に算入する（所令138）。 （注）　資産の取得であるため、繰延資産（開業費）にも該当しない（所令７①）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
⑤　税込経理方式を適用している者が、税抜価額を減価償却資産の取得価額として少額減価償却資産の判定をしている。	税込経理方式を適用している者は、減価償却資産の取得価額は、税込の価額によることとなる（平元.3.29直所３－８「９」）。
⑥　被相続人が定率法により償却していた減価償却資産を相続（限定承認に係るものを除く。）により取得した相続人が、引き続き定率法により減価償却費の計算を行っている。	相続人は、減価償却資産について、取得価額、帳簿価額、耐用年数は引き継ぐが（所法60①、所令126②）、償却方法を引き継ぐ規定はないため、改めて、償却の方法を選択した届出を提出する必要がある（所令123①、②）。
⑦　減価償却資産（車両）について定率法の届出を行っていた父親の事業を承継（相続によるものではない）した子（減価償却資産に係る届出はない）が、父親が所有する当該資産を事業の用に供した場合において、当該資産の減価償却費を定額法により算定している。	子の必要経費に算入することとなる金額は、父が必要経費に算入されるべき金額であることから、父が所有する子の事業の用に供する資産については、父が提出した定率法の届出に基づき算定した減価償却費を子の必要経費に算入する（所法56）。
⑧　令和６年中に購入した取得価額が 10 万円以上 20 万円未満の器具備品等について、一括償却資産として申告したが、令和７年中に、その一部を除却したので、一括償却資産について再計算して申告している。	一括償却資産とした年以降に、その全部又は一部を滅失、除却等をしても除却損等を計上することはできず、業務の用に供した日以後３年間にわたって、その取得価額の３分の１に相当する金額を必要経費に算入することとなる（所令139①、所基通49－40の２）。 （参考）一括償却資産の取扱い（所令 139①、所基通 49-40 の２、49-40 の３、国税庁質疑応答事例） 区分 / 取扱い 譲渡、除却、滅失等 / 原則どおり、３年間で必要経費算入 法人成 / 残額を法人成の年分で必要経費算入 相続 / 原則 / 残額を被相続人の死亡した年分の必要経費算入 相続 / 事業承継者がある場合 / 死亡した年分…被相続人の必要経費算入 翌年分以降…事業承継者の必要経費算入
⑨　令和７年中に新たに取得した建物附属設備の減価償却費について、定率法で計算している。	平成28年４月１日以後に取得する建物の附属設備及び構築物並びに鉱業用の建物の減価償却の方法のうち、定率法が廃止された（所令120の２①）。

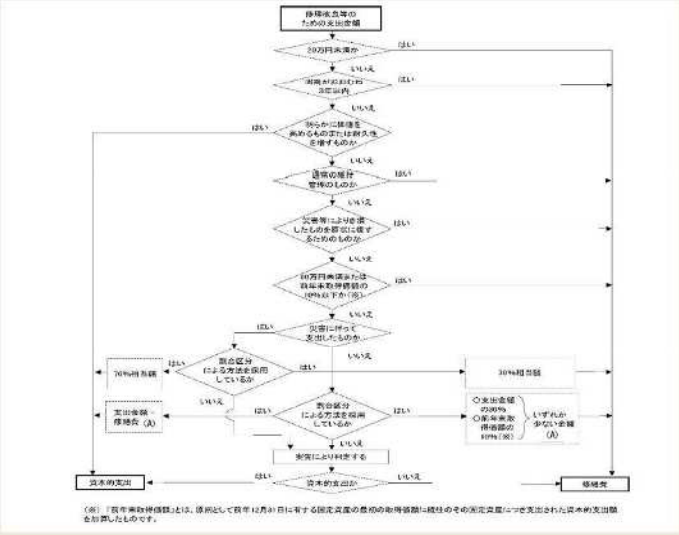
Ⅴ　各種所得金額の計算
３　事業所得・不動産所得共通事項　⑸　事業専従者控除（青色事業専従者給与）

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　６月を超える期間、事業に専従していない者を事業専従者（白色）としている。	事業専従者控除の要件として、「その年を通じて６月を超える期間、事業に専ら従事していること」が必要である（所令165①）。 なお、青色申告者の場合には、従事できる期間の２分の１を超える期間専ら従事すれば足りるものとされている（所令165①ただし書き）。
②　事業専従者が他に職業を有しており、事業に専ら従事することができない状況にあるにもかかわらず、専従者控除を適用している。	他に職業を有する者は、事業に専ら従事することが妨げられないと認められる場合を除き、事業専従者となれない（所令165②二）。
③　事業所得等の金額（事業専従者控除前の金額）が100万円未満の白色申告者が一律１人50万円（配偶者は86万円）の事業専従者控除をしている。	専従者控除額は、次のいずれか低い金額である（所法57③）。 ⑴　50万円（配偶者は86万円） ⑵　専従者控除前の所得金額　÷（専従者数＋１）
④　事業専従者に対し、青色事業専従者給与に関する届出書に記載した金額より高額な青色事業専従者給与を支払い、その全額を必要経費に算入している。	必要経費に算入できる青色事業専従者給与の金額は、青色事業専従者給与に関する届出書の額が限度である（所法57①）。 なお、青色事業専従者給与に関する届出書に記載した金額等を変更する場合には、遅滞なく変更の届出が必要である（所法57②、令164②、所規36の４②）。

Ⅴ　各種所得金額の計算
３　事業所得・不動産所得共通事項　(6)　修繕費

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○　明らかに資本的支出とされるのに、修繕費として一括して必要経費に算入している。	修繕費の名目で支出された金額のうち、その支出により当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことになると認められる部分に対応する金額は資本的支出となり、必要経費に算入できない（所法 37①、所令 181）。 また、資本的支出であるかどうか明らかでないものは、形式基準を参考に区分する（所基通 37－10～37－15 の２）。

【参考】◆　形式基準による区分　　※　国税庁ＨＰタックスアンサー「No.1379 修繕費とならないものの判定」



四　各種所得金額の計算
３　事業所得・不動産所得共通事項　(7)　繰延資産の償却

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　公共的施設の負担金等の繰延資産となる費用を分割して支払っているのに、総額を繰延資産として償却している。	３年超にわたって分割して支払う令第７条第１項第３号に掲げる公共的施設の負担金等の繰延資産は、たとえ総額が確定しているときであっても総額について償却することはできない。ただし、その分割して支払う期間が短期間（おおむね３年以内）である場合には、この限りではない（所法50、所基通50－５）。
②　公共的施設の負担金等の繰延資産について支出した費用を全額必要経費に算入している。	公共的施設等の負担金等の繰延資産は、その支出の効果の及ぶ期間を基礎として計算した金額を必要経費に算入する（所法50①、所令137①二、所基通50－３）。
③　事業資金を借り入れる際に信用保証協会に支払った保証料を全額一時に必要経費に算入している。	前払費用として期間に応じて必要経費に算入する（所法37①）、又は、繰延資産として経理し、保証期間にわたって必要経費に算入する（所法50①、所令７、137①）。

Ⅴ　各種所得金額の計算
３　事業所得・不動産所得共通事項　(8)　借入金利子

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○　事業所得を有する者が借入金によりアパートを取得した場合にアパートの賃貸業を開始する前に係る借入金の利子を不動産所得の必要経費に算入している。	従来の業務と所得区分の異なる業務を開始した場合には、当該業務の用に供する資産の取得に係る借入金利子のうち業務を開始するまでの期間に対応する借入金利子は当該資産の取得価額に算入することとなる（所法37①、38、所基通37－27(注)、38－８）。

Ⅴ　各種所得金額の計算
３　事業所得・不動産所得共通事項　(9)　貸倒損失

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○　現金主義を選択しているにもかかわらず、貸倒損失を計上している。	現金主義を選択している場合、そもそも未収分は収入に計上していないので、貸倒損失は計上できない。

Ⅴ　各種所得金額の計算
３　事業所得・不動産所得共通事項　(10)　資産損失

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○　居住用建物を取り壊して、業務用建物に建て替えた場合の、居住用建物の取壊しによる損失及び取壊し費用を必要経費に算入している。	非業務用資産の資産損失及び取壊し費用は、自己の財産の任意の処分と解され、必要経費に算入することはできない（所法 45①）。 また、新しく建てられる業務用建物の取得価額にも算入できない。

Ⅴ　各種所得金額の計算
３　事業所得・不動産所得共通事項　(11)　青色申告承認申請

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○　従前から不動産貸付業を営んでいる者が、本年の７月に事業所得を生ずべき事業を開始した場合に、その開始した日から２か月以内に青色申告承認申請書を提出したとして、本年分から青色申告が認められるとした。	「新たに業務を開始した場合」とは、青色申告の承認を受けることができる業務のいずれも営んでいない者が、いずれかの業務を開始した場合をいうのであって、既に青色申告承認申請を行うことのできる不動産所得等を生ずべき業務を行っている場合は含まれない（所法143、144）。

Ⅴ　各種所得金額の計算
３　事業所得・不動産所得共通事項　(12)　青色申告特別控除

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○　青色申告特別控除前の営業等所得が 70 万円、農業所得が△（赤字）30 万円である場合において、営業等所得から青色申告特別控除額 55 万円（65 万円）を控除している。	営業等所得及び農業所得はいずれも事業所得であることから、これらの所得に黒字と赤字がある場合には、相殺後の金額（事例の場合は40万円）を上限に控除することとなる（措法25の２③）。

Ⅴ　各種所得金額の計算
３　事業所得・不動産所得共通事項　(13)　家内労働者等の特例

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　事業所得を有する者は、いかなる場合も家内労働者等の特例の適用できないと考えている。	例えば、不特定多数の者に対して役務の提供を行う事業を営む傍ら、シルバー人材センターからの収入を得ている場合において、不特定多数の者に対して役務の提供を行っているものの、シルバー人材センターに対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務としている者であることから、家内労働者等の特例の適用がある。 なお、事業所得及び雑所得の計算上必要経費に算入すべき金額の合計額が 65 万円以上（令和２年分から令和６年分までは 55 万円）となる場合においては、家内労働者等の特例の適用はできない（措法 27）。 おって、他に給与所得を有する場合には、65 万円（令和２年分から令和６年分までは 55 万円）から給与所得控除相当額を控除した金額を限度とする（措令 18 の２①）。
②　シルバー人材センターからの収入の他に生命保険契約に基づく年金収入（個人年金）がある場合に、生命保険契約に基づく年金の必要経費を考慮せず、家内労働者等の特例の適用がある収入から65万円を控除している。	家内労働者等の特例により必要経費に算入できる金額は、65 万円（令和２年分から令和６年分までは 55 万円）と雑所得の総収入金額（シルバー人材センターからの収入及び生命保険契約に基づく年金収入の合計額）のいずれか少ない方の金額が限度となる（措法 27、措令 18 の２①）。 また、例えば、生命保険契約に基づく年金の必要経費が 10 万円であるという場合には、シルバー人材センターの収入に係る雑所得の計算上、必要経費に算入される金額は、65 万円－10 万円＝55 万円となる。

Ⅴ　各種所得金額の計算
４　給与所得

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　給与所得者が受ける引抜料や支度金（契約金）を給与所得としている。	役務の提供の対価が給与等とされる者がその役務の提供契約を締結するに際して支払を受ける契約金は、雑所得とされる（所法 35①、所基通 35－１(10)）。 なお、当該契約金は、源泉徴収の対象とされ、所法２条１項 24 号の臨時所得に該当する場合があることに留意する（所法 204①七、所基通 204-29）。
②　役員又は従業員が使用者から支払いを受けるいわゆる渡切交際費（精算不要の交際費）を給与所得の収入に含めていない。	使用者から支給された交際費で、使用者の業務のために使用したことの事績の明らかでないものは、給与所得の収入とされる（所法 28①、所基通 28－４）。
③　特定支出控除の添付書類として、「特定支出に係るその支出の事実及びその額を証する書類（領収証等）」のみ添付し、確定申告書を提出した。	特定支出控除は、確定申告書、修正申告書又は更正の請求書（以下「申告書等」という。）にその適用を受ける旨及び特定支出の額の合計額の記載をするとともに、特定支出に関する明細書及び給与等の支払者の証明書の添付がある場合に限り適用することができる（所法 57 の２③） また、この特定支出控除の適用を受ける旨を記載した申告書等を提出する場合には、特定支出控除に係るその支出の事実及びその額を証する書類を申告書等に添付するか又はその提出の際に提示しなければならないこととされている（所法 57 の２④）。 なお、令和５年分確定申告以降においては、その支出が、本特例の対象となる研修費又は資格取得費に該当するものである場合において、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練に係るものであるときは、現行の給与等の支払者によるその支出が特定支出に該当する旨の証明の書類の確定申告書等への添付に代えて、キャリアコンサルタントによるその支出が特定支出に該当する旨の証明の書類の確定申告書等への添付ができる。
④　令和７年分の確定申告において、給与所得控除の最低保障額を 55 万円と考えている。	令和７年度税制改正により 10 万円引き上げられ、65 万円となった。なお、この改正で給与収入 190 万円までは 65 万円の最低保障額が適用され、190 万円超の場合の給与所得控除額の変更はない。

Ⅴ　各種所得金額の計算
５　所得金額調整控除

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　いわゆる共働きの世帯で、扶養親族に該当する 20 歳の子がいる場合、所得金額調整控除（子ども等）の適用は、夫婦のいずれかで受けることになると考えている。	同じ世帯に所得者が２人以上いる場合、これらの者の所得金額調整控除（子ども等）の適用については、扶養控除と異なり、いずれか一の者の扶養親族にのみ該当するものとみなされないことから、いずれも扶養親族を有することとなるため、夫婦の双方で所得金額調整控除（子ども等）の適用を受けることができる（措法 41 の３の３）。
②　いわゆる共働きの世帯で、別居の扶養親族に該当する 20 歳の子に対して夫が送金している場合、夫と生計を一にする妻は、所得金額調整控除（子ども等）の適用を受けられないと考えている。	同じ世帯に所得者が２人以上いる場合、これらの者の所得金額調整控除（子ども等）の適用については、（国外居住親族に係る）扶養控除とは異なり、送金関係書類の添付等が不要であることから、いずれも扶養親族を有することとなるため、夫婦の双方で所得金額調整控除（子ども等）の適用を受けることができる（措法 41 の３の３）。
③　所得金額調整控除（子ども等）の適用がないことから、年末調整誤りと考えている。	年末調整において、所得金額調整控除（子ども等）は、所得金額調整控除申告書の提出があった場合に控除されることから、一概に誤りとは言えない（措法 41 の３の４）。 なお、給与所得と年金所得の双方を有する人に対する所得金額調整控除は、年末調整においては控除されない。

Ⅴ　各種所得金額の計算
６　退職所得

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　退職した翌年に退職金の支給を受けた場合、支給を受けた年分の退職所得としている。	退職所得の収入時期は、原則としてその支給の基因となった退職日による。 ただし、会社役員等の場合で、その支給について株主総会等の決議を要するものについては、その決議のあった日とされる（所法 36①、所基通 36－10）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
② 同一年に２か所以上から退職金の支給を受けている場合、それぞれの勤務年数を基に退職所得控除の計算をしている。	それぞれの退職金の支給の基礎となった勤続期間のうち最も長い期間により勤続年数を計算する。ただし、最も長い期間以外の勤続期間のうち、その最も長い期間と重複していない期間がある場合には、その重複していない部分の期間が加算される（所令69①三）。 （参考）タックスアンサー「No.2735 同じ年に２か所以上から退職手当等が支払われるとき」
③ 退職手当を複数回にわたって受け取る場合（勤務先からの退職一時金、小規模企業共済からの一時金、iDeCo（個人型確定拠出年金）からの一時金等）、重複期間があるにもかかわらず、それぞれの勤務年数を基に退職所得控除の計算をしている。	次の場合には、退職所得控除額の調整が必要となる（所法30⑤一、所令70①二、②③）。 (1) その年の前年以前４年内に退職手当等の支払を受けていた場合（(2)及び(3)の場合を除く。） (2) その年の前年以前９年内にＤＣ一時金（令和８年１月１日以後に支払を受けたものに限る。）の支払を受けていた場合（(3)の場合を除く。） (3) その年の前年以前19年内に退職手当等の支払を受け、本年中にＤＣ一時金の支払を受けていた場合 ※ＤＣ一時金とは、確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金をいう。 （参考）タックスアンサー「No.2735 同じ年に２か所以上から退職手当等が支払われるとき」

Ⅴ　各種所得金額の計算
７　山林所得

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○ 山林のその生立する土地の譲渡による所得を山林所得としている。	林地の譲渡は、土地の譲渡であり譲渡所得（分離課税）とされる（所法32①、措法31、32、所基通32－２）。 (注) 果樹園に栽培されている果樹は、山林とはいえないので、果樹園に栽培されている果樹の譲渡は、譲渡所得（総合課税）とされる。

Ⅴ　各種所得金額の計算
８　譲渡所得

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
① 営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡による所得を譲渡所得としている。	棚卸資産、準棚卸資産その他営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡による所得は、事業所得又は雑所得とされる（所法33②、所令81）。
② 株式等の譲渡に係る譲渡所得等の所得金額が「譲渡所得」である場合に金融商品取引業者に支払った管理費を控除している。	株式等の譲渡による所得が譲渡所得である場合の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算は、その株式等の譲渡による総収入金額からその所得の基因となった株式等の取得費及びその株式等の譲渡に要した費用の額の合計額を控除することとされている（措法37の10⑥三、所法33③）が、管理費はこの譲渡に要した費用に当たらない。
③ NISA 口座で発生した上場株式等の売買益、譲渡損失を申告している。	NISA口座内で発生した上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については非課税とされ、譲渡損失の金額についてはないものとみなされる。よって、特定口座や一般口座等での譲渡益や配当等と損益を通算することはできず、譲渡損失の繰越控除を行うこともできない（措法９の８①、37の14①②⑤、措通37の14-1、37の14-3）。

Ⅴ　各種所得金額の計算
９　一時所得

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　生命保険の満期保険金を受け取った人が保険料負担者でない場合でも、その保険金を一時所得として申告している。	この場合の満期保険金は、保険料負担者から贈与により取得したものとみなされ、贈与税の課税対象になり、所得税は非課税となる（相法５、所法９①十七）。 なお、共済に係る契約（例えば、建物更生共済）の満期金等は、贈与税の課税対象とならない（相令１の４、１の５）ことから、所得税の課税対象となるに留意する。 （参考） 保険契約等関係者：保険料負担者／被保険者／保険金等受取人　契約上の保険金等受取人の課税関係：傷害／死亡／満期 A／A／A／非課税／－／一時所得 A／A／B／非課税※一時所得／相続税／贈与税 A／B／A／同上／一時所得／一時所得 A／B／B／非課税／－／贈与税 A／B／C／非課税※一時所得／贈与税／贈与税 A 1/2 C 1/2／A／B／同上／相続税 贈与税／贈与税 ※　保険金など受取人が、被保険者の配偶者、直系血族又は生計を一にするその他の親族である場合に限る。
②　借家人が受ける立退料のうち、休業補償部分について一時所得として申告している。	借家人が受ける立退料は、①借家権の消滅部分は譲渡所得、②休業補償部分は事業所得等、③その他は一時所得とされる（所令94①二、95、所基通33－６、34－１（７））。
③　店舗に係る損害保険の満期保険金を事業所得の収入金額としている。	損害保険契約に基づき受け取る満期保険金は、被保険物が事業用資産であっても一時所得とされる（所法34①、所令184②、所基通34－１（４））。
④　複数の受取保険金がある場合に、保険契約ごとに一時所得を計算している。	収入である受取保険金の合計額からそれらに係る支払保険料の合計額を控除し、特別控除額（50万円）を控除して、計算することとなる（所法34②）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
⑤　年に数回購入する競馬の馬券の払戻金について、雑所得により申告している。	競馬の馬券の払戻金については、原則として一時所得となる。 ただし、馬券を自動的に購入するソフトウエアを使用して定めた独自の条件設定と計算式に基づき、又は予想の確度の高低と予想が的中した際の配当率の大小の組合せにより定めた購入パターンに従って、偶然性の影響を減殺するために、年間を通じてほぼ全てのレースで馬券を購入するなど、年間を通じての収支で利益が得られるように工夫しながら多数の馬券を購入し続けることにより、年間を通じての収支で多額の利益を上げ、これらの事実により、回収率が馬券の当該購入行為の期間総体として100%を超えるように馬券を購入し続けてきたことが客観的に明らかな場合の競馬の馬券の払戻金に係る所得は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として雑所得に該当する（所基通34－１（２））。
⑥　ふるさと納税により地方公共団体から受け取った返礼品を申告していない。	ふるさと納税の返礼品は法人からの贈与とみなされ、返戻品の時価相当額を一時所得の総収入金額に算入する（所法34、所基通34-1(5)）。 なお、ふるさと納税をした金額自体は、収入（返戻品）を得るために支出した金額に該当しない。

Ⅴ　各種所得金額の計算
10　雑所得

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　還付加算金を受け取った場合、これを雑所得として申告していない。	還付加算金は、還付される税金に対して付加される一種の利子であり、雑所得とされる（所基通35－１（４））。
②　過去に遡及して国民年金の支払を受けた場合、その全てについて支払を受けた年分の収入にしている。	年金については、その支給の基礎となった法令に定められた支給日が収入すべき時期とされているため、前年分以前の期間に対応する年金が一括して支給されても、各年分に区分して収入金額を計算する（所基通36－14（１））。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
③　公的年金等以外の雑所得が赤字で、公的年金等の所得がある場合、その赤字を公的年金等の所得から差し引いていない。	雑所得の金額は、次の算式により計算され、Bの赤字はAより差し引かれる（法35②）。 雑所得＝A＋B A＝公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 B＝公的年金等以外の総収入金額－必要経費
④　公的年金等控除額を計算する際、65歳未満であるかどうかを公的年金等の支給日により判定している。	年齢が65歳未満であるかどうかの判定は、その年の12月31日現在（年の中途で死亡し、又は出国する場合には、その死亡又は出国の時）の年齢による（措法41の15の３④）。
⑤　公的年金等控除額を計算する際、給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有する者が、所得金額調整控除（年金等）を適用して「公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額」を計算している。	「公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額」は、公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合における合計所得金額とされていることから、所得金額調整控除（年金等）の適用はない（所法35④）。 したがって、所得金額調整控除（年金等）の適用はないこととして「公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額」を計算することとなる。 なお、所得金額調整控除（子ども等）の適用がある場合における「公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額」は、所得金額調整控除（子ども等）を適用して計算することとなる。

Ⅵ　損益通算等
１　損益通算

【基本事項】　※　国税庁ＨＰタックスアンサー「No. 2250 損益通算」

不動産所得、事業所得、山林所得及び総合譲渡所得の損失がある場合、他の黒字の各種所得の金額（分離譲渡所得、株式等の譲渡所得等の金額、先物取引の雑所得等の金額を除く。）と損益通算ができる（所法69①）。

○　不動産所得に係る損益通算の特例（措法41の４、措令26の６、措通41の４－３）

不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した金額のうちに「土地等を取得するために要した負債の利子の額」があるときは、その損失の金額のうち当該負債の利子の額に相当する部分の金額は損益通算の適用上生じなかったものとみなされる。

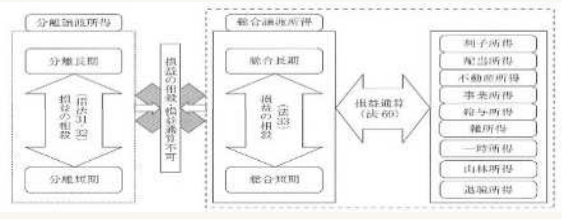
㈱　土地等と建物を一の契約により同一の者から取得し、その取得資金の一部を借入金で充てている場合において、その借入金を土地等と建物のそれぞれの取得に充てられた部分に区分することが困難なときは、次の算式により損益通算の対象とされない「土地等を取得するために要した負債の利子の額」を計算する（措令26の６②、措通41の４－３）。

$$\begin{pmatrix}\text{その年分の土地等を}\\ \text{取得するために要した}\\ \text{負債の利子の額}\end{pmatrix}=\begin{pmatrix}\text{その年分の建物と}\\ \text{土地等を取得する}\\ \text{ために要した負債}\\ \text{の利子の額}\end{pmatrix}\times\left\{\frac{\begin{pmatrix}\text{土地等を取得するために}\\ \text{要した負債の額}\end{pmatrix}}{\begin{pmatrix}\text{建物と土地等を取得する}\\ \text{ために要した負債の額}\end{pmatrix}}\right\}$$

○　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例（措法41の５①）又は特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例（措法41の５の２①）の適用を受ける場合に限り、損益通算が認められる。

○　上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合、その損失の金額を上場株式等の配当所得等（申告分離課税を選択したものに限る。）の金額との損益通算ができることとされている（措法37の12の２①）。

この場合、配当所得等の金額から引ききれない譲渡損失の金額があるときは、翌年以後３年間に繰越すことができることとされている（措法37の12の２⑤）。



【誤りやすいポイント】	【補足説明】
① 主として保養の目的で所有する別荘の貸付けによる不動産所得の赤字を他の所得から差し引いている。	主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有する不動産は、「生活に通常必要でない資産」に該当し、その損失は原則として損益通算の対象とはならない（所法62、69②、所令178、200）。
② 事業的規模の不動産所得が損失の場合に、その損失のうち土地等の取得に要した借入金の利子から生じた損失の部分を損益通算の対象としている。	事業的規模として不動産の貸付けを営む場合でも、不動産所得に係る損益通算の特例（措法41の４）の適用があるため、不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入した土地等を取得するために要した負債の利子に相当する部分の額は、損益通算の対象とならない。
③ 国外中古建物（個人において使用され、又は、法人において事業の用に供された国外にある建物であって、個人が取得してこれをその個人の不動産所得を生ずべき業務の用に供したもののうち、不動産所得の金額の計算上その建物の償却費として必要経費に算入する際の耐用年数を簡便法又は見積法により算定しているもの）から生ずる不動産所得の損失を他の所得から差し引いている。	国外不動産所得の損失の金額に相当する金額のうち、国外中古建物の償却費に相当する部分の金額は生じなかったものとみなし、国内の不動産所得や他の所得からは差し引くことができない（措法41の４の３①、②）。
④ 土地等の取得に要した借入金の額を算定するに当たって、土地と建物を一括して購入した場合の建物の価額は、消費税等の額から合理的に算定ができるのにもかかわらず、合理的とは認められない、他の方法により建物の価額を算定している。	通常の場合（消費税等の額÷５％、８％又は10%＋消費税等の額）を建物の価額とするのが合理的と考えられる。 例：建物と土地の合計額3,200万円（うち消費税等の額200万円、税率10%） 200万÷10%＋200万＝2,200万：建物の価額

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
⑤ 土地と建物を借入金で一括購入している場合、土地に対応する借入金のみを返済したとしている。	借入金を土地分と建物分とに区分することができない場合は、次の算式による（措基通41の４－３）。 その年分の土地等を取得するために要した負債の利子の額 ＝ その年分の建物と土地等を取得するために要した負債の利子 × 土地等を取得するために要した負債の額 ／ 建物と土地等を取得するために要した負債の額

Ⅵ　損益通算等
２　純損失の繰越控除

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
① 純損失が生じた年において期限内申告をしていなければ、純損失の繰越控除の適用を受けられないと考えている。	期限後申告であっても、純損失の繰越控除の適用を受けることができる（所法 70④）。 一方、青色申告者に係る純損失の繰戻し控除は、期限内にその年分の青色申告書とともに「純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書」を提出しなければならない（所法 140①、142）。
② 純損失（変動所得、被災事業用資産に係るものを除く。）の繰越控除は、純損失が生じた翌年以後も青色申告書を提出している者に限り認められると考えている。	純損失の繰越控除の場合、純損失が生じた年において①青色申告をし、②その後連続して確定申告（青・白問わず、期限後申告を含む。）をすることがその適用要件である。したがって、純損失が生じた年に青色申告者が法人成りをし、その翌年以降白色申告者（給与所得者等）となった場合であっても、純損失の繰越控除は適用できる（所法 70④）。
③ 白色申告者で、事業所得が赤字となり、損益通算しても控除しきれない金額がある場合において、その損失額のうち、新型コロナウイルス感染症に関連した損失額について、翌年以降に繰り越すことができないと考えている。	新型コロナウイルス感染症に関連した損失のうち、①飲食業者等の食材（棚卸資産）の廃棄損、②感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除却損、③施設や備品などを消毒するために支出した費用、④感染発生の防止のため配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用、⑤イベント等の中止により、廃棄せざるを得なくなった商品等の廃棄損がある場合には、その損失額を翌年以後３年間にわたって繰り越すことができる（所法 70②）。

Ⅶ　所得控除
1　雑損控除

【基本事項】　※　国税庁ＨＰタックスアンサー「No.1110 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき(雑損控除)」

○　雑損控除の計算方法

次の⑴と⑵のいずれか多い方の金額（所法 72①）

⑴　Ａ－（総所得金額等(注1)の合計額×10%）

⑵　Ａのうち災害関連支出の金額(注2)－５万円

（Ａ＝損害金額(注3)（時価）－　保険金などで補てんされる金額）

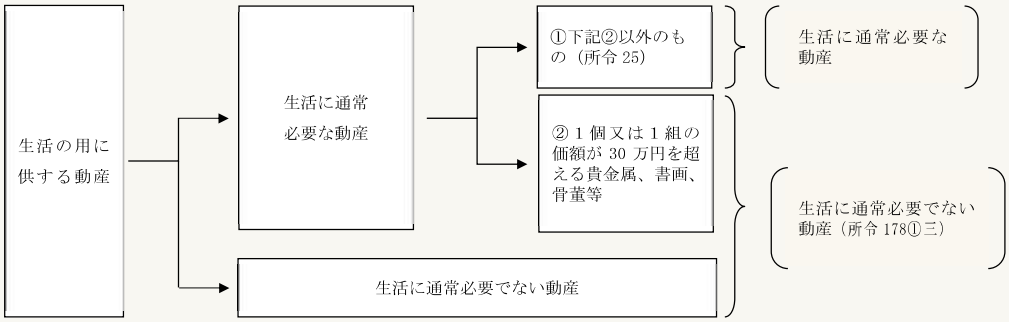
(注1)　Ⅶ所得控除　９ひとり親控除の「［参考］合計所得金額と総所得金額等」参照

(注2)　災害関連支出の金額とは、①損壊した住宅、家財の取壊費用、②災害により生じた土砂などを除去するための費用、③住宅や家財などの原状回復のための費用（資産本体の損失額を除く。）、④住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための費用、⑤被害の再発、拡大を防止するための緊急措置費用などをいい、②、③、④の費用については、災害のやんだ日から１年以内（大規模な災害の場合等には、災害のやんだ日から３年以内）に支出したものが対象となる。

(注3)　損害金額とは、①災害、盗難、横領により住宅や家財などについて受けた損害額（時価を基礎として計算する。）と②災害等に関連してやむを得ない支出をした場合の金額（①の部分の金額を除く。）の合計額をいう。

なお、損害を受けた資産が減価償却資産である場合には、その資産の取得価額から減価償却費累積額相当額を控除した金額を基にして損害金額を計算することができる（所令 206③）。

○　**生活の用に供する動産の区分**



【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　被害を受けた資産の損失額を原状回復費用から控除せず、全額災害関連費用として５万円を超えた金額を雑損控除している。	原状回復費用から資産の損失額を控除した残りが災害関連費用となる（所令206①二ロ）。
②　被害を受けた資産の時価を算定する際、新品としての再取得価額を計上している。	新品としての再取得価額により時価を算定する場合には、当該価額から減価償却費相当分を控除しなければならない。例えば、非業務用資産の耐用年数（業務用の耐用年数×1.5）により償却費相当額を控除することが必要である。
③　妻の所得が58万円を超えているのに、妻の資産の損失を夫の雑損控除の対象に含めている。	妻の所得が58万円（令和２年分から令和６年分は48万円、令和元年分以前は38万円）を超えている場合の妻の損失は、妻が雑損控除の適用を受けることになる（所法72①、所令205①）。
④　貴金属等を雑損控除の対象に含めている。	生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象から除かれる（所法 72①）。 (注)「生活に通常必要でない資産」とは、次の資産をいう（所令 178①）。 ①　競走馬その他射こう的行為の手段となる動産 ②　居住の用に供しない家屋で、主として趣味、娯楽、保養の用に供する目的で所有するもの ③　主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産 ④　生活の用に供する動産で所令 25（譲渡所得について非課税とされる生活用動産の範囲）の規定に該当しないもの。
⑤　詐欺商法による損害額を、雑損控除の対象としている。	雑損控除の対象とされるのは、災害、盗難、横領に限られ、自分の意思の介入するものは対象外とされる（所法 72①）。

Ⅶ　所得控除
２　医療費控除

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　生計を一にしていない親の入院費を子が支払った場合、その入院費を子の医療費控除の対象に含めている。	医療費控除は、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費に限られる（所法73①）。
②　栄養剤、健康食品、ミルク代、謝金、見舞のお返しなどを医療費控除の対象に含めている。	医療費控除の対象となる「医療費」の範囲については、所令 207 条及び所基通 73－３において規定されており、栄養剤、健康食品、ミルク代、謝金、見舞のお返しなどは医療費控除の対象とならない。法令、通達に示されていない支出を医療費としないことに留意する（所法 73②、所令 207、所基通 73－３以下）。
③　難聴のために購入した補聴器の費用を医療費控除の対象としている。	義手、義足、松葉づえ、補聴器等の購入のための費用が医療費控除の対象となるのは、医師等の診療等を受けるために直接必要な場合に限られるので、医師等の診療等に関係なく補聴器を購入した場合には、医療費控除の対象とならない（所基通 73－３）。 なお、一般社団法人耳鼻咽喉科学会が認定した補聴器相談医が、「補聴器適合に関する診療情報提供書」により、補聴器が診療等のために直接必要である旨を証明している場合には、当該補聴器の購入費用（一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額に限る。）は、医療費控除の対象になる。
④　アトピー性皮膚炎に効果があると勧められたとして、医師の診断書を持参してきたことから、防ダニ寝具の購入費用を医療費控除の対象とした。	医師等による診療又は治療を受けるため直接必要な医療用器具等の購入費用で通常必要なものについては、医療費控除の対象となる医療費の範囲に含まれる（基通 73－３）が、ここにいう医療用器具等とは、それ自体が医療用器具等である場合に限られると解されていることから、「防ダニ寝具」はそれ自体が医療用器具等に当たらず、その購入費用は医療費控除の対象とならない。
⑤　眼科医で受けた視力回復レーザー手術（レーシック手術）の費用の支払について、医療費控除の対象としていない。	当該手術は、眼の機能それ自体を医学的な方法で正常な状態に回復させるものであり、それに係る費用は、医師の診療又は治療の対価と認められることから、医療費控除の対象となる。
⑥　特定健康診査のための費用を医療費控除の対象としている。	特定健康診査のための費用（自己負担額）は医療費に該当しないが、その特定健康診査の結果が所規 40 の３①二に掲げる状態と診断され、かつ、引き続き特定健康診査を行った医師の指示に基づき特定保健指導が行われた場合には、医療費控除の対象となる。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
⑦　母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査（注）に係る費用を医療費控除の対象としている。	当該検査によって判定可能な３つの染色体異常は、当該検査により診断を行っても、当該染色体異常に起因する疾患の治療にはつながらないことから、当該検査を治療に先立って行われる診察と同様に解することはできず、医療費控除の対象とはならない。 （注）新しい出生前遺伝学的検査とは、妊婦から採血することにより行われ、母体血漿中に存在する胎児由来のＤＮＡ及び母体由来のＤＮＡに含まれる遺伝情報を解析することにより、各染色体に由来するＤＮＡ断片の量の差異を求め、それらの比較から胎児の染色体数的異常の診断に結び付けるものをいう。
⑧　介護福祉士等による喀痰吸引について、いわゆる福祉系の居宅サービス等を利用（当該居宅サービス等は、医療系の居宅サービス又は介護予防サービスと併せて利用するものではない。）し、当該居宅サービス等において、介護福祉士等により実施される喀痰吸引の対価を医療費控除の対象にしていない。	医療系の居宅サービス又は介護予防サービスと併せて利用しない福祉系の居宅サービス等については、医療費控除の対象とはならないが、介護福祉士等による喀痰吸引については、医療系の居宅サービス又は介護予防サービスと併せて利用しない福祉系の居宅サービス等において実施されたとしても、医療費控除の対象となる。 なお、医療費控除の対象となる金額は、居宅サービス等に要する費用に係る自己負担額の 10 分の１とする。
⑨　数年分の医療費を同じ年分で医療費控除の申告をしている。	医療費控除の対象となる医療費は、各年においてその年中に支払った当該医療費の金額であるから、支払日により区分する。 なお、過年分は医療費控除以外で既に申告している場合もあることに留意する必要がある（更正の請求とする）。
⑩　出産育児一時金、高額療養費などの健康保険等から補填される金額があるにもかかわらず、支払った医療費から控除していない。	申告段階で未収のものであっても、見積りによる補填金の額を支払った医療費から控除する（所法 73①、所基通 73－10）。なお、出産手当金、傷病手当金などの附加金は補填金に該当しないので控除する必要はない。 （注）　地方自治体から「お祝金」として支給されるもののなかにも、国民健康保険法に基づく給付補填金に該当するものがあることに留意する。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
⑪　不妊治療に係る地方自治体からの助成金の受領があるにもかかわらず控除していない。	医療費の補塡金として控除する。
⑫　支払った医療費の額を上回る補塡金の額を他の医療費から差し引いている。	補塡の対象となる医療費ごとに補塡金の差引き計算を行う。
⑬　新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いがあるとして、自己の判断で行ったＰＣＲ検査に係る費用を医療費控除の対象としている。	自己の判断で行うＰＣＲ検査の検査費用は医療費控除の対象にならない。 ただし、ＰＣＲ検査の結果、陽性であることが判明し、引き続き治療を行うこととなった場合には医療費控除の対象となる。
⑭　オンライン診療に係る諸費用の全額を医療費控除の対象としている。	オンライン診療のうち、診察料、システム利用料、処方された医薬品の購入費用は、医療費控除の対象となるが、処方された医薬品の配送料については、治療又は療養に必要な医薬品の購入費用に該当しないため、医療費控除の対象とならない。
⑮　セルフメディケーション税制の適用を受けていながら、従来の医療費控除を併せて受けている。	セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となる（所法 73、措法 41 の 17）。
⑯　健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、子が受けたインフルエンザの予防接種の領収証を添付して、セルフメディケーション税制の適用を受けている。	セルフメディケーション税制の適用を受けるためには、申告する納税者本人がその適用を受けようとする年分において健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている必要があるため、納税者本人が一定の取組を行っていなければ、たとえ生計を一にする配偶者その他の親族が一定の取組を行っていたとしても、セルフメディケーション税制の適用を受けることはできない（措法 41 の 17、措令 26 の 27 の 2）。 なお、申告する納税者本人が一定の取組を行っていれば足り、生計を一にする親族全員が一定の取組を行う必要はない。 おって、令和３年分以後の確定申告書を令和４年１月１日以後に提出する場合は、一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示は不要となった。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
⑰　スイッチＯＴＣ医薬品（特定一般用医薬品等）は、セルフメディケーション税制にのみ該当するとして、従来の医療費控除の対象としていない。	スイッチＯＴＣ医薬品は、従来の医療費控除の対象となる。従来の医療費控除とセルフメディケーション税制のどちらの適用とするかは、納税者が選択することになる。 ただし、従来の医療費控除を選択する場合は、治療や療養に必要なものであって、かつ、その病状等に応じて一般的に支出される水準を著しく超えないものである必要がある（所法 73①、所令 207、所基通 73－５）。
⑱　予防接種法第５条第１項に掲げる定期接種ではない予防接種を健康の保持増進及び疾病の予防への取組として、セルフメディケーション税制の適用を受けている。	セルフメディケーション税制の対象となる一定の取組は、健康診査、予防接種、健康診断、特定保健指導、がん検診に限られている。 なお、予防接種については、予防接種法第５条第１項に掲げる定期接種又はインフルエンザの予防接種に限られている。 （措法 41 の 17、措令 26 の 27 の 2、平成 28 年厚生労働省告示第 181 号、予防接種法５）。

Ⅶ　所得控除
３　社会保険料控除

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　医師年金又は歯科医師年金の掛金を社会保険料控除の対象に含めている。	社会保険料控除の対象となるものは法令で限定列挙されており、医師年金等は対象とならない（所法 74②、所令 208）。
②　控除対象配偶者である妻の年金から差し引かれた介護保険料等を夫の社会保険料控除に含めて申告している。	社会保険料控除は、「居住者が、・・支払った場合又は給与から控除される場合・・」、その居住者が控除するとされていることから、妻の年金から差し引かれた介護保険料等を夫の社会保険料控除の対象とすることはできない（所法 74①）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
③　令和６年分ないし令和７年分の国民年金保険料について、令和６年中に２年前納制度により納付するとともに、令和６年分の社会保険料控除については、分割方式（各年分の保険料に相当する額を各年分に控除する方法）を選択しているにもかかわらず、令和７年分の国民年金保険料を社会保険料控除に含めていない。	２年前納制度により納付した国民年金保険料については、一括方式（国民年金保険料を納付した年分に控除する方法）又は分割方式のいずれかの方法を選択することができる。 なお、更正の請求で選択替えを行うことはできない。 おって、２年前納制度は、ある年の４月分から２年後の３月分（本設例の場合令和６年４月分から令和８年３月分）までの国民年金保険料を前納する制度であるから、分割方式を適用した場合は令和７年分及び令和８年分においても控除することに留意する。

Ⅶ　所得控除
４　小規模企業共済等掛金控除

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○　妻が支払った小規模企業共済等掛金を夫の小規模企業共済等掛金控除に含めて申告している。	小規模企業共済等掛金は、「居住者が、・・支払った場合」には、その支払った者が控除することとされていることから、妻が支払った小規模企業共済等掛金を夫の小規模企業共済等掛金控除の対象とすることはできない（所法75）。

Ⅶ　所得控除
５　生命保険料控除

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○　新契約（平成 24 年１月１日以後に締結した保険契約等）及び旧契約（平成 23 年 12 月 31 日以前に勤務した保険契約等）の双方に加入している場合において、適用限度額を４万円として計算している。	旧生命保険料控除の適用限度額は 5 万円のため、旧契約に係る年間支払保険料等の金額が６万円を超える場合には、控除額が４万円を超えることから、旧契約のみに基づいて計算したほうが有利となる（所法 76①）。

Ⅶ　所得控除
６　地震保険料控除

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　地震保険料と旧長期損害保険料の合計で 65,000 円を控除している。	それぞれ計算した金額の合計額（最高 50,000 円）である（所法 77）。
②　居住用家屋に係る一の損害保険契約について、地震保険料と旧長期損害保険料の合計額を控除額としている。	一の損害保険契約に基づき地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、選択により、地震保険料又は旧長期損害保険料のいずれか一方の控除を受けることになる。

Ⅶ　所得控除
７　寄附金控除

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　専業主婦である妻が行った寄附について、夫の寄附金控除に含めて申告している。	寄附金控除は、「居住者が、・・支出した場合」に、その者が控除するとされていることから、妻名義で支払った寄附金は、夫の寄附金控除の対象とすることはできない（所法 78①）。
②　入学寄附金を寄附金控除の対象としている。	自己又は子女等の入学を希望する学校に対してする寄附金で、その納入がない限り入学を許されないこととされるものその他当該入学と相当の因果関係のある寄附は、寄附金控除の対象とならない。 なお、入学願書の受付開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納入したもの（入学決定後に募集の開始があったもので、新入生以外の者と同一の条件で募集されるものを除く。）は、原則として、「入学と相当の因果関係のあるもの」に該当する（所法 78②、所基通 78－２）。
③　財務大臣の指定がないのに、宗教法人に対する寄附を寄附金控除の対象としている。	宗教法人に対する寄附は、国宝、重要文化財の保護の観点等から財務大臣が指定するものを除き、寄附金控除の対象とならない（所法 78②二）。 （注）　財務大臣の指定は租税関係法規等データベースに掲載されているが、最終改正日以後の指定は掲載されていないので、官報等により確認すること。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
④　財務大臣の指定がないのに、財団法人設立のための寄附金を寄附金控除の対象としている。	公益法人等の設立のためにする寄附については、財務大臣の指定を受けたものに限って特定寄附金とされる（所法 78②二）。 したがって、指定を受けていないものは寄附金控除の対象とならない。
⑤　アメリカで発生した災害等の被災者等の救援のために、直接米国赤十字社に対して支出した寄附金を寄附金控除の対象としている。	米国赤十字社は、所得税法上の特定公益増進法人に該当しないので、寄附金控除の対象とならない（所法 78②）。
⑥　寄附した者に特別の利益が及ぶと認められる寄附金を寄附金控除の対象としている。	実質的に寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものは寄附金控除の対象とならない（所法 78②一）。 「特別の利益が及ぶ」場合とは、例えば、政治家が自己の資金管理団体や支持又は推薦を受けている政治団体に寄附する場合（他の政治家とお互いに相手方の政治団体に寄附し合う場合も含む。）をいう。
⑦　特定公益増進法人等の証明書や政治献金の場合の総務大臣等の確認書類が添付漏れになっている。	添付書類は、タックスアンサーNo. 1150 を参考とすること（所規 47 の２③）。
⑧　ふるさと納税（都道府県・市区町村に対する寄附金）を寄附金特別控除（税額控除）の対象としている。	ふるさと納税（都道府県・市区町村に対する寄附金）は寄附金特別控除（税額控除）の対象ではなく、寄附金控除（所得控除）の対象である（所法 78、措法 41 の 18～41 の 19）。 なお、住民税申告に反映させるため、確定申告書第二表「住民税に関する事項」の寄附金税額控除（都道府県・市区町村分）欄に寄附金額を記入する。
⑨　ふるさと納税に係るワンストップ特例制度を申請した者が確定申告をする場合に、寄附金控除の適用を受けていない。	ふるさと納税に係るワンストップ特例制度を申請した者が確定申告をする場合には、ワンストップ特例制度を申請したふるさと納税に係る寄附金についても併せて確定申告する必要がある。
⑩　寄附金控除を適用した特定新規中小会社により発行される株式の取得に要した金額について、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除している。	寄附金控除の適用を受けた株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、措法 37 の 13①（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等）の規定は適用されない（措法 41 の 19②）。 なお、寄附金控除の適用を受けて総所得金額等から控除した金額は、取得したその会社の株式の取得価額から控除される（措法 41 の 19③、措令 26 の 28 の３⑥）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
⑪　公益社団法人等に対する寄附金は、全て寄附金控除の対象としている。	公益社団法人等に対する寄附金のうち、一定の要件を満たすものについては、寄附金控除との選択により、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けることができる（所令 78①、措法 41 の 18 の３）。
⑫　ふるさと納税に係る寄附金控除の適用に当たり、寄附先の市町村が発行する「寄附金の受領書」以外に、寄附したことを証する書類はないとしている。	令和３年分の確定申告から、ふるさと納税に係る寄附金控除につき、地方団体が発行する「寄附金の受領書」に代えて、国税庁長官が指定した特定事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」を添付することができることとされた。

Ⅶ　所得控除
８　寡婦控除

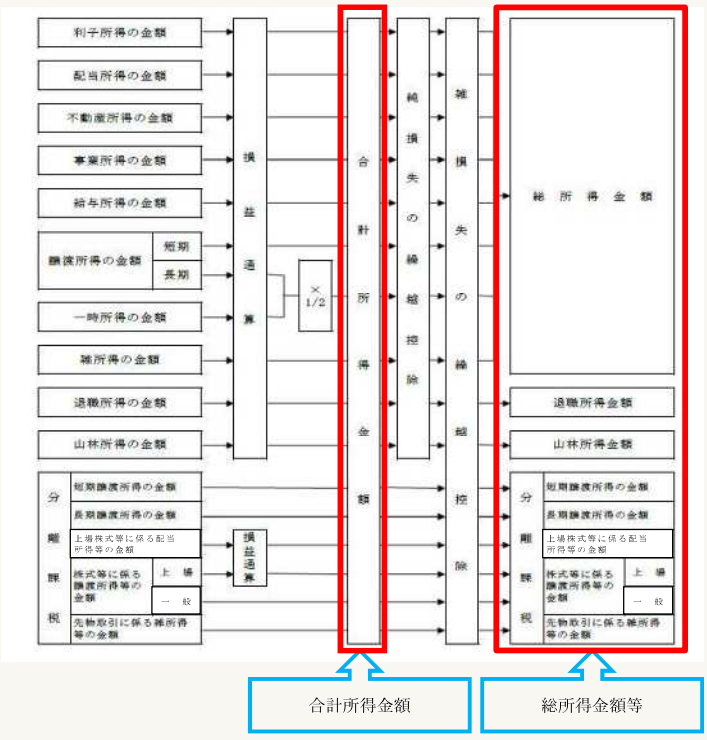
【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　死別で扶養親族のいない寡婦が、本年の合計所得金額が 500 万円を超えているにもかかわらず、寡婦控除の適用を受けている。	死別で扶養親族のいない寡婦は、合計所得金額が 500 万円を超えると、寡婦控除は適用されない（所法２①三十、80）。
②　離婚で、生計を一にし、合計所得金額が 58 万円以下の子を有する者が、寡婦控除とひとり親控除の適用をいずれも受けている。	ひとり親に該当する者は、寡婦に該当しないため、寡婦控除は適用されない（所法２①三十）。

Ⅶ　所得控除
９　ひとり親控除

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　婚姻歴がない者は、ひとり親控除の適用ができないとしてひとり親控除の適用を受けていない。	令和２年度税制改正前の寡婦とは異なり、ひとり親には離婚や死別といった要件はない（所法２①三十一）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
② 子どもではなく両親を扶養している者が、ひとり親控除の適用を受けている。	ひとり親控除の適用を受けるためには、生計を一にする所得が 58 万円以下の子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）を有する必要がある（所法２①三十一、所令 11 の２）。
③ 事実上の婚姻関係がある者がいる場合には、ひとり親控除の適用がないと考えている。	ひとり親に該当するためには、「その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるものがいないこと」が必要である（所法２①三十一）。 この場合の「その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として財務省令で定めるもの」は、次の者をいう。 ・ その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者 ・ その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主 したがって、事実上の婚姻関係がある者がいるだけでは、ひとり親控除の適用が受けられないとまでは言えない（所措１の４）。

［参考］ **合計所得金額と総所得金額等のイメージ**



【合計所得金額】

合計所得金額とは、総所得金額、分離短期（長期）譲渡所得の金額（特別控除前）、分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失との損益通算後で繰越控除の適用前の金額）、一般株式等に係る譲渡所得等の金額（特定株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用前の金額）、上場株式等に係る譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除及び特定株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用前の金額）、先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引に係る損失の繰越控除の適用前の金額）、山林所得金額（特別控除後）及び退職所得金額（２分の１後）の合計額で、純損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失及び雑損失の繰越控除を適用する前の金額をいう。

【総所得金額等】

総所得金額等とは、上記の合計所得金額に上記下線部の繰越控除を適用した後の金額をいう。

Ⅶ　所得控除
10　障害者控除

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　介護保険で要介護等の認定を受けた者が障害者控除の適用をしている。	別途市町村長等から「障害者」の認定を受けることが必要である（所令 10①七）。 なお、市町村長等が、過去の年分に遡及した障害者控除対象者認定書を交付した場合には、遡及した年分から障害者に該当することとなる。
②　厚生労働大臣の認定を受けていない者が、被爆者健康手帳のみで障害者控除を受けている。	被爆者健康手帳の交付を受けている者のうち、厚生労働大臣の認定を受けている者が特別障害者となる（所法２①二十八、所令 10①五）。
③　精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害等級が２級である者が、特別障害者に該当するとして、40万円の障害者控除を適用している。	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者は、障害等級が１級の場合に特別障害者となる（所令 10②二）。なお、身体障害者手帳の交付を受け、身体障害の程度が２級の場合は特別障害者に該当するため、混同しないよう留意する。
④　成年被後見人について、精神障害者保険福祉手帳に記載された障害等級が１級でないと、特別障害者に当たらないと考えている。	所得税法上、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」は特別障害者とされている（所法２①二十九、所令 10②一）。 家庭裁判所が、鑑定人による医学上の専門的知識を用いた鑑定結果に基づき、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」として後見開始の審判をした場合には、所得税法上も、成年被後見人は「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者」に該当し、障害者控除の対象となる特別障害者に該当する。
⑤　障害者である５歳の子を扶養している者が、障害者控除を適用していない。	16 歳未満の扶養親族に対する扶養控除の適用はないが、その扶養親族が障害者である場合には、障害者控除の適用がある（所法２①三十四、79②③）。

Ⅶ　所得控除
11　配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　内縁関係者についても配偶者控除を適用している。	婚姻の届出をした民法上の配偶者でなければ、配偶者控除は適用されない。
②　所得制限の判定に当たって、分離譲渡所得の特別控除後の所得により判定している。	分離譲渡所得がある場合には、特別控除前で判定する（措法 31①③、32①④）。
③　所得制限の判定に当たって、純損失（雑損失）の繰越控除後の所得により判定している。	純損失（雑損失）の繰越控除がある場合には、繰越控除前で判定する（所法２①三十）。
④　非居住者を扶養親族とする場合に、国外源泉所得を含めて、58万円以下かどうかを判定している。	非居住者の場合、合計所得金額は、総合課税の対象となる国内源泉所得をいうので、国外源泉所得や分離課税とされる所得は、合計所得金額に含まれない（所法２①五、三十ロ、三十四、164、165）。
⑤　令和７年分の確定申告において、国外に居住する親族について扶養控除の適用を受ける際、出生証明等の親族関係が分かる書類のみが添付されている。	平成 28 年以後、日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、親族関係書類（出生証明等、国外居住親族がその居住者の親族であることを証する書類）及び送金関係書類（金融機関の書類等、国外居住親族の生活費等に充てるための支払いを行ったことを明らかにする書類）が必要となる（所法 120③二、所規 47 の2⑤⑥）。なお、該当する親族が複数いる場合、送金関係書類は各人に対して行ったものが必要となる。 おって、令和5年分以後、国外居住親族に係る扶養親族の対象となる扶養親族の範囲から、年齢 30 歳以上 70 歳未満の非居住者であって、次に掲げる者のいずれにも該当しない者が除外される。 イ　留学により国内に住所及び居所を有しなくなったもの（※1） ロ　障害者 ハ　その適用を受ける居住者からその年において生活費又は教育費に充てるため 38 万円以上の送金を受けている者（※2） ※1「留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者」に該当する旨を証する書類（留学ビザ相当書類）の提出が必要 ※2「居住者から 38 万円以上の送金を受けている者」に該当することを明らかにする書類（送金額が 38 万円以上である送金関係書類）の提出が必要

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
⑥　令和７分の確定申告において、１年間に30万円を送金しているとして、国外居住親族である兄（年齢35歳）に係る扶養控除の適用を受けている。	年齢 30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族について、扶養控除の適用を受けようとする場合には、その年における送金額の合計金額が 38 万円以上であることが必要となる（所法 120、所令 262、所規 47 の２）。
⑦　老人ホームに入居している者を同居老親等としている。	老人ホーム等の施設に入居している者は、その施設が居所となるため、同居老親に該当しない。
⑧　令和７年分の確定申告において、子（19歳以上23歳未満の特定扶養親族）の合計所得金額が48万円を超えたため、特定扶養控除の適用を受けていない。	令和７年度税制改正により、19 歳以上 23 歳未満の特定扶養親族の合計所得金額が 85 万円以下である場合には、控除額は 63 万円となる。また、85 万円を超え 123 万円までは合計所得金額に応じて控除額が逓減し、123 万円を超えると控除が受けられなくなる（特定親族特別控除）。

Ⅶ　所得控除
12　基礎控除

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　令和７年分の確定申告において、収用に係る 5,000 万円の特別控除の適用を受ける者について、基礎控除額を 58 万円と記載している。	令和２年分以降の基礎控除の金額は、合計所得金額が 2,400 万円を超えると逓減することとなる（所法 86）。 また、令和７年分以降は、合計所得金額が 2,350 万円以下である者について、基礎控除の控除額は 58 万円となり、2,350 万円を超えると逓減し、合計所得金額が 2,500 万円を超えると適用がなくなる。 なお、「合計所得金額」とは、所法 70 条及び 71 条の規定を適用しないで計算した場合における所法 22 条に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額をいい（所法２①三十）、合計所得金額は、措置法に規定する課税長期譲渡所得金額又は課税短期譲渡所得金額を計算する場合における特別控除額の控除前の金額で計算する（所基通２－41）。 また、所法 121 条により申告不要となる所得があっても、合計所得金額の判定ではその所得を含めることになる。 おって、公的年金等控除、配偶者（特別）控除額（最大 48 万円）、寡婦控除（最大 35 万円）についても同様に合計所得金額で判定する。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
②　令和７年分の合計所得金額が 655 万円以下であるにもかかわらず、基礎控除額を 58 万円で計算している。	合計所得金額が 132 万円以下の場合、58 万円の基礎控除に 37 万円を上乗せした 95 万円となる。 また、令和７年及び８年の措置として、合計所得金額が 132 万円を超え 655 万円以下の場合には、その合計所得金額に応じて基礎控除の控除額が上乗せされる。具体的には、合計所得金額が 132 万円超で 336 万円以下である場合には 30 万円、336 万円超で 489 万円以下である場合には 10 万円、489 万円超で 655 万円以下である場合には５万円が、58 万円に上乗せされる。 なお、この措置（基礎控除の上乗せ特例）は、10 万円の基礎控除の引上げとは異なり、居住者のみ適用することとされており、非居住者には適用されない。
③　基礎控除の適用がないことから、年末調整誤りと考えている。	年末調整において、基礎控除は、基礎控除申告書の提出があった場合に控除されることから、一概に誤りとは言えない（所法 195 の３）。

Ⅷ　税額控除
1　配当控除

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　所得控除後の課税総所得金額が 1,000 万円を超えているにもかかわらず、配当控除を 10％で計算している。	余剰金の配当に係る配当所得の金額のうち、課税総所得金額から 1,000 万円を差し引いた金額までは５％の配当控除になる（所法 92①）。 なお、証券投資信託の収益の分配については５％又は 2.5％、一般外貨建等証券投資信託の収益の分配については、2.5％又は 1.25％と控除率が異なることに留意する（措法９）。
②　配当控除の計算をする際の課税総所得金額等が 1,000 万円を超えているかどうかの判断において分離課税の所得金額を除外して計算している。	課税総所得金額等とは、課税総所得金額、分離課税短期譲渡所得金額、分離課税長期譲渡所得金額、分離課税の上場株式等に係る課税配当所得の金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をいう（所法 92①、措法８の４③四、31③、32④、37 の 10⑥六、41 の 14②五）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
③　配当控除を、配当所得の金額ではなく配当所得の収入金額に対して適用して計算している。	配当控除が適用されるのは、配当の収入金額に対してではなく負債利子を差し引いた後の配当所得の金額に対して適用される（所法92①）。
④　オープン型証券投資信託の収益の分配金に係る支払通知書又は特定口座の明細書の「外貨建資産割合」、「非株式割合」に「約款規定なし」や「制限なし」と記載されているにもかかわらず、配当控除を10%で計算している。	「外貨建資産割合」、「非株式割合」に「約款規定なし」や「制限なし」と記載されている場合は、配当控除の対象外となる（法92①）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
⑤　外国法人から受ける配当について、配当控除をしている。	外国法人の国内にある営業所・事務所その他これらに準ずるものに信託された証券投資信託の収益の分配に係るもの以外は配当控除の対象とはならない（所法92①）。 （参考） 対象となる配当所得 ○剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除く。） ○利益の配当（資産の流動化に関する法律第115条第1項((中間配当))に規定する金銭の分配を含むものとし分割型分割によるものを除く。） ○剰余金の分配（出資に係るものに限る。） ○証券投資信託の収益の分配 ○一般外貨建等証券投資信託の収益の分配（措法9④） 対象とならない配当所得 ○外国法人から受ける配当（外国法人の国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるものに信託された証券投資信託の収益の分配に係るものを除く。） ○特定受益証券発行信託の収益の分配 ○基金利息 ○オープン型証券投資信託のうち、信託財産の元本の払戻し相当分（所法9①十一） ○私募公社債等運用投資信託に係る受益権の収益の分配に係る配当等（措法9①一） ○国外私募公社債等運用投資信託等の配当等（措法9①二） ○外国株価指数連動型特定株式投資信託の収益の分配（措法9①三） ○特定外貨建等証券投資信託の収益の分配（措法9①四） ○適格機関投資家私募による証券投資信託から受ける配当等（措法9①五イ） ○特定目的信託から受ける配当等（措法9①五ロ） ○特定目的会社から受ける配当等（措法9①六） ○投資法人から受ける配当等（措法9①七） ○申告分離課税を選択した上場株式等の配当等（措法8の4①） ○確定申告をしないことを選択した配当（措法8の5①）
⑥　少額配当について、申告不要制度を選択したにもかかわらず、税額計算においては配当控除と源泉所得税を差し引いて計算している。	申告しないことを選択した場合、その少額配当に係る配当控除と源泉所得税を差し引くことはできない。

Ⅷ　税額控除
２　外国税額控除

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○　米国内にある事業用資産の譲渡の際に、収入に対し源泉徴収されていることから、控除限度額の計算をするに当たり、国外所得総額について、当該資産の譲渡に係る収入金額で計算している。	収入金額ではなく、当該資産に係る所得金額で計算する（所法95①、所令221の２）。

Ⅷ　税額控除
３　住宅借入金等特別控除

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　相続により住宅とその住宅に係る借入金を承継した場合に、住宅借入金等特別控除の適用を受けている。	相続により住宅を取得するとともに借入金を承継しても、その借入金は相続による債務の承継であり住宅を取得するための借入金ではない（措法41①）ため、住宅借入金等特別控除の適用はない。
②　生計を一にする父から、父が居住する住宅を購入し、この住宅について住宅借入金等特別控除の適用を受けている。	既存住宅を取得する時においてその取得をする者と生計を一にしており、その取得後においても引き続き生計を一にする親族等からの既存住宅の取得は対象とならない（措法41①、措令26②）。
③　床面積にベランダ、バルコニーを含めて計算している。	床面積は登記事項証明書に表示される面積による（措法41①、措令26①一、㉚一、㉟三イ、措基通41－10）。
④　所得基準を判定するのに、分離課税の譲渡所得の特別控除後で判断している。	合計所得金額の判定は、分離課税の譲渡所得については特別控除前で行う（所法２①三十、措法31③、32④）。
⑤　令和３年12月31日以前に住宅を居住の用に供した者について、住宅借入金等特別控除の対象となる中古住宅であるかどうかを判定する場合に、軽量鉄骨造の建物を耐火建築物としている。	耐火建築物とは、建物登記簿等に記載された家屋の構造のうち、建物の主たる部分の構成材料が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のものをいい、軽量鉄骨造は耐火建築物には含まれない（措令26②、措規18の21①）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
⑥　令和４年１月１日以後に住宅を居住の用に供する場合の全ての既存住宅について、築年数要件（耐火住宅25年、非耐火住宅20年）に基づき判断している。	令和４年度税制改正により、令和４年１月１日以後に住宅を居住の用に供する場合について、既存住宅における築年数要件（耐火住宅25年、非耐火住宅20年）が廃止され、昭和57年以降に建築された住宅は、既存住宅の取得として住宅借入金等特別控除の対象となる。（措令26③）。 ただし、令和４年中に住宅を居住の用に供した者について、既存住宅が（特例）特別特例取得に該当するとして新型コロナ税特法の適用を受ける場合は、従前の築年数要件（耐火住宅25年、非耐火住宅20年）に基づき判断する。
⑦　５年前に増築された家屋（昭和56年以前に建築された家屋）を住宅借入金等特別控除の対象となる既存住宅としている。	昭和57年以降に増築（改築）された家屋であっても、昭和56年以前に建築されたものは、住宅借入金等特別控除の対象となる既存住宅に該当しない。 (注)　地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定のものに該当する場合は、適用対象である（措法41①、措令26③）。
⑧　借入金の償還期間が、繰上返済等により、10年未満となっているにもかかわらず、住宅借入金等特別控除の適用を受けている。	借入金の償還期間が当初10年以上であっても、その後、繰上返済により10年未満となった場合には、繰上返済をした年から住宅借入金等特別控除は適用を受けることはできない（措法41①、⑥、⑩、⑬、⑯、措基通41－19）。
⑨　家屋の所有者でない者が増改築を行い、その者が当該増改築について住宅借入金等特別控除の適用を受けている。	増改築した場合の住宅借入金等特別控除の適用は、自己の所有している家屋について増改築した場合に限られるので、例えば、父の所有する家屋について子が増改築しても、住宅借入金等特別控除は適用されない（措法41⑬）。 自己の所有する家屋で自己の居住の用に供していないものについて増改築等をして、その後に自己の居住の用に供した場合、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる。
⑩　土地の所有者を父、家屋の所有者を子として土地付家屋を購入した場合、それぞれ住宅借入金等特別控除の適用を受けている。	住宅借入金等特別控除の対象となる借入金は、家屋の購入等とともにするその家屋の敷地の取得に要する資金に充てるための借入金とされることから、土地のみを購入している父は、住宅借入金等特別控除の対象とはならない（措法41①）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
⑪　新築の日前２年以内に取得した土地等の先行取得に係る銀行からの借入金について、家屋に抵当権の設定がないにもかかわらず、当該借入金を住宅借入金等特別控除の対象となる借入金としている。	土地等の先行取得に係る銀行からの借入金については、家屋を目的とする抵当権の設定がない場合は、住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等には該当しない（措令 26⑨六）。 なお、家屋を目的とする抵当権が設定された以後の各年については、住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等と取り扱われることとなる。
⑫　土地等の先行取得に係る借入金について、家屋を目的とする抵当権の設定が「根抵当権」であるため、住宅借入金等特別控除の適用は受けられないとしている。	根抵当権も抵当権の一種であり、当該根抵当権が、根抵当権設定契約書等によって、家屋の敷地の用に供する土地等の借入金を担保するために設定されたものであることが確認できる場合には、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金として差し支えない（措法 41、措令 26⑨）。
⑬　増改築等に係る契約を締結した場合において、住宅借入金等特別控除の対象となる増改築等の工事に関し、地方公共団体から補助金等の交付を受けているにもかかわらず、その補助金等の額を控除しないで100万円を超えるかどうかの判定をしている。	増改築工事に係る契約を締結した場合において、当該工事等に関して補助金等の交付を受ける場合には、工事に要した費用の額からその補助金等の額を控除する（措法 41⑳）。
⑭　家屋の共有者それぞれが給付金の交付を受けた場合に、給付額を住宅の取得価額から控除している。	給付額ではなく、給付基礎額を控除する。 なお、給付額を持分割合で割り直すことにより給付基礎額を計算することができる。
⑮　令和５年に居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けているにもかかわらず、令和７年の住宅借入金等特別控除の適用を受けている。	令和５年分、令和６年分、令和７年分までのいずれかの年分において、「居住用財産の譲渡所得の課税の特例」などの特例を受けている場合、令和７年分の住宅借入金等特別控除が受けられない（措法 41⑳）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
⑯　令和５年に住宅借入金等特別控除の適用を受けている者が、令和７年中に居住用家屋を譲渡し、令和７年分の確定申告で居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けていたことから、令和５年分及び令和６年分の修正申告書を提出している。	居住の用に供した日の属する年の翌年又は翌々年中に「居住用財産の譲渡所得の課税の特例」などの特例を受けた場合に、住宅借入金等特別控除を受けることができないのは、当該住宅借入金等特別控除の対象となった居住用家屋若しくは既存住宅等以外の資産を譲渡した場合である（措法 41㉑）。 なお、令和２年度税制改正により、新規住宅の居住後から３年以内に従前の住宅を譲渡した場合において、その譲渡について譲渡特例の適用を受けるときは、新規住宅について住宅借入金等特別控除の適用がされないこととされた（令和２年４月１日以降に行う資産の譲渡に限る。）。
⑰　令和７年12月に一般住宅を新築し、居住の用に供したが、令和７年分の住宅借入金等特別控除の適用を受けている。	原則として、一般住宅を新築した場合、適用を受けることはできないが、①令和５年 12 月 31 日までに建築確認を受けたもの、②令和６年６月 30 日までに建築されたもの、のいずれかの条件（床面積が 40 ㎡以上 50 ㎡未満の特例居住用家屋に関しては、令和５年 12 月 31 日までに建築確認を受けたもの）を満たすものは住宅借入金特別控除の適用がある（措法 41㉕、措令 26㊲）。

Ⅷ　税額控除
４　定額減税

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　確定申告における定額減税は全ての者が適用できると考えている。	【令和６年のみの措置】令和６年分の合計所得金額が 1,805 万円を超える者及び本人が非居住者である者は定額減税の対象外となる。令和６年６月以降の給与等で定額減税の適用があった者であっても、令和６年分の合計所得金額が 1,805 万円を超える場合は定額減税の適用対象外となることに留意する。
②　給与等と公的年金等の両方の源泉徴収税額から定額減税の適用を受けている場合、確定申告をする必要があると考えている。	【令和６年のみの措置】給与等と公的年金等に係る源泉徴収税額の両方から定額減税の適用を受けていることだけをもって、確定申告の義務は発生しない。このため、従来どおり、一定の要件を満たすことにより確定申告が不要とされている者については、確定申告をする必要はない。
③　年の途中で死亡している者は定額減税の対象外と考えている。	【令和６年のみの措置】定額減税の対象となる本人及び同一生計配偶者等については、居住者に限ることとされているところ、その判定時期は、原則令和６年 12 月 31 日の現況により判定するが、その者が既に死亡している場合には、その死亡の時の現況により判定する。

Ⅸ　確定申告

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　中国からの留学生(学校教育法第１条に規定する学校に留学している者)は所得税の確定申告書を提出することができないと考えている。	中国を含む多くの国からの留学生については、日本との租税条約の規定により、その生計、教育のために受け取る給付又は所得について日本での課税を免除されている。 しかしながら、租税条約の規定を適用するには、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」に基づく届出書を源泉徴収義務者を通じて、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があり、当該省令に基づく届出書を提出しない場合は、国内法に基づき課税されることから、他の給与所得者と同様に年末調整又は確定申告により年税額の精算を行うことになる。 したがって、留学生が国内法に基づき課税を受けること（租税条約の適用を受けないこと）を選択した場合には、所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書を提出しても構わない（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令８）。 ただし、留学生の免税規定については、当該留学生が日本に滞在する直前の居住地国との租税条約の有無やその規定内容により、異なることに注意する。
②　相続人が３人いるにもかかわらず、準確定申告書には相続人の氏名を１人しか記載していない。	相続人が２人以上いる場合の準確定申告書には各相続人の氏名及び住所等を記載しなければならない（所法124、所令263①、所規49①一）。 なお、相続人が２人以上あるときは、申告書は各相続人が連署による一の書面で提出しなければならないが、他の相続人の氏名を附記して各別に提出することも可能であり、各別に提出する場合には、申告書を提出した相続人は、遅滞なく他の相続人に通知する必要がある（所令263②、③）。
③　確定申告をした少額配当を修正申告又は更正の請求で除外している。	確定申告をした少額配当は、その後の修正申告や更正の請求において除外することはできない。また、少額配当の申告漏れについては、修正申告はできず、更正の請求の事由にも当たらない。
④　海外のFX取引業者を通じたFX取引について、申告分離課税の対象であると考えている。	国外取引業者を通じたFX取引に係る所得は総合課税の対象である（措法41の14①）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
⑤　令和２年分の確定申告の還付請求ができる期限を令和８年４月15日と考えている。	所法120条（確定申告書の提出義務がある場合）及び所法122条（確定申告書の提出義務がない場合）のいずれに該当する場合も、令和２年分の確定申告の還付請求ができる日は令和３年１月１日となり、還付請求ができる期限はこの日から５年を経過する令和７年12月31日となる。 （参考）確定申告書の提出期限（偽りその他不正の行為が認められない場合） ○令和３年分以降 納税申告書（申告義務あり）／還付請求申告書（申告義務なし） 令和７年分：令和13年３月16日／令和12年12月31日 令和６年分：令和12年３月17日／令和11年12月31日 令和５年分：令和11年３月15日／令和10年12月31日 令和４年分：令和10年３月15日／令和９年12月31日 令和３年分：令和９年３月15日／令和８年12月31日 ○令和２年分以前 申告義務あり（納税申告書／還付請求申告書）／申告義務なし 令和２年分：令和８年４月15日／令和７年12月31日
⑥　法定申告期限が休日等に当たっても、その日に税務署が開庁して申告書の収受が行われる場合には、その法定申告期限について延長はされないと考えている。	休日等に開庁がされたとしても、当該休日等が通則法上の休日等に当たらないことにはならず、通法10②の規定により、当該法定申告期限は延長されることになる。
⑦　同族会社の役員が当該法人から不動産賃貸料を収受しているにもかかわらず少額であるとして申告していない。	同族会社の役員は、貸付金の利子又は資産の賃貸料がある場合には、少額であっても確定申告書を提出しなければならない場合がある（所法121①、所令262の２）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
⑧　還付申告に当たって、20万円以下の給与所得等を除いている。	申告書を提出する以上、20 万円以下の給与所得等であっても申告しなければならない（確定申告しないことを選択した配当を除く。）。
⑨　国内において年末調整を受けた給与以外に、国外からの給与があるものの、国外からの給与に係る給与所得の金額が20万円以下であるとして確定申告をしていない。	確定申告を要しない場合の給与とは、源泉徴収をされた又はされるべき給与をいい、源泉徴収が行われない給与等の支払を受けている場合は、確定申告が必要である（所法 121①二）。

X　その他

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　加算税の賦課期限が徒過してしまった。	令和２年分所得税期限後申告に係る無申告加算税の賦課期限（送達期限）は令和８年４月 15 日であることから、期限を徒過しないように留意する。 ※　例えば、３月 15 日に期限を迎える加算税通知書を３月上旬に発送（簡易書留）し、相手方不在等（受取拒絶）により郵便局に１週間程度留め置かれ、３月 15 日の期限を徒過してしまうというケースもあることから、３月 15 日に期限を迎えるようなものについては、３月上旬に発送することにより賦課期限を徒過する可能性があるということを十分認識して対応すること。 なお、令和２年分税制改正において、令和２年４月１日以降に法定申告期限等が到来する国税（所得税については令和元年分以降）においては、更正決定等をすることができなくなる日前３月以内にされた「納税申告書の提出」又は「納税の告知を受けることなくされた源泉徴収等による国税の納付」に係る加算税の賦課決定について、当該申告書の提出又は納付がされた日から３月を経過する日まで行うことができるとされた。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
②　更正の請求書に、更正の請求の理由となった事実を証する書類の添付がない場合、更正の請求は一切認められず、更正の理由なき通知を行えると考えている。	更正の請求書に、更正の請求の理由となった事実を証する書類の添付が義務付けられているのは、更正の請求の理由となった事実が、「一定期間の取引に関するもの」のときであり、「一定期間の取引に関するもの以外」のときには、その事実を証明する書類があるときにのみ書類を添付することが義務付けられている（通令６②）。 したがって、「一定期間の取引に関するもの以外」で、その事実を証明する書類がないときには、当該書類の添付がなくても更正の請求をすることができる。
③　令和２年分の確定申告をした者から、令和８年３月 13 日に更正の請求をしたい旨の相談を受けたが、更正処分の期限が令和８年４月 15 日なので、更正の請求書を提出されても処理できないと断った。	更正をすることが出来ないこととなる日前６ヶ月以内にされた更正の請求に係る更正は、当該更正の請求があった日から６ヶ月を経過する日まですることが出来るため（通法 70③）、更正の請求書を提出させる。
④　成年後見人に納税管理人の届出書の提出を指導した。	成年後見人は、納税管理人の届出を提出できず（通法 117①）、代理権限を書面で証明した場合には、民法上の代理権により、一切の申告行為が本人の同意なしに行えることとなる（通法 124）。
⑤　相続開始から遺産分割までの間の不動産収入について、遺産分割が確定し、申告の際の相続分と異なることとなった場合に、更正の請求が認められると考えている。	遺産分割が確定し、申告の際の相続分と異なることとなっても、修正申告又は更正の請求の対象とならない（最高裁平成 17 年９月８日判決）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
⑥　財産債務調書は、翌年の３月 15 日までに提出しなければならないと考えている。	財産債務調書の提出期限は、その年の翌年の６月 30 日である。 令和７年分の提出期限は、令和８年６月 30 日（国外送金等調書法６の２、６の３、国外送金等調書令 12 の２～12 の４）。

消　費　税　編

Ⅰ　納税義務者

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　基準期間が免税事業者である場合、消費税相当額を控除して課税売上高を計算している。	基準期間となる課税期間は免税事業者であるから、その売上げには消費税は含まれない（消法９①）。したがって、その期間の課税資産の譲渡等の対価の額の算定に当たっては、消費税相当額を控除する必要はない（消法９①、消基通１－４－５）。
②　基準期間の課税売上高の判定の際、住宅用として貸し付けていた建物の譲渡収入を除いている。	住宅用として貸し付けていた建物の譲渡は課税対象となる（消法６①、別表第１十三）。 また、土地・建物の一括譲渡の場合、非課税資産の土地と課税資産の建物の価額が区分されていないときは、譲渡した時の価額の割合であん分することとなる（消令 45③）。
③　被相続人が提出した「消費税課税事業者選択届出書」の効力は、相続人に及ぶと考えている。	相続人には、その効果は及ばないので、その適用を受けるためには、新たに「消費税課税事業者選択届出書」を提出しなければならない（消法９④、消基通１－４－12）。
④　基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であったことだけをもって、消費税の課税事業者とならないと判定している。	基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であっても、特定期間（課税期間の前年の１月１日から６月 30 日までの期間）の課税売上高又は給与等支払額が 1,000 万円を超えている場合は課税期間において課税事業者となる（消法９の２）。 なお、いずれの基準で判断するかは納税者の任意であるため、たとえ、特定期間の課税売上高が 1,000 万円を超えていても、給与等支払額が 1,000 万円を超えていなければ給与等支払額により免税事業者と判定することができる。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
⑤　免税事業者である相続人が、免税事業者である被相続人の事業を相続した年の納税義務の判定に当たり、被相続人及び相続人の基準期間の課税売上高を合計すると1,000万円を超えるとして相続した課税期間分の消費税の申告をしている。	免税事業者である相続人が被相続人の事業を承継した場合において、相続した日の翌日から課税事業者となるのは、被相続人の基準期間の課税売上高が1,000万円を超える場合のみである（消法10①）。 なお、相続があった年の翌年及び翌々年の納税義務を判定する場合は、相続人及び被相続人の基準期間の課税売上高を合計して判定する（消法10②）。
⑥　貸倒金を課税売上高から差し引いて計算し、課税売上高が1,000万円以下になったとして、確定申告書とともに課税事業者でなくなった旨の届出書を提出している。	貸倒れ、売上対価の返還等が生じた場合は、当該事由が生じた日の属する課税期間の課税売上げに係る消費税額から当該貸倒れ等の金額に係る消費税額を控除することとなり、課税売上高から直接差し引くことはできない（消法38、39）。 ただし、返品、値引き又は割戻しをした場合に、課税資産の譲渡等の金額から返品額、値引額又は割戻額を控除する経理処理を継続しているときは、これを認める（消基通10－１－15）。

Ⅱ　課税の対象

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　営業収入のみを課税売上げとして消費税を算出し、不動産収入を課税売上げに計上していない。	業務的規模の不動産収入について（例えば、マンション一戸（ただし、居住用は除く。）の賃貸でも）、事業として対価を得て行う資産の譲渡等で反復、継続、独立しているものは課税の対象となる（消法２①八、消基通５－１－１）。
②　事業用車輌を売却（下取）した場合に課税売上げに計上していない。	資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡等が含まれる（消法２①八、４①、消令２③、消基通５－１－７（３））。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
③　棚卸資産を家事消費したにもかかわらず、課税売上げに計上していない。	棚卸資産を家事消費した場合には、原則として、当該棚卸資産を通常他に販売する価格で課税売上げに算入する（消法４⑤一）。 ただし、仕入金額以上の金額で、かつ、その棚卸資産の通常他に販売する価額のおおむね50%以上に相当する金額で確定申告したときはこれを認める（消基通10－１－18）。
④　棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために使用したにもかかわらず、課税売上げに計上していない。	棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために使用した場合には、原則として、当該資産の通常売買される価額（時価）に相当する金額を課税売上げに算入する（消法４⑤一、28③一）。 なお、例えば、事業の用に供している自動車を家事のためにも利用する場合のように、家事のためにのみ使用する部分を明確に区分できない資産に係る家事使用や一時的な家事使用については、当該取扱いを要しない（消基通５―３―２、11―１―４）。 また、個人事業者が事業を廃止した場合、事業の廃止に伴い事業用資産に該当しなくなった車両等の資産は、事業を廃止した時点で家事のために消費又は使用したものとして、事業として対価を得て当該資産を譲渡したものとみなされ（みなし譲渡）、非課税取引に該当しない限り、消費税の課税対象となる（タックスアンサー「No.6603 個人事業者が事業を廃止した場合」参照）。 おって、個人事業者が、事業と家事の用途に共通して使用するものとして取得した資産を譲渡した場合には、その譲渡に係る金額を事業としての部分と家事使用に係る部分とに合理的に区分するものとする。この場合においては、当該事業としての部分に係る対価の額が資産の譲渡等の対価の額となる（消基通10―１―19）。
⑤　会社員が、消費税課税事業者選択届出書を提出して、自宅に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却収入を課税売上げに計上して、確定申告を行っている。	会社員が事業の用に供することなく、生活の用に供するために設置した太陽光発電設備の余剰電力の売却は、生活用資産（非事業用資産）の譲渡を行っているものであることから、消費税法上「事業として」の資産の譲渡には該当しないため、課税の対象とならない（不課税取引）（消法２①八）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
⑥　賃貸マンションの売買の際に、売買当事者間の合意に基づき、地方公共団体に対して納付すべき固定資産税の未経過分を買主が分担する場合に、当該分担することとなった固定資産税相当額を不課税取引として課税売上高に計上していなかった。	不動産売買契約における公租公課の分担金（未経過固定資産税等）は、私人間で行う利益調整のための金銭の授受であり、不動産の譲渡対価の一部を構成するものであるから、固定資産税・都市計画税の未計過分を含めた譲渡価額のうち、建物部分が課税の対象となる（消法２①八、28①、消基通10－１－６）。
⑦　チケットショップで販売する切手に係る売上げを非課税であるとして課税売上げに計上していなかった。	非課税となる切手の販売は郵便局等が販売するものに限定されている（消法６、別表第１四イ）。 なお、物品切手の販売は、販売者の限定はない（消法６、別表第１四ハ）。

Ⅲ　課税仕入

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　本来、課税仕入れの対象となる修繕費等について、その原資が保険金であるとして、課税仕入れとしていない。	保険金は資産の譲渡等の対価に該当しない（消法２①八、消基通５－２－４）が、課税仕入れに該当するか否かは資産の譲受けのために支出した金額の源泉を問わない（消法２①十二、消基通11－２－８）。 したがって、本来課税仕入れの対象となる修繕費等は、課税仕入れとなる。
②　接待交際費の内に、その費途が明らかでないものや贈答用に購入した商品券及びビール券の代金が含まれており、いずれも課税仕入れに計上されている。	費途が明らかでないものは課税仕入れに該当しないほか、贈答用に購入した商品券やビール券等も課税仕入れに該当しない（消法６、別表第１四ハ、消令11、消基通11－２－23）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
③　事業と家事に共用する減価償却資産を取得したとき、それに係る消費税等の額の全額を仕入税額控除の対象としている。	家事共用資産を取得した場合、その家事使用に係る部分は課税仕入れに該当しない。なお、当該資産の課税仕入に係る対価の額は、その資産の使用率又は使用割合等の合理的な基準により計算する（消基通11－１－４）。 また、家事共用資産を譲渡した場合も、同様の扱いとなる（消法２①十二、消基通10－１－19）。
④　従業員の通勤手当について、遠距離通勤により所得税法上の非課税限度額を超えるためにその一部が給与に該当する場合に、この部分を課税仕入れとしていない。	通勤手当は、「その通勤に通常必要であると認められる部分の金額」である限り、上記のように給与に該当する部分であっても、課税仕入れに係る支払対価になる（消法２①十二、消基通11－２－２）。
⑤　建物のうち１・２階が店舗で３階以上が居住用の賃貸としている建物の仕入控除税額を算出する際、課税売上割合に準ずる割合の承認申請がなければ、個別対応方式が適用できないと考えている。	課税・非課税に共通する仕入れであっても、合理的な基準により課税資産の譲渡等のみに要するものとその他の資産の譲渡等にのみ要するものとに区分している場合には、区分したところにより個別対応方式を適用できる（消法30②一、消基通11－２－19）。よって、建物の場合、面積等で合理的に区分できるのであれば、区分したところにより個別対応方式を適用することができる。

Ⅳ　控除対象仕入税額の調整

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　直前の課税期間まで免税事業者であったが、期首棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。	免税事業者が課税事業者となる場合、課税事業者となる課税期間の直前の課税期間における期末棚卸資産（免税事業者であった課税期間中に課税仕入れ等を行ったものに限る。）に係る消費税額については、課税事業者となる課税期間における課税仕入れ等の税額に加算する（消法36①）。 なお、簡易課税制度の適用者や２割特例適用者については、この調整は不要である。
②　課税事業者が翌課税期間は免税事業者となる場合において、棚卸資産に係る仕入控除税額の調整を行っていない。	課税事業者が免税事業者となる場合には、免税事業者となる課税期間の直前の課税期間における期末棚卸資産に係る消費税額を当該課税期間の課税仕入れの税額から控除する（消法36⑤）。 なお、簡易課税制度の適用者や２割特例適用者については、この調整は不要である（消基通12－７－４）。

Ⅴ　簡易課税制度

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　簡易課税制度を適用している者が、簡易課税制度の適用１年目に簡易課税制度選択不適用届出書を提出している。	適用課税期間の初日から２年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ簡易課税制度選択不適用届出書は提出できない（消法 37⑥）。 なお、次の事業者は、簡易課税制度の適用課税期間の初日から２年を経過する日の属する課税期間の末日以前であっても、簡易課税制度選択不適用届出書の提出できる場合がある（消法 37 の２①、措法 86 の５⑩）。 ・災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者 ・「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第２条第１項により、特定非常災害として指定された非常災害（例えば、令和２年７月豪雨）の被災事業者
②　「簡易課税制度選択届出書」の提出は、課税期間の初日の前日までに提出しないと簡易課税制度を適用できないと考えている。	仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者については、令和元年 10 月１日から令和２年９月 30 日までを含む課税期間については、適用を受けようとする課税期間の末日までに「簡易課税制度選択届出書」を提出すれば簡易課税制度の適用を受けることができる（平 28 改正法附則 40①）。 また、災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた者及び「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第２条第１項により、特定非常災害として指定された非常災害（例えば、令和２年７月豪雨）の被災事業者についても、簡易課税制度を適用することができる場合がある（消法 37 の２①、措法 86 の５⑩）。
③　災害により被害を受けた事業者の事務処理能力が低下したため、簡易課税制度を適用して申告する必要が生じた場合や、棚卸資産その他の業務用資産に相当な損失を受け、緊急な設備投資等を行うため、簡易課税制度の適用をやめる必要が生じた場合であっても、簡易課税制度の適用を受けること又は適用をやめることはできない。	災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者が、その被害を受けたことにより、災害等が生じた日の属する課税期間等について簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合又は適用を受ける必要がなくなった場合には、所轄税務署長の承認を受けることにより、災害等の生じた日の属する課税期間等から簡易課税制度の適用を受けること又は適用をやめることができます。 この承認を受けようとする事業者は、災害等がやんだ後２か月以内に所轄税務署長に「災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」を提出する必要があります（消法 37 の２）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
④　５年前に廃業し、事業廃止届出書を提出していた者が新たな事業を開始し、10 年前に簡易課税選択届出書を提出済みであるとして、簡易課税で仕入税額控除を計算している。	事業廃止届出書を提出したときは、事業廃止を基因とする簡易課税選択不適用届出書が提出されたものとして扱うこととされているため、簡易課税選択届出書は、その効力を失うこととなる（消法 37⑤、⑥、57①三、消基通１－４－15）。 したがって、新たな事業を開始し、簡易課税を選択する場合には新たに簡易課税選択届出書の提出が必要となる。
⑤　課税事業者が「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出し、その後、同一課税期間中に高額特定資産を取得したにもかかわらず、翌課税期間から簡易課税制度を適用していた。	平成 28 年４月１日以後、事業者が、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額特定資産を取得した場合には、その取得の日の属する課税期間の初日から同日以後３年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は簡易課税制度選択届出書を提出することはできない（消法 12 の４①、37③）。 なお、高額特定資産の取得の日に属する課税期間の初日から取得の日までの間に簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、当該届出書の提出はなかったものとみなされる（消法 37④）。 また、次の場合には、簡易課税制度の適用を受けることができる場合がある。 ・　仕入れを税率ごとに区分することが著しく困難な中小事業者（平 28 改正法附則 40①②）。 なお、この場合の「著しく困難な事情があるとき」とは、課税仕入れを税率ごとに区分して合計することが著しく困難である場合をいい、例えば、軽減税率の対象となる課税仕入れとそれ以外の課税仕入れがある場合があっても、軽減税率の対象となる課税仕入れがそれ以外の課税仕入れの回数に比し、著しく少ない場合などは、帳簿、保存書類等からこれらの課税仕入れを容易に区分することができるので、他に考慮すべき事情がある場合を除き、「著しく困難な事情があるとき」に該当しない。 また、建設業、不動産業など、主として軽減税率の対象となる課税仕入れを行わない容易に区分経理を行い得る事業者が、事務所、営業所等に自動販売機を設置した場合の清涼飲料水の仕入れや、福利厚生、贈答用として菓子等の仕入れを行った場合は、「著しく困難な事情があるとき」に該当しない。 おって、令和元年 10 月１日から令和２年９月 30 日までを含む課税期間に限る。 ・　災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた事業者（消法 37 の２①）

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
⑥　小売業を営む課税事業者が、事業用の車輌を売却したことによる課税売上げの事業区分を第２種事業としている。	事業用固定資産の売却に係る課税売上げの事業区分は第４種事業となる。
⑦　酒類小売業及び卸売業を営む課税事業者が 75％ルールの判定をする際、ビール券の売上げを含めている。	75％ルールの判定をする場合は非課税売上げ及び免税売上げは除くこととされている（消令 57③）。 なお、75％ルールの判定をする場合の算定に当たっては、四捨五入の端数処理を行わないことに留意する。
⑧　精肉（鮮魚）の小売業を営む課税事業者が焼鳥、ローストチキン（かつおのたたき、焼魚）等を加工して販売しているが、全て第２種事業としている。	商品に「焼く、煮る、揚げる」等の加熱を伴う加工をした場合は第３種事業に該当する。 （注）「切る、刻む、つぶす、挽く、たれに漬け込む、混ぜ合わせる、こねる、乾かす」等の軽微な加工の場合は第２種又は第１種事業。
⑨　農業を営む課税事業者が、水稲（飲食料品）を出荷しているが、全て第３種事業としている。	令和元年 10 月１日から、「農業・林業・漁業」のうち「飲食料品の譲渡」に係る事業区分は、第３種事業から第２種事業へ変更されている（消令 57⑤、平 28 改正消令附則 11 の２）。

Ⅵ　インボイス制度

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
①　基準期間の課税売上高は 1,000 万円を超えているが、課税期間の課税売上高は 1,000 万円以下であるため、小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（２割特例）の適用はあると考えている。	小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（２割特例）は、令和５年 10 月１日から令和８年９月 30 日までの日の属する各課税期間において、免税事業者がインボイス発行事業者となる場合に適用することができる（平 28 改正法附則 51 の２①②）。

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
②　基準期間の課税売上高が１億円以下である事業者は、国内において行う課税仕入れについて、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、仕入税額控除の適用を受けることができると考えている。	基準期間における課税売上高が１億円以下等一定の要件に該当する事業者が、令和５年 10 月１日から令和 11 年９月 30 日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）が１万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、当該課税仕入れについて仕入税額控除の適用を受けることができる（平 28 改正法附則 53 の２、改正令附則 24 の２①）。
③　令和５年 10 月１日から令和８年９月 30 日までの日の属する各課税期間において、免税事業者がインボイス発行事業者となり、令和５年分を小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（２割特例）の適用を受け申告したが、以後も２割特例を適用できると考えている。	令和７年課税期間において、基準期間（令和５年課税期間）の課税売上高が 1,000 万円以上であれば令和７年課税期間は、インボイス発行事業者にならなかった場合でも、課税事業者となるため、２割特例は適用できない。

Ⅶ　確定申告

【誤りやすいポイント】	【補足説明】
○　令和２年１月１日～令和２年 12 月 31 日課税期間分に係る消費税及び地方消費税の還付申告書を提出できる期限は、令和８年３月 31 日と考えている。	還付申告書は、その提出をすることができる日から５年間に限って提出することができる（通法 74）。 消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限は、課税期間の末日の翌日から２か月以内であるが、12 月 31 日の属する課税期間に係る個人事業者の確定申告書については、翌年３月 31 日となる（消法 45①、措法 86 の４①）。 令和２年１月１日～令和２年 12 月 31 日課税期間に係る「還付申告書の提出をすることができる日」は、その年の翌年の１月１日からであることから、還付申告書を提出できる期限は、この日から５年を経過する令和７年 12 月 31 日となる。

税制改正等について

令和８年２月
小牧税務署　個人課税部門

令和７年度税制改正事項

（令和７年から適用される主なもの）

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

令和7年度改正

- デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応
- 源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和７年12月の年末調整から適用

所得税の基礎控除の引上げ

- 最後の基礎控除引上げ（平成７年）からの消費者物価指数等の**物価動向**を勘案
- 改正前の最高48万円から**10万円（20%程度）引き上げ、最高58万円に。**

給与所得控除の最低保障額の引上げ

- **物価上昇への対応**とともに、**就業調整にも対応**
- 最低保障額を改正前の55万円から**10万円引き上げ、65万円に。**

大学生年代の子の親への特別控除の創設

- **人手不足**の中、特に大学生のアルバイトの**就業調整**に対応
- **大学生年代（19～22歳）の親向けの特別控除の創設**
 - ➢ **子の給与収入が、 150万円以下→63万円**
 - ➢ **子の給与収入が、 150万円超** →控除額が**段階的に逓減**

所得税の基礎控除の引上げ

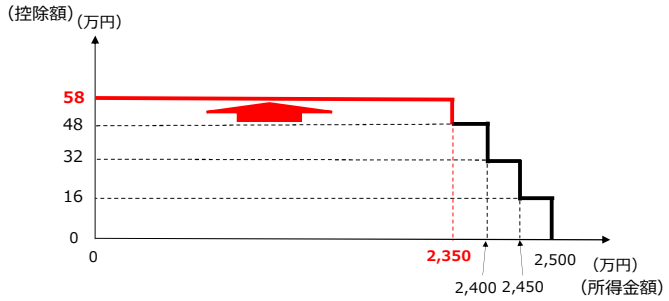
令和7年度改正

所得税については、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題がある。

わが国の経済は長きにわたり、デフレの状態が続いてきたため、こうした問題が顕在化することはなかったが、足元では物価が上昇傾向にある。一般に指標とされる**消費者物価指数（総合）**は、最後に基礎控除の引上げが行われた**平成７年から令和５年にかけて10%程度上昇**し、**令和６年も10月までに３%程度上昇**しており、**今後も一定の上昇**が見込まれる。また、生活必需品を多く含む**基礎的支出項目**の消費者物価は**平成７年から令和５年にかけて20%程度上昇**している。こうした物価動向を踏まえ、**所得税の基礎控除の額を改正前の最高48万円から最高58万円に10万円、20%程度引き上げる。**

源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和７年12月の年末調整から適用する。

引上げのイメージ



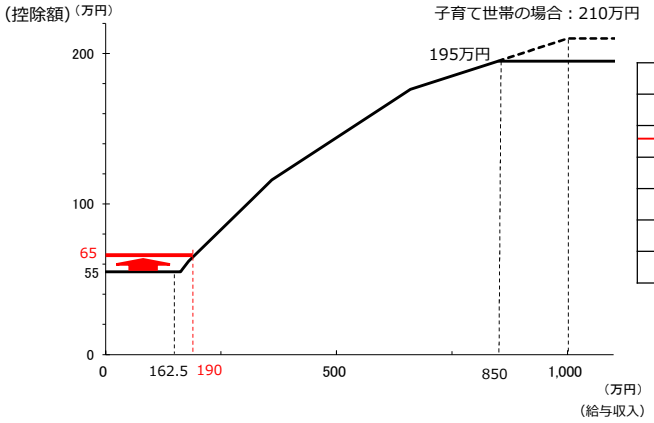
給与所得控除の最低保障額の引上げ

令和7年度改正

給与所得控除については、給与収入に対する割合に基づき計算される控除であり、物価の上昇とともに賃金が上昇すれば、控除額も増加する。しかしながら、**最低保障額が適用される収入**である場合、収入が増えても控除額は増加しない構造であるため、**物価上昇への対応**とともに、**就業調整にも対応**するとの観点から、**最低保障額を改正前の55万円から65万円に10万円引き上げる。**

源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和７年12月の年末調整から適用する。

引上げのイメージ



給与所得控除額

最低保障額：55万円 ⇒ 65万円	
給与収入	控除額
~~180万円以下~~	~~給与収入×40%－10万円~~
360万円以下	給与収入×30%＋８万円
660万円以下	給与収入×20%＋44万円
850万円以下	給与収入×10%＋110万円
850万円超	195万円

特定扶養控除の見直し・特別控除の創設等

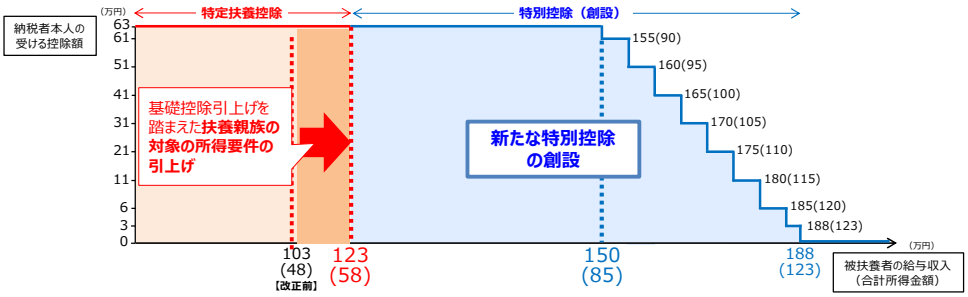
令和7年度改正

現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっているとの指摘がある。このため、**19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）まで**は、親等が**特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除**を受けられ、また、大学生年代の子等の**合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組み**を導入する。

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、改正前の基礎控除と同額の48万円（給与収入103万円に相当）を、**基礎控除の引上げを踏まえ、58万円（給与収入123万円に相当）**とする。

源泉徴収義務者の負担にも配慮しつつ、令和７年12月の年末調整から適用する。

新たな控除のイメージ



（注）上記の給与収入及び合計所得の金額は、令和７年度改正案による給与所得控除の最低保障額の引上げ（＋10万円）適用後の金額である（【改正前】の部分を除く。）。

令和7年度改正

基礎控除等の引上げと基礎控除の上乗せ特例の創設

基礎控除等の引上げ

デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応。これにより**課税最低限は*103*万円から*123*万円**に

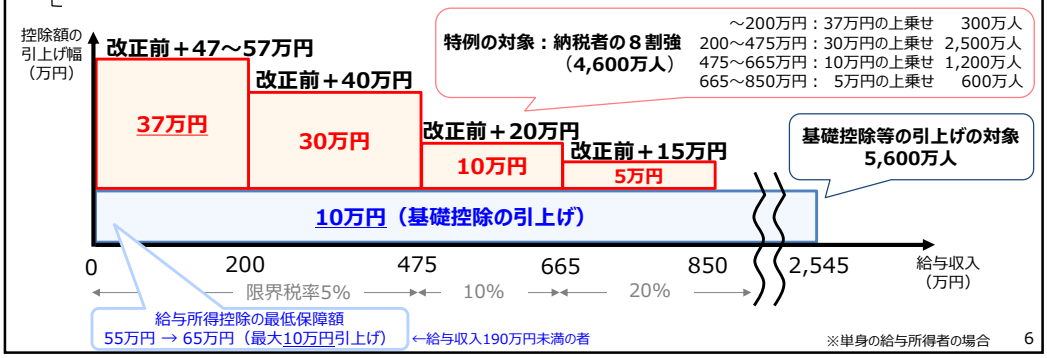
- **基礎控除**：改正前48万円から10万円引き上げ、***58*万円**に　※物価上昇を勘案し**20%**の引上げ
- **給与所得控除の最低保障額**：改正前55万円から10万円引き上げ、***65*万円**に

基礎控除の上乗せ特例

1．低所得者層の税負担への配慮（恒久的措置）
生活保護基準や最低賃金の水準等を勘案し、**課税最低限を*160*万円に引き上げ**

2．中所得者層を含めた税負担軽減（令和７年・８年）
物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、**高所得者優遇とならないよう工夫して上乗せ**

⇒ **単身世帯の場合、対象となる全ての収入階層で２万円以上（２～４万円）の税負担減**
令和７年12月の年末調整から適用



※単身の給与所得者の場合

令和7年度改正

令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q&A（令和7年5月）【1－2抜粋】

【基礎控除額】

合計所得金額（収入が給与だけの場合の収入金額（注3））		基礎控除額		
		改正後（注1）		改正前
		令和７・８年分	令和９年分以後	
	132 万円以下（200 万 3, 999 円以下）	95 万円（注2）		48 万円
132 万円超（200 万 3, 999 円超）	336 万円以下（475 万 1, 999 円以下）	88 万円（注2）	58 万円	
336 万円超（475 万 1, 999 円超）	489 万円以下（665 万 5, 556 円以下）	68 万円（注2）		
489 万円超（665 万円 5, 556 円超）	655 万円以下（850 万円以下）	63 万円（注2）		
655 万円超（850 万円超）	2, 350 万円以下（2, 545 万円以下）	58 万円		

（注）1　改正後の所得税法第 86 条（（基礎控除））の規定による基礎控除額 58 万円に、改正後の租税特別措置法第 41 条の 16 の２（（令和７年分以後の各年分の基礎控除等の特例））の規定による加算額を加算した額となります。

2　58 万円にそれぞれ 37 万円、30 万円、10 万円、５万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3　特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4　合計所得金額 2, 350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

令和7年度改正

令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q&A（令和7年5月）【1－3抜粋】

【給与所得控除額】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超　180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超　190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

（注）　給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

令和7年度改正

令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係）Q&A（令和7年5月）【1－5抜粋】

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 （収入が給与だけの場合の収入金額（注））	特定親族特別控除額
58万円超　85万円以下（123万円超　150万円以下）	63万円
85万円超　90万円以下（150万円超　155万円以下）	61万円
90万円超　95万円以下（155万円超　160万円以下）	51万円
95万円超　100万円以下（160万円超　165万円以下）	41万円
100万円超　105万円以下（165万円超　170万円以下）	31万円
105万円超　110万円以下（170万円超　175万円以下）	21万円
110万円超　115万円以下（175万円超　180万円以下）	11万円
115万円超　120万円以下（180万円超　185万円以下）	6万円
120万円超　123万円以下（185万円超　188万円以下）	3万円

（注）　特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

令和7年度改正

〔令和６・７年限りの措置として対応〕

○ 現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。

○ 新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

〔改正前（令和６・7年入居）〕

新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円

〔改正後（令和６・７年入居に限る）〕

新築・買取再販住宅		認定	ZEH	省エネ
借入限度額	子育て世帯等	5,000万円	4,500万円	4,000万円
	それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

（注） 子育て世帯等：19歳未満の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが40歳未満の者

床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

※ 被災地向けの措置についても、上記同様に借入限度額の子育て世帯等への上乗せを行うほか、床面積要件の緩和を継続する。
※ 所得税額から控除しきれない額については、改正前と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

令和7年度改正

〔令和6・7年限りの措置〕

○ 子育て世帯等＝「特例対象個人」

① 年齢40歳未満であって配偶者を有する個人
② 年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する個人
③ 年齢19歳未満の扶養親族を有する個人

年齢または配偶者もしくは扶養親族に該当するかどうかの判定は、令和7年12月31日（これらの者が年の途中で死亡した場合には、その死亡の時）の現状によります。

（一の個人の扶養親族等が他の個人の扶養親族に該当する場合）
措置法通達41－29の２
一の個人の配偶者が他の個人の年齢19歳未満の扶養親族にも該当する場合又は２以上の個人の年齢19歳未満の扶養親族に該当する者がある場合において、措置法第41条第13項の規定の適用を受けるに当たっては、これらの個人はいずれも配偶者又は年齢19歳未満の扶養親族を有することとなることに留意する。

第四十一条
１３　個人で、年齢四十歳未満であつて配偶者を有する者、年齢四十歳以上であつて年齢四十歳未満の配偶者を有する者又は年齢十九歳未満の所得税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養親族を有する者（以下この項において「特例対象個人」という。）が、第十項の規定を適用する場合（認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をし、かつ、当該認定住宅等の新築等をした認定住宅等（第二十一項の規定により認定住宅等とみなされる同項に規定する特例認定住宅等を含む。）又は買取再販認定住宅等の取得をした家屋を令和六年一月一日から同年十二月三十一日までの間に第一項の定めるところにより当該特例対象個人の居住の用に供した場合に限る。）における第十一項に規定する認定住宅等借入限度額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とすることができる。
一　その居住に係る家屋が認定住宅である場合　五千万円
二　その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅である場合　四千五百万円
三　その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅である場合　四千万円

子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

令和7年度改正

〔令和６・７年限りの措置として対応〕

○ 既存住宅のリフォームに係る特例措置（工事費用の相当額の10%を税額控除）について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯等について、一定の子育て対応改修工事を対象に加える。

対象工事		対象工事限度額	最大控除額（対象工事）
耐震		250万円	25万円
バリアフリー		200万円	20万円
省エネ		250万円（350万円）	25万円（35万円）
三世代同居		250万円	25万円
長期優良住宅化	耐震＋省エネ＋耐久性	500万円（600万円）	50万円（60万円）
	耐震or省エネ＋耐久性	250万円（350万円）	25万円（35万円）
子育て［拡充］		250万円	25万円

※ カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合
※ 対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除



〔子育て対応改修工事〕

① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
② 対面式キッチンへの交換工事
③ 開口部の防犯性を高める工事
④ 収納設備を増設する工事
⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
⑥ 間取り変更工事（一定のものに限る。）

※ 子育て世帯等：19歳未満の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが40歳未満の者
※ その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には、本特例は適用しない。

令和7年入居者の借入限度額等の一覧

令和4年度改正・令和7年度改正

【新築又は建築後使用されたことのない家屋を取得した場合】

住宅の区分			特例対象個人以外 借入限度額【控除期間】	特例対象個人 借入限度額【控除期間】
認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅				
	床面積が50㎡以上のもの		4,500万円【13年間】	5,000万円【13年間】
	床面積40㎡以上50㎡未満であり、令和７年12月31日までに建築確認を受けたもの			
ZEH水準省エネ住宅				
	床面積が50㎡以上のもの		3,500万円【13年間】	4,500万円【13年間】
	床面積40㎡以上50㎡未満であり、令和７年12月31日までに建築確認を受けたもの			
省エネ基準適合住宅				
	床面積が50㎡以上のもの		3,000万円【13年間】	4,000万円【13年間】
	床面積40㎡以上50㎡未満であり、令和７年12月31日までに建築確認を受けたもの			
一般の住宅				
	床面積が50㎡以上のもの	令和５年12月31日までに建築確認を受けたもの又は令和６年６月30日までに建築されたもの	2,000万円【10年間】	
		令和６年１月１日以後に建築確認を受け、令和６年７月１日以後に建築されたもの	0万円	
	床面積が40㎡以上50㎡未満のもの	令和５年12月31日までに建築確認を受けたもの	2,000万円【10年間】	
		令和６年１月１日以後に建築確認を受けたもの	0万円	

令和7年入居者の借入限度額等の一覧

令和4年度改正・令和7年度改正

【買取再販住宅を取得した場合】

住宅の区分	特例対象個人以外	特例対象個人
	借入限度額【控除期間】	借入限度額【控除期間】
認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅	4,500万円【13年間】	5,000万円【13年間】
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円【13年間】	4,500万円【13年間】
省エネ基準適合住宅	3,000万円【13年間】	4,000万円【13年間】
一般の住宅	2,000万円【10年間】	

【中古住宅を取得した場合・増改築等工事を行った場合】

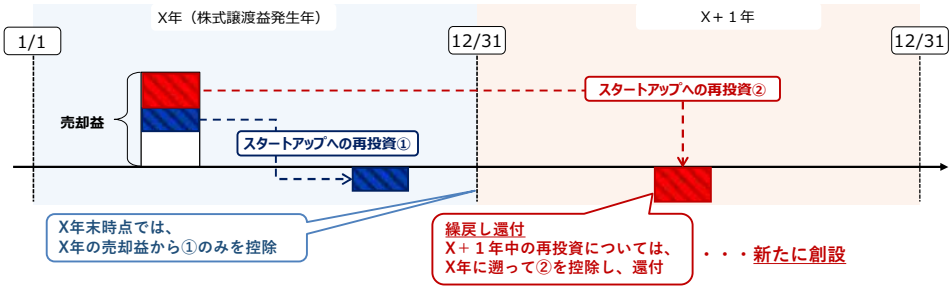
住宅の区分	特例対象個人以外	特例対象個人
	借入限度額【控除期間】	借入限度額【控除期間】
認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅	3,000万円【10年間】	
ZEH水準省エネ住宅		
省エネ基準適合住宅		
一般の住宅・増改築等工事	2,000万円【10年間】	

エンジェル税制の拡充：再投資期間の延長

令和7年度改正

【課題】
○ 令和５年度改正で、株式譲渡益を元手にしたスタートアップへの再投資等に対する非課税措置を創設。
○ しかし、再投資等に対する優遇措置の適用を受けるには、株式譲渡益発生年内（最大１年間）にスタートアップへの再投資等を行う必要があったが、最大１年間という再投資期間では新たな再投資先を見つけることは困難であるという課題があった。

【対応】
○ 譲渡益発生年の翌年にスタートアップ投資等を行った場合に、譲渡益発生年に遡って投資額に相当する金額を譲渡益から控除する繰戻し還付制度を創設し、再投資期間を延長する。
○ 繰戻し還付制度は、暦年課税の例外となる異例の措置であるが、事業リスクが高く、資金調達環境が極めて厳しい状況にある創業初期のスタートアップに限った支援として措置するもの。



令和7年度改正

NISAの更なる利便性向上

つみたて投資枠の対象ETFの要件見直し

【改正前】

- 改正前では、NISAのつみたて投資枠の対象ETFには、**最低取引単位が1,000円以下**という要件（※）があり、また、**定額購入方式のみ**が認められている。
 （※）旧つみたてNISA創設時に、年間投資枠が40万円であること（毎月購入の場合、月約3.3万円）を踏まえ、少額で購入可能なETFの増加を企図して導入した要件
- 他方で、最低取引単位要件を売買単位当たりの価格（市場価格）で満たす商品が存在せず、また、市場価格が変動するため毎月定額の購入契約には不向き（売買単位未満の取引を可能とするために証券会社でシステム構築等が必要）である等の理由により、**つみたて投資枠での普及が進んでいない**。

【見直しの内容】

- **定額購入方式における最低取引単位の引上げ**

<改正前>
最低取引単位 1,000円以下
→ **引上げ** →
<改正後>
最低取引単位 **10,000円**以下

- **指定金額内の最大口数での買付け方式の導入**

<改正前>
定額購入方式のみ
（例．毎月●円分購入）
→
<改正後>
最大口数買付け方式も可に
（例．毎月●円以内で購入できる最大口数を購入）

最低取引単位要件に代えて、市場価格をベースとした要件（届出前1ヶ月間の平均及び届出前営業日で10,000円以下等）を適用

その他の主な改正項目

- **NISAの金融機関変更時の即日での買付け**
- **ジュニアNISA口座のみなし廃止**

16

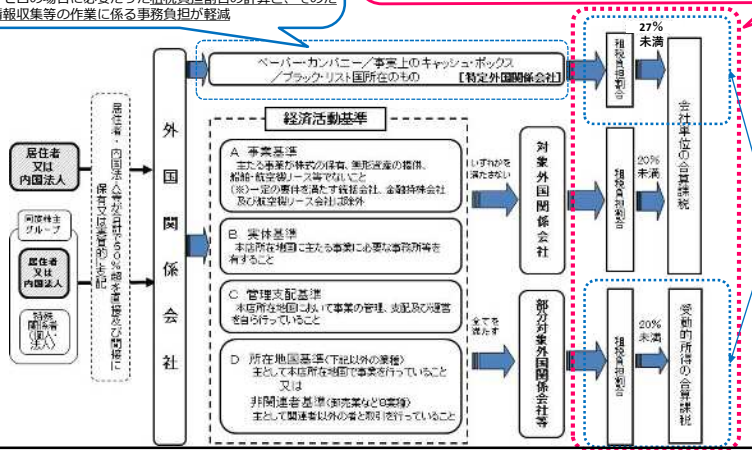
令和7年度改正

外国子会社合算税制の見直し

■ グローバル・ミニマム課税（「第２の柱」）について、軽課税所得ルール（UTPR）/国内ミニマム課税（QDMTT）の導入等により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、令和５年度及び令和６年度に引き続き、令和７年度税制改正においても見直しを行う。

【令和６年度改正事項】
ペーパーカンパニー特例の要件のうち「収入割合要件」について、外国関係会社の収入がゼロの場合には満たすことができなかった点を改正により見直し。
→ 収入がゼロの場合に必要だった租税負担割合の計算と、そのための情報収集等の作業に係る事務負担が軽減

【令和７年度改正事項】
① 外国関係会社に係る所得の合算時期の見直し
外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から「２月を経過する日」→「４月を経過する日」。
② 書類添付・保存義務の緩和：一定の書類を添付・保存義務の対象から除外
→12月決算の外国子会社を持つ３月決算親会社において、所得合算から申告までの間に十分な期間が確保され、申告準備に係る事務負担が分散・軽減される（①）とともに、添付書類作成に係る情報収集等の作業に係る事務負担が軽減（②）。



【令和５年度改正事項】
◆ 適用免除要件である租税負担割合の閾値引下げ
30%→27%
→ 租税負担割合の確認が必要な外国子会社数が減少
◆ 合算金額がないなどの一定の部分対象外国関係会社について、書類添付義務を保存義務に緩和
◆ 書類添付義務を課されている外国関係会社に関する書類の記載内容を一部見直し
→ 添付書類の作成等に係る事務負担が軽減

17

令和６年度税制改正事項

（令和７年から適用される主なもの）

更正の請求に係る隠蔽・仮装行為に対する重加算税制度の整備

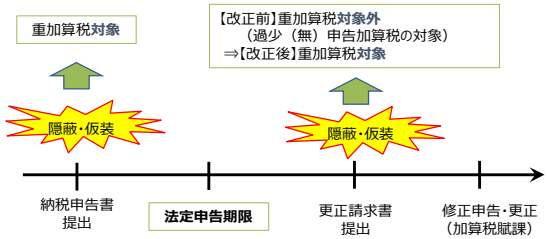
令和6年度改正

【改正前・課題等】

- 隠蔽・仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき等は、過少申告加算税（又は無申告加算税）に代え、35%（又は40%）の重加算税を賦課することとされている。
 （注）重加算税が賦課される場合については、延滞税の除算期間が適用されない（申告期限後１年以上経過後に更正等があった場合でも、１年経過した日から更正等があった日までの期間は延滞税の計算期間から控除されない）。
- 他方、申告後に隠蔽・仮装したところに基づき「更正請求書」を提出した場合であったとしても、重加算税を賦課することができない（過少申告加算税（原則15%）又は無申告加算税（原則20%）が賦課される）。
- 「納税申告書の提出（税額を確定させるための手続）」か「更正請求書の提出（税額を減額させるための手続）」といった、税務当局に対する手続の性質により、隠蔽・仮装行為が行われた場合のペナルティの水準が異なるのは、納税義務違反の発生の防止という重加算税の趣旨に照らして適切ではなく、更正の請求に係る隠蔽・仮装行為を未然に抑止する必要。

【改正後】

○ 隠蔽・仮装したところに基づき「更正請求書」を提出した場合を重加算税の賦課対象に加える。
（注１）上記の隠蔽・仮装したところに基づき「更正請求書」を提出した場合について、延滞税の除算期間が適用されないことを明確化する運用上の対応を行う。
（注２）令和７年１月１日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。



（参考１）更正の請求の処理件数と実地調査の件数の推移

（単位：千件）

事務年度	H22.7～H23.6	H30.7～H31.6	R3.7～R4.6
更正の請求処理件数	294	409	413
実地調査件数※	411	318	135

※ 実地調査件数は、更正の請求に係る実地調査以外の件数を含む。
（出所）更正の請求：国税庁実績評価書、実地調査：国税庁レポート

（参考２）平成23年12月の税制改正により更正の請求期間が５年（改正前：１年）に延長されている。

令和５年度税制改正事項

（令和７年から適用される主なもの）

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

令和5年度改正

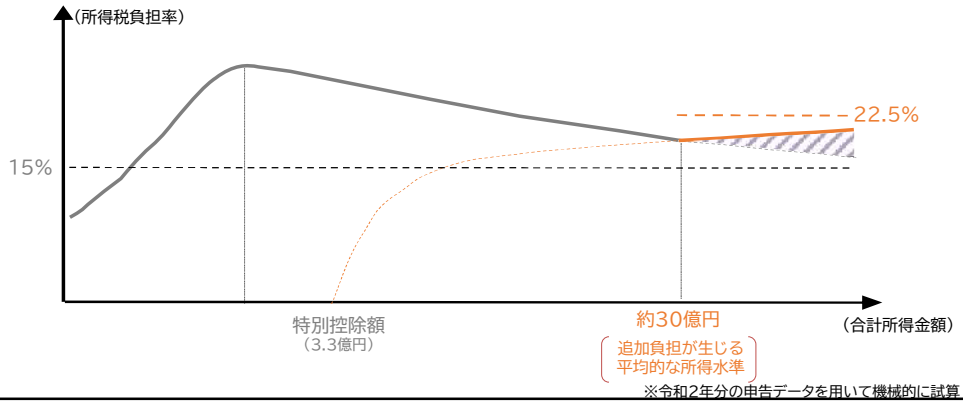
税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置を設ける。
（令和7年分の所得から適用）

① 通常の所得税額
② （合計所得金額 ※ － 特別控除額（3．3億円））× 22．5%

⇒ **②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税**

※株式の譲渡所得のみならず、土地建物の譲渡所得や給与・事業所得、その他の各種所得を合算した金額。
※スタートアップ再投資やNISA関連の非課税所得は対象外であるほか、政策的な観点から設けられている特別控除後の金額。

【イメージ】



※令和2年分の申告データを用いて機械的に試算

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

令和5年度改正

税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化のための措置を設ける。
（令和7年分の所得から適用）

個人でその者のその年分の**基準所得金額**が3億3,000万円を超えるものについては、その超える部分の金額の100分の22.5に相当する金額からその年分の**基準所得税額**を控除した金額に相当する所得税を課する。

【基準所得金額】

総所得金額及び分離課税の各種所得金額を合計したもの（確定申告不要制度を適用することができる上場株式等に係る配当所得の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を含む。）をいう。

【基準所得税額】

通常の方法で（確定申告不要制度を適用する所得を除いて）計算した場合の申告書上の所得税の額及び確定申告不要制度を適用した所得に係る源泉徴収税額（所得税及び復興特別所得税の額）を合計したものをいう。

令和７年分の申告相談に当たっての留意事項

この資料は、譲渡所得や贈与税等の申告相談に際して、留意すべき事項等を取りまとめたものです。
次の資料とともに執務の参考としてください。

令和７年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き
令和７年分譲渡所得の申告のしかた
令和７年分株式等の譲渡所得等の申告のしかた
令和７年分山林所得の申告のしかた
令和７年分贈与税の申告のしかた

目　次

譲渡所得関係	・・・・・・・・・・	Ｐ．１～24
山林所得関係	・・・・・・・・・・	Ｐ.25
贈与税関係	・・・・・・・・・・	Ｐ.26～33
財産評価関係	・・・・・・・・・・	Ｐ.34～36

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
1　譲渡所得等			
(1)　譲渡所得総論	イ　法人に対する資産の贈与等	個人が、法人に対して、譲渡所得の基因となる資産を贈与した場合又は譲渡の時における価額の２分の１に満たない金額で譲渡した場合には、その時における価額に相当する金額により、譲渡があったものとみなされる。	所法 59 所令 169
	ロ　負担付贈与	負担付贈与があった場合には、贈与者が贈与財産をその負担額で有償譲渡したことになるため、消滅した債務の額で資産を譲渡したものとして譲渡所得が課税される。	
	ハ　資産の譲渡に関連して追加的に受ける一時金	譲渡した土地の実測面積が、公簿面積を上回ることが判明したことにより支払を受ける一時金、その他の資産の譲渡の対価であることが明らかな一時金は、土地を譲渡した年分の譲渡所得となる。	
(2)　譲渡所得の区分	分離課税と総合課税の区分	鉱業権、温泉を利用する権利、配偶者居住権、配偶者敷地利用権（当該配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利をいう。以下同じ。）、借家権、土石（砂）、金地金などの譲渡所得は総合課税となる。	措法 31、32 措通 31・32 共-1
(3)　収入金額	未経過固定資産税等に相当する額の支払を受けた場合	固定資産税等の賦課期日とは異なる日をもって土地建物の売買契約を締結するに際し、買主が売主に対して、未経過固定資産税等に相当する額を支払うことを合意する場合において、売主が支払を受けた未経過固定資産税等に相当する額は、譲渡所得の収入金額に算入される。	所法 36
(4)　取得費等	イ　概算取得費控除の特例	昭和 27 年 12 月 31 日以前から引き続き所有していた土地建物等を譲渡した場合における取得費は、収入金額の５％に相当する金額となる（当該金額が実際の取得費となる。）。 なお、昭和 28 年１月１日以後に取得した土地建物等の取得費についても、概算取得費控除の特例を適用しても差し支えない。	措法 31 の 4 措通 31 の 4-1

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	ロ　土地建物等以外の資産の概算取得費控除	土地建物等以外の資産（土石等、借家権及び漁業権等を除く。）についても収入金額の５％に相当する金額を取得費として差し支えない。	所通 38-16
	ハ　概算取得費控除と土地の造成費等	取得費を概算取得費により計算する場合には、収入金額の５％に相当する金額とするところ、譲渡した資産に造成費や改良費などの資本的支出があったとしても、当該資本的支出を別途、譲渡収入から控除することはできない。	所法 38 措法 31 の 4
	ニ　贈与、相続又は遺贈により取得した資産の取得費等	贈与、相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）により取得した資産を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなされる。すなわち、贈与者又は被相続人の取得の日及び取得費を引き継ぐこととなる。 なお、概算取得費控除の特例を選択する場合を除き、贈与や相続などの際に相続人や受贈者が支払った登記費用や不動産取得税の金額も取得費に含まれる（他の所得の必要経費となるものを除く。）。	所法 60①
	ホ　所有権等を確保するために要した訴訟費用等	取得に関し争いのある資産につきその所有権等を確保するために直接要した訴訟費用、和解費用等の額は、その支出した年分の各種所得の金額の計算上必要経費に算入されたものを除き、資産の取得に要した金額となる。 なお、遺産分割の際に支払った訴訟費用・弁護士費用は、取得費に算入することはできない。	所通 38-2
	ヘ　土地・建物を一括して取得している場合の建物の取	購入時の契約において土地と建物の価額が区分されている場合には、その価額により区分する。 なお、契約書等に区分された建物の価額が記載されていない場合でも、その建物に係る消費税額が分かるときには、当該消費税額を消費税率で割り戻して建物の取得費を計算することができる。	

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	得費	また、購入時の契約書上、土地と建物の価額が区分されていない場合は、原則として、土地と建物の時価の割合で区分するが、「建物の標準的な建築価額表」に基づき計算しても差し支えない。	
	ト　償却費相当額	建物の取得費の計算に当たっては、建物の取得価額から償却費相当額を控除するところ、償却費相当額は、その建物が業務用か非業務用かに応じて、業務用建物の場合は、事業所得や不動産所得の計算上必要経費に算入される償却費の累計額により、また、自己の居住用建物などの非業務用建物の場合は、建物の耐用年数の1.5倍の年数（1年未満の端数は切り捨てる。）に対応する旧定額法の償却率により計算する。	所法38② 所令85
	チ　配偶者居住権及び配偶者敷地利用権設定がされた建物及び敷地の取得費	配偶者居住権及び配偶者敷地利用権が消滅したときにおける譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は「配偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書（確定申告書付表）」を使用して計算する。	所法60② 所通60-3
	リ　資産の取得の日	資産の取得の日は、①他から取得した資産で農地以外の資産については、引渡しを受けた日又は譲受けに関する契約の効力発生の日、農地については、引渡しを受けた日又は譲受けに関する契約を締結した日、②自ら建設、製作又は製造をした資産については、当該建設、製作又は製造が完了した日、③他に請け負わせて建設、製作又は製造をした資産については、当該資産の引渡しを受けた日となる。 なお、引渡しを受けた日は、原則として譲渡代金の決済を了した日より後にはならない。 また、取得の日を選択できる場合には、いずれの日を選択しても差し支えない。	所通33-9
	ヌ　取得契約の締結	他から取得する家屋で、その取得に関する契約の締結時において建設が完了していないもの（例	所通33-9

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	時に未完成の家屋の取得の日	えば、モデルルームだけが存在する段階でのマンション、建築中である建売住宅）の取得の日は、当該家屋の完成の日以後となる。	
	ル　改良、改造等を行った資産の取得の日	取得後に改良、改造等を行った土地建物等の取得の日は、その改良、改造等の時期にかかわらず、当該土地建物等を取得した日となる。	措通31・32共-6
	ヲ　過去に買換え等の特例の適用を受けた資産の取得の日	過去に買換え等の特例の適用を受けた資産の取得の日は、旧資産の取得の日を引き継ぐものと実際の取得の日となるものがある。 ○　旧資産の取得の日を引き継ぐ特例 所法58、措法33、33の２、33の３、37の６① ○　旧資産の取得の日を引き継がない特例 措法36の２、36の５、37、37の４、37の５、37の８	措令20③ 措通31・32共-5
(5)　譲渡費用	農地転用決済金等	土地改良区内にある農地を農地以外に転用して譲渡する場合、土地改良区へ支払う一定の「農地転用決済金等」は譲渡費用となる。	平成19年６月22日付課資３－７（個別通達）
2　各種の特例 (1)　固定資産の交換の特例	宅地と雑種地との交換	交換取得資産を、交換譲渡資産の譲渡直前の用途と同一の用途に供したかどうかは、登記上の地目ではなく、その土地の現況及び利用状況により判定する。 宅地とは、一般に建物の敷地となっている土地をいうが、青空駐車場など空地であっても、その土地が市街化区域内にあり、周辺の土地の利用状況及び当該土地の現況、利用状況からみて、いつ	所通58-6

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
(2) 保証債務を履行するために譲渡した場合の特例	債務を保証した際、既に債務者が資力を喪失している場合	でも建物を建設できる状態にあるときは、その用途は宅地として取り扱うことができる。 債務を保証した際、既に債務者が資力を喪失しており、保証債務を履行しても求償権を行使することができないことが明らかである場合には、保証債務という形式をとっていても、実質には債務の引受けや資財提供と認められるため、保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の特例の適用を受けることはできない。	所法 64②
(3) 優良住宅地の造成等のための長期譲渡所得の課税の特例	イ 重複適用の排除	その資産の譲渡につきこの特例の適用を受ける場合には、他の特例との重複適用ができないことがあるため、確認を要する。 特に、当該特例と収用交換等の場合の 5,000 万円の特別控除の特例（措法 33 の４）については、重複適用ができないことに留意する。	措法 31 の 2④
	ロ 物納により生じた過誤納金	土地を相続税の物納に充てた場合に生じた過誤納金については、物納財産が長期保有の土地等である場合に、国に対する土地の譲渡として軽減税率の特例を適用することができる。	措法 31 の 2②一
	ハ 「宅地の造成」の意義	措法 31 の２②十三、十四に規定する「宅地の造成」とは、「土地の区画形質の変更」を伴う行為をいい、例えば、既存宅地の譲渡など「土地の区画形質の変更」を伴わないものは「宅地の造成」には該当しない。	措法 31 の 2②十三、十四、都市計画法４⑫
(4) 収用等の場合の特別控除の特例	イ 控除の順序	収用等をされた資産が２種類以上の場合は、特別控除額を次の順序で控除する。 ① 分離短期譲渡所得（一般分）の金額 ② 分離短期譲渡所得（軽減分）の金額 ③ 総合課税の短期譲渡益の金額 ④ 総合課税の長期譲渡益の金額 ⑤ 山林所得金額	措令 22 の 4

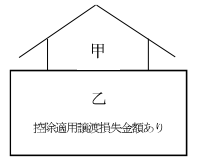
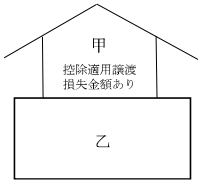
項目	ポイント	留意事項	参考法令等
		⑥ 分離長期譲渡所得（一般分）の金額 ⑦ 分離長期譲渡所得（軽課分）の金額	
	ロ 同一年中に２以上の収用事業があった場合	同一年中に２以上の収用事業のために資産を譲渡し、一部の事業について措法 33 の代替の特例を適用したときは、残る事業について 5,000 万円の特別控除の特例を適用することはできない。	措法 33 の 4①
	ハ 連年適用の排除	同一の収用等に係る事業につき資産の収用等による譲渡が２以上あった場合において、これらの譲渡が２以上の年にわたってされたときは、当該資産のうち、最初に当該譲渡があった年において譲渡された資産以外の資産については、この特例は適用できない。	措法 33 の 4③二
	ニ 重複適用の排除	同一年中に複数の土地を譲渡した場合等において、他の特例との重複適用ができないことがあるため、確認を要する。 特に、当該特例と優良住宅地の造成等のための長期譲渡所得の課税の特例（措法 31 の２）については、重複適用ができないことに留意する。	
(5) 居住用財産を譲渡した場合の特別控除の特例	イ 特例の適用を受けることができる者	居住していた時点において所有権を有していた者が譲渡を行った場合に特例の適用対象となる。したがって、譲渡者が親の名義の家屋に居住した後に転居した場合、転居後に所有権を取得したとしても特例適用の対象とならないことに留意する。 また、居住用家屋とその敷地の所有者が異なる場合は、家屋の所有者の特別控除額が 3,000 万円に満たない場合に限り、一定の要件を具備した敷地の所有者も特別控除の残額について特例を適用することができる。 なお、当該家屋の所有者が当該家屋の譲渡について措法 41 の５①又は同法 41 の５の２①の適用を受ける場合は、その敷地の所有者については当該敷地の譲渡について措法 35①の規定の適用を受	措通 35-4 及び注書 3

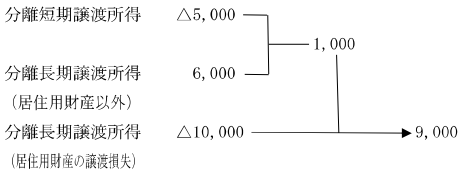
<table>
<tr><th>項目</th><th>ポイント</th><th>留意事項</th><th>参考法令等</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>けることができない。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>ロ　重複適用の可否</td><td>居住用財産の軽減税率の特例（措法 31 の３）は、措法 33 の４又は措法 35①と重複して適用することができるが、他の特例は重複適用ができないことがあるため、確認を要する。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>ハ　住宅借入金等特別控除の適用の可否</td><td>令和７年分の確定申告において、旧居住用財産について譲渡所得の課税の特例を適用する場合、現居住用財産又は新たに取得する居住用財産に係る住宅借入金等特別控除の適用の可否については、次のとおりとなる。
<table><tr><td>Ｒ４</td><td>Ｒ５</td><td>Ｒ６</td><td>Ｒ７</td><td>Ｒ８</td><td>Ｒ９</td><td>Ｒ10</td></tr><tr><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>◎×</td><td>×</td><td>×</td><td>○※</td></tr></table>◎：旧居住用財産について譲渡所得の課税の特例（注）を適用
○：住宅借入金等特別控除の適用可
※　令和７年に下記（注）の特例の適用を受けた場合に、住宅借入金等特別控除を適用する場合については新たに取得した年分が令和 10 年分以降であれば適用が可能となる
×：住宅借入金等特別控除の適用否
△：住宅借入金等特別控除の適用否となるため、修正申告書等の提出が必要
（注）特例の主なものは、次のとおりである。
措法 31 の３（居住用財産の軽減税率の特例）
措法 35①（居住用財産の特別控除の特例）
措法 36 の２（特定の居住用財産の買換えの特例）</td><td>措法 41㉙、㉟
措法 41 の 3</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目</th><th>ポイント</th><th>留意事項</th><th>参考法令等</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>住宅借入金等特別控除の対象となる家屋を居住の用に供した個人が、その居住の用に供した日の属する年、その前年、前々年又は翌年以後３年以内の各年中に旧居住用財産について譲渡所得の課税の特例を適用した場合、住宅借入金等特別控除の対象となる各年分の所得税については、住宅借入金等特別控除を適用しない。
また、住宅借入金等特別控除を適用していた場合、住宅借入金等特別控除の対象となる家屋を居住の用に供した年の翌年以後３年以内の各年中に旧居住用財産について譲渡所得の課税の特例を適用する場合は、住宅借入金等特別控除の適用ができないことから修正申告等の提出が必要となる。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>ニ　認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除との重複適用の可否</td><td>「認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除」と「居住用財産の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例」との重複適用の関係については、次表のとおりである。
<table><tr><th>区分</th><th>認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除（措法 41 の 19 の４）</th><th>（参考）住宅借入金等特別控除（措法 41～41 の３）</th></tr><tr><td>措法 31 の３①</td><td>×
重複適用不可</td><td>×
重複適用不可</td></tr><tr><td>措法 35①</td><td>×
重複適用不可</td><td>×
重複適用不可</td></tr><tr><td>措法 36 の２</td><td rowspan="3">○
重複適用可</td><td rowspan="3">×
重複適用不可</td></tr><tr><td>措法 36 の５</td></tr><tr><td>措法 37 の５</td></tr><tr><td>措法 41 の５</td><td rowspan="2">○
重複適用可</td><td rowspan="2">○
重複適用可</td></tr><tr><td>措法 41 の５の２</td></tr></table>（注）認定住宅等とは、認定長期優良住宅、認定低炭素住宅又は ZEH 水準省エネ住宅をいう。</td><td>措法 41 の 19 の 4⑪、⑫、⑬</td></tr>
</table>

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
(6) 被相続人の居住用財産を譲渡した場合の特別控除の特例	イ 特例の適用を受けることのできる者	措法35③に規定する「相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人」とは、相続又は遺贈により、被相続人居住用家屋と被相続人居住用家屋の敷地等の両方を取得した相続人（包括受遺者を含む。）に限られるから、相続又は遺贈により被相続人居住用家屋のみ又は被相続人居住用家屋の敷地等のみを取得した相続人は含まれない。	措法35③ 措通35-9
	ロ 被相続人居住用家屋の範囲	被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等には、老人ホーム等への入所等により相続開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合が含まれる。 被相続人が主として居住の用に供していた家屋とは、母屋のほか、別棟の離れ、倉庫、車庫などがその一団の土地にあった場合には、措令23⑩の規定により、それらのうち、被相続人が主として、その居住用に供していたと認められる一の建築物、つまり母屋のみが被相続人居住用家屋に該当する。	措法35⑤ 措通35-10 措通31の3-2 措令23⑩
	ハ 対象となる譲渡	令和６年１月１日以後に行う譲渡については、譲渡の時からその譲渡の日の属する年の翌年２月15日までの間に、買主などが耐震工事をすることにより、その被相続人居住用家屋が耐震基準を満たすこととなった場合又はその被相続人居住用家屋の全部の取壊し等がされた場合も特例の対象となる譲渡に該当する。	措法35③三 措令23④⑤
	ニ 対価の限度額	措法35③の特例を受けようとする場合、この譲渡に係る対価の額の合計額（共有者がいる場合又は一部を譲渡した場合で他の譲渡と合わせた金額）が１億円を超えることとなった場合、この特例は適用できない。 この場合における譲渡に係る対価の額の合計額は、対象譲渡（※１）、適用前譲渡（※２）及び適用後譲渡（※３）の合計額をもって判断する。 ※１ 対象譲渡 特例の適用を受ける譲渡のこと。	措法35⑥、⑦ 措通35-20

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
		※２ 適用前譲渡 適用前譲渡とは、対象譲渡をした日の属する年の12月31日までの間に、その対象譲渡をした資産と相続の開始の直前において一体として被相続人の居住の用に供されていた一定の家屋又はその敷地の用に供されていた一定の土地等の譲渡をしている場合における、その譲渡をいう。 ※３ 適用後譲渡 適用後譲渡とは、居住用家屋取得相続人が特例の適用を受ける者の対象譲渡をした日の属する年の翌年１月１日からその対象譲渡をした日以後３年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、適用前譲渡と同様の譲渡をした場合における、その譲渡をいう。	
	ホ 他の相続人等への通知及び居住用家屋取得相続人の範囲	措法35③の特例を受けようとする場合には、この特例を受けようとする者は、「居住用家屋取得相続人」に対して、対象譲渡をした旨、対象譲渡の日、その他参考になる事項を通知しなければならない。 この場合において、「居住用家屋取得相続人」とは、「当該相続又は遺贈による被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人」と定義されており、当該特例の適用を受けることができる者（「当該相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人」）とは、その範囲が異なっている。	措法35⑧ 措通35-21
	ヘ 相続財産に係る取得費加算の特例との重複適用の可否	当該特例と措法39（取得費加算の特例）とは重複適用できない。ただし、店舗併用住宅のように居住用部分と非居住用部分とから構成される家屋又は当該家屋の敷地の用に供されていた土地等である場合における当該特例と措法39との適用関係については、非居住用部分の譲渡のみ措法39の規定を受けるときは、当該居住用部分について、当該特例の適用は可能である。	措法35③ 措通35-8

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	ト　共有の場合の特別控除額	令和６年１月１日以後に行う譲渡においては、共有で相続した被相続人の居住用財産を譲渡した場合の特別控除額について、相続又は遺贈により被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等を取得した相続人の数が２人以下の場合は3,000万円まで、３人以上の場合は2,000万円までの特別控除の適用が共有者ごとに認められる。	措法35④
(7)　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例等	イ　家屋と敷地の所有者が異なる場合の他の特例との適用関係	家屋と敷地の所有者が異なる場合において、敷地の所有者に係る損益通算及び繰越控除の特例（措法41の５、41の５の２）と3,000万円の特別控除の特例（措法35）との適用関係は、次のとおりとなる。 ①　土地の所有者に係る損益通算及び繰越控除の適用の可否  \| 甲 \| 35条① \| 41条 \| \| --- \| --- \| --- \| \| 乙 \| 41条の５ \| 41条の５ \| \| 乙の判定 \| × \| ○ \| ②　土地の所有者に係る3,000万円の特別控除の適用の可否  \| 甲 \| 41条の５ \| 41条 \| \| --- \| --- \| --- \| \| 乙 \| 35条① \| 35条① \| \| 乙の判定 \| × \| ○ \| （注）①及び②の取扱いは、措法41の５を措法41の５の２に置き換えた場合でも同じである。	措通41の5-11 措通41の5の2-4 措通35-4

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	ロ　他の譲渡所得との通算	措法41の５又は41の５の２の適用を受ける居住用財産を譲渡した場合の譲渡損失の金額及び居住用財産以外の譲渡による分離課税の譲渡所得の金額がある場合の通算方法については、次のとおりとなる。 	措法41の5⑦ 措法41の5の2⑦ 措令26の7⑨ 措令26の7の2⑦ 措通31・32共-3
	ハ　合計所得金額	措法41条の５及び同法41条の５の２を適用して繰り越された損失を所得の金額から控除する場合、各種所得控除の判定に係る合計所得金額は、当該損失の額を所得から控除する前の金額で判定する。	措法41の5⑫ 措法41の5の2⑫ 所法2①三十
	ニ　添付書類	住宅ローン税額控除制度における「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書制度」に係る適用申請書を提出している場合には、住宅借入金等の残高証明書の添付は不要である。	措法41の2の3① 措規18の25②⑪
(8)　特定の土地等の長期譲渡所得の	特例の概要	個人が平成21年１月１日から平成22年12月31日までの間に取得した国内の土地等で、譲渡した年の１月１日において所有期間が５年を超えるものを譲渡した場合には、当該譲渡に係る長期譲渡所得の金額から、1,000万円まで特別控除として控除することができる。	措法35の2①

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
特別控除の特例			
(9) 低未利用土地等の譲渡した場合の特別控除の特例	イ 譲渡後の利用要件	適用対象となる低未利用土地等の譲渡後の利用要件に係る用途から、いわゆるコインパーキングが除外されている。	令和５年４月３日国土交通省通知
	ロ 共有者がいる場合	譲渡の対価の額は 500 万円（一定の場合は 800 万円）以下に限られるが、２人以上の共有となっている土地等の場合の判断は、所有者ごとの譲渡の対価の額により判断する。 また、一の契約において離れている二以上の低未利用土地等を譲渡した場合には、それぞれの低未利用土地等ごとの譲渡の対価の額で判断し、一の契約において低未利用土地等と低未利用土地等以外の土地等を併せて譲渡した場合には当該低未利用土地等の譲渡の対価の額が 500 万円（一定の場合は 800 万円）を超えるかどうかにより判定する。	措通35の３－２
(10) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例	イ 対価の限度額	措法 36 の２及び 36 の５の適用に当たっては、譲渡資産の対価の額（前３年以内及び翌２年以内に当該譲渡資産と一体として当該個人の居住の用に供されていた家屋又は土地等の譲渡があった場合においては、その譲渡価額等を加算した額）が１億円以下である場合に限り適用することができる。	措法 36 の２①、③、④、36 の５ 措令 24 の 2⑧

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	ロ 買換資産の範囲	令和６年１月１日以後に個人の居住の用に供した又は供する見込みである建築後使用されたことのない家屋で特定居住用家屋(注1)に該当するものは、適用対象となる買換資産に該当しない。 また、特定居住用家屋に該当するもの以外のものであることを明らかにする書類(注2)を添付する必要がある。 （注）１ 特定居住用家屋とは、住宅の用に供する家屋でエネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準（省エネ基準）に適合するもの以外のもので、次の①又は②に掲げる要件のいずれにも該当しないものをいう。 ① 当該家屋が令和５年12月31日以前に建築基準法第６条第１項の規定による確認を受けているものであること。 ② 当該家屋が令和６年６月30日以前に建築されたものであること。 【参考】 建築後使用されたことのない家屋 ⇒	措法 36 の 2① 措法 36 の 5 措令 24 の 2③一イ 措規 18 の 4⑥ 措法 41⑰ 措令 26㉔㊲ 令和 4 年国土交通省告示第 456 号

家屋の種類			令和５年12月31日以前に入居（参考）	令和６年１月１日以後に入居
省エネ基準に適合する家屋（※）			○	○
省エネ基準に適合しない家屋	A	上記注１①又は②に該当するもの	○	○
	B	A以外のもの	○	×

※ 断熱等性能等級４以上及び一次エネルギー消費量等級４以上であるものをいう。

<table>
<tr><th>項目</th><th>ポイント</th><th>留意事項</th><th>参考法令等</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>２　下表の①から⑤までに掲げる書類のいずれかを提出する必要がある。
<table>
<tr><td>①</td><td colspan="2">確認済証の写し又は検査済証の写し（令和５年12月31日以前に確認を受けたことを証するものに限る。）</td></tr>
<tr><td>②</td><td colspan="2">登記事項証明書（令和６年６月30日以前に建築されたことを証するものに限る。）</td></tr>
<tr><td>③</td><td colspan="2">住宅用家屋証明書（特定建築物用）</td></tr>
<tr><td>④</td><td>Ａ及びＢの書類</td><td>Ａ　低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し
Ｂ　住宅用家屋証明書（その写し）又は認定低炭素住宅建築証明書</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td colspan="2">住宅省エネルギー性能証明書又は建設住宅性能評価書の写し（ＺＥＨ水準省エネ住宅又は省エネ基準適合住宅に該当することを証するものに限る。）</td></tr>
</table></td><td>措規 18 の 21⑧一チ
令和４年国土交通省告示第 422 号、第 455 号</td></tr>
<tr><td>(11)　特別控除額の限度</td><td>特別控除額の累積限度額等</td><td>２以上の特別控除の特例の適用を受ける場合、特別控除額の累積限度額は 5,000 万円であるが、その特別控除額の控除順序は、次のとおりである。
<table>
<tr><th>控除の区分＼所得の区分</th><th>分離短期譲渡所得</th><th>総合短期譲渡所得</th><th>総合長期譲渡所得</th><th>山林所得</th><th>分離長期譲渡所得</th></tr>
<tr><td>収用交換等の場合の 5,000 万円控除</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td></tr>
<tr><td>居住用財産を譲渡した場合の 3,000 万円控除</td><td>⑥</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>⑦</td></tr>
<tr><td>特定土地区画整理事業等の場合の 2,000 万円控除</td><td>⑧</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>⑨</td></tr>
<tr><td>特定住宅地造成事業等の場合の 1,500 万円控除</td><td>⑩</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>⑪</td></tr>
<tr><td>特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の 1,000 万円控除</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>⑫</td></tr>
<tr><td>農地保有合理化等の場合の 800 万円控除</td><td>⑬</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>⑭</td></tr>
<tr><td>低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の 100 万円控除</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>⑮</td></tr>
</table></td><td>措法 36
措令 24
措通 36−1
措通 35−7</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目</th><th>ポイント</th><th>留意事項</th><th>参考法令等</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（注）　同一年中に自己の居住用財産と被相続人居住用財産の譲渡があった場合の 3,000 万円控除の適用に当たりこれらの譲渡に係る分離短期譲渡所得又は分離長期譲渡所得の区分が同じである場合は被相続人居住用財産の譲渡に対応する金額から先に特別控除額を控除する。</td><td></td></tr>
<tr><td>(12)　特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例</td><td>イ　買換えの特例の適用に関する届出書の提出</td><td>令和６年４月１日以後の譲渡について、資産の譲渡をした日の属する年中に買換資産の取得をする場合は、譲渡資産の譲渡の日（同日前に買換資産の取得をした場合には、その取得の日）を含む三月期間（注）の末日の翌日から２か月以内に、納税地の所轄税務署長にこの特例の適用を受ける旨等の届出を要する。
（注）　三月期間とは、１月１日から３月 31 日まで、４月１日から６月 30 日まで、７月１日から９月 30 日まで及び 10 月１日から 12 月 31 日までの各期間をいう。</td><td>措法 37①
措令 25③</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目</th><th>ポイント</th><th>留意事項</th><th>参考法令等</th></tr>
<tr><td></td><td>ロ　課税割合</td><td>令和５年４月１日以後に譲渡する場合における課税割合は次表のとおりである。
<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">譲渡資産＼買換資産</td><td colspan="2" rowspan="2">集中地域以外の地域</td><td>集中地域</td><td colspan="2" rowspan="2">東京都特別区</td></tr>
<tr><td>東京都特別区以外</td></tr>
<tr><td>主たる事務所資産以外</td><td>主たる事務所資産</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">集中地域以外</td><td>主たる事務所資産以外</td><td colspan="2" rowspan="2">20%</td><td rowspan="2">25%</td><td colspan="2">30%</td></tr>
<tr><td>主たる事務所資産</td><td>40%
(30%)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">集中地域</td><td rowspan="2">東京都特別区以外</td><td rowspan="2">－</td><td colspan="3" rowspan="3">20%</td></tr>
<tr><td rowspan="3">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">東京都特別区</td><td>主たる事務所資産以外</td></tr>
<tr><td>主たる事務所資産</td><td>10%
(20%)</td></tr>
</table>
※１　主たる事務所の移転を伴う買換えは、譲渡資産及び買換資産がその個人の主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにその敷地の用に供される土地等を譲渡及び取得することにより判定する。
※２　主たる事務所資産の移転を伴う買換えについて、令和５年３月31日以前に譲渡資産を譲渡した場合及び同日後に譲渡資産を譲渡し、同日以前に買換資産を取得している場合には、表内のカッコ内の課税割合となる。</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目</th><th>ポイント</th><th>留意事項</th><th>参考法令等</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>※３　主たる事務所資産の移転とは、譲渡資産及び買換資産のいずれもが主たる事務所として使用する建物及び構築物、並びにこれらの敷地の用に供される土地等の移転のことをいう。
※４　集中地域とは、具体的には、平成30年４月１日における次に掲げる区域をいう。
⑴　東京都の特別区の存する区域及び武蔵野市の区域並びに三鷹市、横浜市、川崎市及び川口市の区域のうち首都圏整備法施行令別表に掲げる区域を除く区域
⑵　首都圏整備法第24条第１項の規定により指定された区域
⑶　大阪市の区域及び近畿圏整備法施行令別表に掲げる区域
⑷　首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表に掲げる区域</td><td></td></tr>
<tr><td>⑿　相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（取得費加算の特例）</td><td>イ　限度額</td><td>譲渡資産の取得費に加算する相続税相当額が、当該資産の譲渡所得に係る収入金額から同項の規定の適用がないものとした場合の当該資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除した残額に相当する金額を超える場合には、その残額に相当する金額とし、当該収入金額が当該合計額に満たない場合には、当該計算した金額は、ないものとする。
この限度額の判定は譲渡した資産ごとに行う。</td><td>措令25の16</td></tr>
<tr><td></td><td>ロ　同一年中に相続財産を２以上譲渡した場合</td><td>取得費に加算される相続税額は譲渡した資産ごとに計算を行う。
したがって、譲渡した資産のうちに譲渡損失の生じた資産があり、当該譲渡損失の生じた資産に対応する部分の相続税額を当該資産の取得費に加算することができない場合であっても、当該相続税額を他の譲渡資産の取得費に加算することはできない。</td><td>措通39-5</td></tr>
<tr><td></td><td>ハ　代償金を支払って取得した相続財産を譲渡した場合</td><td>譲渡資産の取得費に加算する相続税相当額の計算において、支払代償金を一定の計算により控除する必要がある。</td><td>措通39-7</td></tr>
</table>

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
		確定相続税額 × (譲渡した相続財産の相続税評価額B − 支払代償金C × B/(A+C)) / その者の相続税の課税価格（債務控除前）A	
⑿ 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税	イ 承認申請書の提出期限	承認申請書の提出期限は寄附の日から４か月以内（その期間を経過する日前に、寄附した日の属する年分の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合には、その提出期限まで）となる。	措令 25 の 17
	ロ 譲渡所得が生じない場合	譲渡所得に起因する財産を公益法人等に寄附した場合に一定の承認要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときはこの所得税を非課税とするものであるから、譲渡所得が発生しない場合（寄附財産がたな卸資産である場合や譲渡益が発生しない場合など）は、本特例の対象外となる。	措法 40
⑸ その他	イ 合計所得金額	「措法 35①の特別控除の特例と措法 36 の２の買換えの特例の双方の特例の適用要件に該当する場合」や「措法 33 の４の特別控除の特例と措法 33 の代替の特例の双方の特例の適用要件に該当する場合」には、いずれの特例を選択したかにより合計所得金額が異なるため、所得控除における基礎控除等の適用が異なる。特に合計所得金額が影響する①公的年金控除額（最大 20 万円）、②配偶者（特別）控除額（最大 48 万円）、③寡婦・ひとり親控除額（最大 35 万円）及び④基礎控除額（最大 95 万円）については、特例適用後に所得控除額に誤りがないか確認する必要がある。 〈合計所得金額の判定〉 ○ 措法 35①及び同法 33 の４ 特例適用前（特別控除前）の差引金額 ○ 措法 36 の２及び同法 33 譲渡資産と買換（代替）資産を基に算出した特例適用後の譲渡所得金額	所法２㉚、㊶ 35④、83、83 の２、86 措法 41 の３の３

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	ロ 事業用資産を譲渡した場合	事業に使用していた建物（賃貸用や店舗用等）や機械、車両等の事業用資産の譲渡については、譲渡者が消費税の課税事業者である場合には、当該譲渡については消費税の課税売上げに該当し、消費税が課税されることになる。また、免税事業者であっても、譲渡をした年の翌々年には課税事業者に該当することとなる場合があることに留意する必要がある。	
３ 株式等譲渡 (1) 所得区分	譲渡所得とその他の所得区分	株式等の譲渡所得は、上場株式等と一般株式等に区分されている。 また、株式等の譲渡による所得が、「事業所得」又は「雑所得」若しくは「譲渡所得」のいずれに該当するかは、当該株式等の譲渡が営利を目的として継続的に行われているかどうかにより判定するが、次の株式等の譲渡による所得については、譲渡所得として取り扱って差し支えない。 ① 上場株式等で所有期間が１年を超えるものの譲渡による所得 ② 一般株式等の譲渡による所得	措法 37 の 10 措法 37 の 11 所通23～35 共－11 措通 37 の 10・37 の 11 共－2
(2) 損益通算等	一般株式等と上場株式等	一般株式等の譲渡所得等と上場株式等の譲渡所得等の間での損益通算をすることはできないほか、次の点に留意する。 ① 上場株式等の譲渡所得内での通算並びに譲渡損益・償還差損益及び利子・配当・収益分配金等の間で損益通算をすることができる。 ② 上場株式等に係る利子所得については、申告不要制度又は申告分離課税制度を選択することができる。 ③ 上場株式等に係る配当所得は、申告不要制度又は申告分離課税若しくは総合課税を選択することができる。 ④ 一般株式等の譲渡所得内での通算はできるが、譲渡損と利子・配当・収益分配金等の間での損益通算はできない。 ⑤ 一般株式等に係る利子所得は源泉分離課税である。	措法 37 の 11①、措法 37 の 12 の 2①、措法３、措法８の４、８の５ 措通 37 の 10・37 の 11 共－3

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
(3) 取得費	イ 概算取得費控除	有価証券の譲渡についても、収入金額の５％相当額を取得費として控除して差し支えない。	措通 37 の 10・37 の 11 共−13 所通 38−16
	ロ ストック・オプションの行使による株式の取得価額	ストック・オプションの行使により取得した株式を譲渡した場合の取得価額は、次のとおりである。 ① 税制適格ストック・オプションの場合 購入時の代価（ストック・オプション権利行使価額）。 なお、同一銘柄の株式のうちストック・オプション（税制適格）により取得した株式とそれ以外の株式がある場合には、銘柄が異なるものとして取得費を計算する。 ② ①以外のストック・オプションの場合 権利行使の日における所通 23～35 共−9 により求めた価額	措令 19 の３ 所令 109①三 所通 48−２
(4) 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例	上場廃止等となった株式	特定管理口座（特定口座内保管上場株式等で上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式について、その特定口座から移管により保管の委託がされること、その他の一定の要件を満たす口座をいう。）において、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き保管の委託がされているその株式について、株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として一定の事実が発生したときは、その株式を譲渡したこととみなし、かつ、その損失の金額として一定の方法により計算された金額を株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することができる。	措法 37 の 11 の２
(5) 特定口座内保管上場株式等	イ 源泉徴収選択口座において生じた所得の金額等を申	源泉徴収選択口座において生じた所得又は損失の金額を株式等に係る譲渡所得等の金額に算入したところにより確定申告書を提出した場合には、その後において更正の請求又は修正申告により当該所得又は損失の金額を株式等の譲渡所得等の計算上除外することはできない。	措法 37 の 11 の 5① 措通 37 の 11

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	告した場合の効果	また、源泉徴収選択口座において生じた所得又は損失の金額を除外したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求又は修正申告により当該所得又は損失の金額を株式等の譲渡所得等の計算上算入することはできない。	の 5−4
	ロ 源泉徴収選択口座の譲渡損益の申告と配当所得等の申告	源泉徴収口座の譲渡所得等の黒字の金額とその源泉徴収口座の配当所得等の金額のいずれかのみを申告することができるが、源泉徴収口座の譲渡損失の金額を申告する場合には、その源泉徴収口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければならない。 また、源泉徴収選択口座内の所得を申告するかしないかは、口座ごとに選択することができる。	措法 37 の 11 の 6⑩ 措通 37 の 11 の 5−2
(6) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除	イ 損益通算及び繰越控除の範囲	上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、上場株式等の証券業者への売委託など一定の譲渡により生じた損失に限られ、相対取引（金融商品取引業者等を介さない取引）により生じた損失については、繰越控除の特例を適用することはできない。	措法 37 の 12 の 2①、②
	ロ 損益通算の順序	前年以前３年内の一の年において生じた上場株式等に係る譲渡損失（以下「繰越損失」という。）の金額を控除する場合、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額があるときは、繰越損失の額は、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、上場株式等に係る配当所得等の金額から控除する。	措法 37 の 12 の 2①、⑥ 措法 8 の 4① 措通 37 の 12 の 2−4
	ハ 繰越損失を控除するための手続	翌年分以降の確定申告において、繰越損失を譲渡所得等の金額から控除するためには、次の手続が必要である。 ① 上場株式等に係る譲渡損失が生じた年分の所得税につき譲渡損失の金額の計算に関する明細書等の添付がある確定申告書（期限後申告を含む。以下同じ。）を提出していること ② 譲渡損失が生じた年分の後の年において連続して（株式等の譲渡がない場合であっても）繰	措法 37 の 12 の 2③、⑦

<table>
<tr><th>項目</th><th>ポイント</th><th>留意事項</th><th>参考法令等</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>越控除用の付表を添付した確定申告書を提出していること
③　繰越控除を受ける年分の確定申告書に繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書等を添付すること。
なお、合計所得金額が影響する各種所得控除については、繰越控除の適用前の金額をもって判定することに留意する。</td><td></td></tr>
<tr><td>(7)　税率</td><td>株式等の譲渡所得及び配当所得に係る税率</td><td>株式等の譲渡所得及び配当所得に係る税率は次のとおりである。
＜上場株式等＞
<table>
<tr><td>譲渡所得等に係る税率</td><td>20％＋復興特別所得税</td><td>・所得税（15％）
・復興特別所得税（基準所得税額×2.1％）
・住民税（５％）</td></tr>
<tr><td>源泉徴収選択口座内調整所得金額に係る税率</td><td>20.315％</td><td>・所得税及び復興特別所得税（15.315％）
・住民税（５％）</td></tr>
<tr><td>配当等に係る源泉徴収税率</td><td>20.315％</td><td>・所得税及び復興特別所得税（15.315％）
・住民税（５％）</td></tr>
</table>
＜一般株式等＞
<table>
<tr><td>譲渡所得等に係る税率</td><td>20％＋復興特別所得税</td><td>・所得税（15％）
・復興特別所得税（基準所得税額×2.1％）
・住民税（５％）</td></tr>
<tr><td>配当等に係る源泉徴収税率</td><td>20.42％</td><td>・所得税及び復興特別所得税（20.42％）</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
<tr><td>(8)　エンジェル税制</td><td>イ　特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の</td><td>特定中小会社が発行した特定株式を払込みにより取得した場合に、一定の要件の下で、その取得をした年分の株式等に係る譲渡所得の金額からその特定株式の取得に要した金額（その取得をした年分の株式等に係る譲渡所得等の金額が限度）が控除される。</td><td>措法 37 の 13</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項目</th><th>ポイント</th><th>留意事項</th><th>参考法令等</th></tr>
<tr><td></td><td>控除</td><td>なお、令和７年度税制改正において、令和８年１月１日以降に特定株式を払込みにより取得をした居住者等は、一定の要件の下、その年の前年分の所得税額のうち一定の額に対応する部分の金額の還付を請求することができることとなった。
上記の措置は、その年の前年分の確定申告書に、特定株式をその年中に払込みにより取得をする見込みである旨その他の事項を記載した書類を添付して、その提出期限までに提出している等の要件に満たす場合に限り、適用できる。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>ロ　特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除</td><td>特定中小会社が発行した特定株式を払込みにより取得した場合に、当該中小会社の設立の日から上場等の日の前日までに当該特定株式の譲渡により生じた損失（当該特定株式を発行した株式会社が解散し、清算結了したこと等により価値を失ったため生じた損失を含む。）のうち、譲渡年分の譲渡所得の計算上控除してもなお控除しきれない金額について、一定の要件の下で翌年以後３年内の株式譲渡所得の金額から繰越控除できる。</td><td>措法 37 の 13 の 3①、④、⑦</td></tr>
<tr><td>(9)　添付書類</td><td>特定口座での売却のみの場合</td><td>特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡がないときは、特定口座年間取引報告書の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができる。</td><td>措令 25 の 10 の 10⑦</td></tr>
</table>

山林所得関係

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
災害による損失	被災事業用資産の損失の金額	山林について災害による損失が発生した場合の当該損失の金額（保険金、損害賠償金その他これに類するものにより補てんされる金額を除く。）は、当該損失の生じた日の属する年分の山林所得の金額の計算上必要経費に算入される。 なお、必要経費の計算について、概算経費控除の特例の適用を受ける場合でも、当該損失の金額は概算経費率の外枠として必要経費に算入することができる。 また、その結果、当該年分の山林所得の金額が赤字となった場合には、他の所得と損益通算できるほか、これにより生じた損失の金額は、青色申告をしているか否かにかかわらず３年間の繰越控除の対象となる。 ＜被災事業用資産の損失の金額の計算式＞ 必要経費に算入される損失の金額 ＝ ［損失の生じた日の山林の原価（a） － 損失の生じた直後の山林の時価（b） － 保険金等により補てんされる金額（C）］ ＋ ［災害関連費用（d） － 保険金等により補てんされる金額（e）］ （注）(a)－(b)－(c)<0 のときは、(a)－(b)－(c)=0 とし、(d)－(e)<0 のときは、(d)－(e)=0 として計算する。	所法 51③ 所法 70②、③ 所令 9、142、202、203 措法 30① 措通 30-3

贈与税関係

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
1　贈与税の税率	(1)　暦年課税における特例贈与財産の税率（特例税率）	直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の１月１日において 18 歳以上である場合には、「特例税率」を適用して贈与税額を計算する。この「特例税率」の適用がある財産を「特例贈与財産」という。 また、特例税率の適用を受けない財産を「一般贈与財産」という。	措法 70 の２の５①、③
	(2)　直系尊属の範囲	措法 70 の２の５①に規定する直系尊属には、受贈者の養親及び当該養親の直系尊属は含まれるが、次に掲げるものは含まれない。 ①　当該特定受贈者の配偶者の直系尊属 ②　当該特定受贈者の父母が養子の縁組による養子となっている場合において、当該特定受贈者が当該養子の縁組前に出生した子である場合の当該父母の養親及びその養親の直系尊属 ③　当該特定受贈者が特別養子縁組による養子である場合のその実方の父母及び実方の直系尊属	措通 70 の 2-1、70 の２の 5-1
	(3)　添付書類	特例税率を適用するに当たって、課税価格（基礎控除及び配偶者控除後）が 300 万円を超える場合、受贈者の戸籍の謄本等その他の書類でその者の氏名、生年月日及びその者が贈与者の直系卑属に該当することを証するものを提出する必要がある。 なお、過去に特例税率の適用を受けた場合において、過去に戸籍の謄本又は抄本等を添付した申告書等を提出している場合には、申告書等を提出した税務署の名称及びその提出に係る年分を記載することによって、戸籍の謄本等の添付は不要となる。	措規 23 の５の５
	(4)　一般贈与財産と特例贈与財産の両方の贈与を受けたとき	贈与により両方の財産を取得した場合は、次の算式により贈与税額を計算する。 贈与税額＝Ａ＋Ｂ Ａ＝Ｃ×特例税率×（特例贈与財産の価額／合計贈与価額） Ｂ＝Ｃ×一般税率×（一般贈与財産の価額／合計贈与価額） ※　Ｃは基礎控除額及び配偶者控除額の控除後の課税価格をいう。	措法 70 の２の５③ 措通 70 の２の 5-2

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
	(5)　相続時精算課税の特例との適用関係	相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産については、特例税率の適用はない。	措法70の2の5⑤
2　配偶者控除の特例	店舗兼住宅等の持分の贈与があった場合の配偶者控除の適用部分	店舗併用住宅の家屋とその敷地の持分の贈与があった場合の配偶者控除の適用については、居住用部分から優先的に贈与したものとして取り扱う。 居住用家屋とその他の用に供されている家屋が別棟となっている一筆の敷地について持分の贈与があった場合には、この取扱いの適用はなく、居住用家屋の敷地に相当する部分についてのみ、配偶者控除の適用がある。	相通21の6-3
3　住宅取得等資金の贈与の非課税	(1)　特例の概要	令和６年１月１日から令和８年12月31日までの間に父母など直系尊属からの贈与により、住宅取得等資金を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、贈与税が非課税となる（新非課税制度）。 また、平成21年分から令和５年分までの年分において、旧非課税制度（平成22・24・27・令和４・６年度の各税制改正前の住宅取得等資金の贈与税の非課税制度）の適用を受けている場合は、新非課税制度の適用を受けることはできない。	措法70の2 令和６年改正措法附則54⑥
	(2)　住宅取得等資金の非課税限度額	非課税限度額は、贈与を受けた者ごとに省エネ等住宅の場合には1,000万円まで、それ以外の住宅の場合には500万円までの住宅取得等資金の贈与が非課税となる。 （注）省エネ等住宅とは家屋の区分に応じ、次の表の省エネルギー性能、耐震性能またはバリアフリー性能のいずれかの基準（省エネ等基準）に適合する住宅用の家屋であることにつき、一定の証明書などを贈与税の申告書に添付することにより証明されたものをいう。	措法70の2②六

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
		<table><tr><th rowspan="2">家屋の区分</th><th colspan="3">省エネ等基準</th></tr><tr><th>省エネルギー性能</th><th>耐震性能</th><th>バリアフリー性能</th></tr><tr><td>新築をした住宅用の家屋</td><td rowspan="2">断熱等性能等級5以上 （結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。） かつ 一次エネルギー 消費量等級6以上（注）</td><td rowspan="4">耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上 又は 免震建築物</td><td rowspan="4">高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上</td></tr><tr><td>建築後使用されたことのない住宅用の家屋</td></tr><tr><td>建築後使用されたことのある住宅用の家屋</td><td rowspan="2">断熱等性能等級4以上 又は 一次エネルギー 消費量等級4以上</td></tr><tr><td>増改築等をした住宅用の家屋</td></tr></table> （注）令和５年12月31日までに建築確認を受けた住宅用家屋又は令和６年６月30日までに建築された住宅用家屋で、断熱等性能等級４以上又は一次エネルギー消費量等級４以上のいずれかに適合する住宅用家屋であることにつき、一定の証明書などを贈与税の申告書に添付することにより証明がされたものについては、省エネ等住宅に該当するものとみなされる。なお、令和５年12月31日までに建築確認を受けた住宅用家屋（令和６年６月30日までに建築されたものを除く。）の場合には、確認済証の写し又は検査済証の写しの提出も必要となる。	令和６年改正措法附則18
	(3)　住宅取得等資金の特例適用に係る所得制限	住宅取得等資金の贈与の非課税の特例を受けようとする年の受贈者の合計所得が2,000万円以下（新築等をする住宅用の家屋の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は、1,000万円以下）である場合に特例が適用できる。 この場合における、「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額（総所得金額）に、退職所得金額、	措法70の2②一 措令40の4の2①

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
		山林所得金額を加算した金額となる。また、給与所得者などで、確定申告が不要となる場合も、合計所得金額の計算は、上記の合計金額により判定する。 ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得、短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算後の金額） ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の２分の１の金額 （注）１ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長（短）期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額となる。 ２ 繰越控除（純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など）を受けている場合には、その適用前の金額となる。 ３ 上場株式等について、特定口座の申告不要制度を選択した場合の、源泉徴収口座で生じた所得又は所得の計算上生じた損失の金額は合計所得金額の計算上は除く。	
	(4) 住宅取得等資金の特例適用に係る面積要件	新築等の家屋の登記簿上の１棟の家屋全体の床面積が 40 ㎡以上 240 ㎡以下であり、かつ、その２分の１以上が居住用である場合に特例が適用できる。 なお、２人以上の者で共有されている家屋の床面積基準の判定についても、持分に対応する床面積で判断するのではなく、家屋全体の床面積で判断する。	措令 40 の 4 の 2② 措通 70 の 2-5、70 の 2-6 措通 70 の 3-6（2）
	(5) 特例対象となる土地等の取得	特例対象となる土地等は、次に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる土地等をいう。 イ 住宅用家屋の新築の場合 ① 住宅用家屋を新築する請負契約と同時に締結された売買契約によって取得した土地等 ② 住宅用家屋の新築請負契約の締結を条件とする売買契約によって取得した土地等 ③ 住宅用家屋を新築する前に取得したその家屋の敷地の用に供されることとなる土地等	措通 70 の 2-3、70 の 3-2

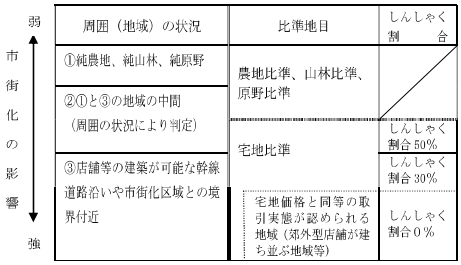
項目	ポイント	留意事項	参考法令等
		ロ 住宅用家屋の取得の場合 いわゆる建売住宅、分譲マンションの土地等	
	(6) 要耐震改修住宅用家屋	耐震基準に適合しない建築後使用されたことのある家屋を取得した場合に、一定の手続を行い、かつ、贈与を受けた日の属する年の翌年３月 15 日までに耐震改修によりその家屋が耐震基準に適合することとなったときは、当該家屋及び土地についても特例が適用できる。	措法 70 の 2⑦
	(7) 相続時精算課税の特例との適用関係	住宅取得等資金の金額が非課税限度額を超える場合、その超える部分については、暦年課税にあっては基礎控除額（110 万円）、相続時精算課税にあっては基礎控除額（110 万円）及び特別控除額（2,500 万円）を適用することができる。	相法 21 の 11 の 2 相法 21 の 12 措法 70 の 2 措法 70 の 3
	(8) 所得税の住宅借入金等特別控除との適用関係	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の規定の適用を受ける場合であっても、住宅借入金等特別控除の規定の適用を受けることができるが、住宅借入金等特別控除の規定の適用を受ける金額の計算の基礎となる「住宅借入金等の金額の合計額」は、次の金額のうちいずれか低い金額となる。 ① 住宅の取得等に係る借入金の金額 ② 「住宅の取得等に係る対価の額」から当該住宅の取得等に関する補助金等又は住宅取得等資金の贈与に係る金銭に相当する額を控除した額に相当する金額	措令 26⑥、㉟ 措通 41-23
	(9) ゆうじょ規定	住宅取得等資金の贈与の非課税の特例を適用する者が、贈与税の申告書を贈与税の申告期限内に提出しなかった場合には、住宅取得等資金の贈与の特例を適用することはできない。 なお、提出期限までに贈与税の申告書が提出されなかった場合におけるゆうじょ規定は設けられ	措通 70 の 2-15

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
		ていない。	
4　相続時精算課税	(1)　贈与者及び受贈者の範囲	贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の孫（その年の１月１日において、18歳以上である者に限る。）である場合についても、相続時精算課税の適用を受けることができる。 また、相続時精算課税の適用要件である贈与者の年齢要件は60歳以上である。 なお、贈与により住宅取得等資金の取得した場合に、一定の要件を満たす場合には、贈与者の年齢が60歳未満であっても、相続時精算課税の適用を受けることができる。 （注）年の中途において贈与者の推定相続人又は孫になった場合、推定相続人または孫になった時以後にその贈与者からの贈与により取得した財産については相続時精算課税の規定の適用を受けることができる（その時前の贈与については適用を受けることができない。）。	相法21の9①、④ 措法70の2の6①、②、70の3①
	(2)　基礎控除	令和６年１月１日以後の贈与については、相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除額（110万円）を控除することができる。 なお、同一年中に、２人以上の特定贈与者からの贈与により財産を取得した場合の基礎控除額（110万円）は、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格であん分する。	相法21の11の2 措法70の3の2 相令5の2
	(3)　相続時精算課税選択届出書の提出	相続時精算課税の適用を受けようとする者は、その年分の贈与税の申告書の提出を要しない場合であっても、相続時精算課税選択届出書をその提出期限までに提出する必要がある。 （注）１　申告期限までに相続時精算課税選択届出書の提出がなかった場合におけるゆうじょ規定は設けられてない。 ２　相続時精算課税選択届出書のみをその提出期限までに提出した場合には、相続時精算課税の適用を受けることができることから、例えば、贈与により財産を取得した者が当該規定に基づいてその提出期限までに相続時精算課税選択届出書のみを提出していた場合に	相通21の9-3

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
		おいて、当該贈与を受けた年分に係る贈与税についての期限後申告書を提出することとなった場合でも、引き続き相続時精算課税の適用を受けることができる。	
	(4)　贈与の年の途中に贈与者が死亡した場合及び受贈者が申告期限前に死亡した場合	贈与のあった年の途中で贈与者が死亡した場合、相続時精算課税の適用を受けようとする受贈者は、贈与を受けた年の翌年の３月15日又は相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月を経過する日のいずれか早い日までに「相続時精算課税選択届出書」を贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署に提出する。 また、受贈者が、相続時精算課税の適用を受けることができる場合に、その贈与を受けた年の翌年の３月15日以前に死亡し、「相続時精算課税選択届出書」を提出していなかったときは、受贈者の相続人はその死亡したことを知った日の翌日から10か月以内に「相続時精算課税選択届出書」を贈与税の申告書に添付して受贈者の納税地の所轄税務署に提出することができる。	相法21の9 相令5③、④ 相法21の18 相法28② 相令5の6
	(5)　同一年中に同一の者から住宅取得等資金の贈与とそれ以外の贈与がある場合	住宅取得等資金の贈与について措法70の３の規定の適用を受ける者が、同一の者から同一年中に住宅取得資金の贈与前に住宅取得等資金以外の財産の贈与を受けた場合、当該住宅取得等資金以外の財産についても相続時精算課税が適用される。	措通70の3-4（注）
5　個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予（個人版事業承継税制）	制度の概要	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定を都道府県知事から受ける一定の後継者である受贈者（「特例事業受贈者」という。）が、青色申告（正規の簿記の原則によるものに限る。）に係る事業（不動産貸付業等を除く。）を行っていた贈与者から、その事業に係る特定事業用資産のすべてを平成31年１月１日から令和10年12月31日までの贈与により取得をした場合には、その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件の下、特例事業受贈者が納付すべき贈与税のうち、特例事業用資産に係る課税価格に対応する贈与税の納税が猶予され、特例事業受贈者が死亡した場合等	措法70の6の8

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
		には、その全部または一部が免除される。	
6　非上場株式等についての贈与税の納税猶予（法人版事業承継税制）	制度の概要	非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等（「法人版事業承継税制」という。）は、後継者である受贈者が、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（「円滑法」という。）の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税について、一定の要件の下、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税の納付が免除される制度である。	措法70の7、70の7の5
7　医療法人の持分放棄に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予	制度の概要	認定医療法人の持分を有する者（贈与者）がその持分の全部又は一部の放棄をしたことにより、その認定医療法人の持分を有する他の者（受贈者）に贈与税が課される場合には、納付すべき贈与税のうち、その放棄により受けた経済的利益の価額に対応する贈与税については、一定の要件を満たすことにより、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税が猶予される。	措法70の7の9

<table>
<tr><th>項目</th><th>ポイント</th><th>留意事項</th><th>参考法令等</th></tr>
<tr><td>1　土地評価の原則</td><td>(1) 評価の区分</td><td>イ　原則
土地の価額は、次に掲げる地目の別に評価する。
宅地、田、畑、山林、原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地
ロ　地目の判定
地目は、課税時期の現況によって判定する。</td><td>評通7</td></tr>
<tr><td></td><td>(2)　評価単位</td><td>土地の価額は、次に掲げる評価単位ごとに評価し、土地の上に存する権利についても同様とする。
<table><tr><th>地　目</th><th>評　価　単　位</th></tr><tr><td>宅　地</td><td>１画地の宅地（利用の単位となっている１区画の宅地）ごと</td></tr><tr><td>農　地</td><td>１枚の農地（耕作の単位となっている１区画の農地）ごと</td></tr><tr><td>山　林</td><td>１筆の山林ごと</td></tr><tr><td>雑種地</td><td>利用の単位となっている一団の雑種地（同一の目的に供されている雑種地）ごと</td></tr></table>（注）１　「１画地の宅地」は、必ずしも１筆の宅地からなるとは限らず、２筆以上の宅地からなる場合もあり、また、１筆の宅地が２画地以上の宅地として利用されている場合もある。
２　「１枚の農地」は、必ずしも１筆の農地からなるとは限らず、２筆以上の農地からなる場合もあり、また、１筆の農地が２枚以上の農地として利用されている場合もある。
３　市街地周辺農地、市街地農地及び生産緑地は、それぞれを利用の単位となっている一団の農地を評価単位とする。
４　市街地山林は、利用の単位となっている一団の山林を評価単位とする。
５　いずれの用にも供されていない一団の雑種地については、その全体を「利用の単位となっている一団の雑種地」とする。
６　市街化調整区域以外の都市計画区域で市街地的形態を形成する地域において、評通82《雑種地の評価》の本文の定めにより評価する宅地と状況が類似する雑種地が２以上の評価単位により一団となっており、その形状、地積の大小、位置等からみてこれらを一団として評</td><td>評通7-2</td></tr>
</table>

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
		価することが合理的と認められる場合には、その一団の雑種地ごとに評価する。	
2　宅地の評価	正面路線の判定等	イ　正面と側方に路線がある宅地の正面路線は、原則、奥行価格補正の定めにより計算した１平方メートル当たりの価額の高い方の路線とする。 ロ　地区の異なる２の路線に接する宅地を評価する場合において、正面路線、側方路線及び裏面路線に適用すべき奥行価格補正率、側方路線影響加算率及び二方路線影響加算率については、正面路線の地区の率を適用して計算する。	評通 15、16 及び 17
3　雑種地の評価	市街化調整区域内の雑種地の評価	雑種地（ゴルフ場用地、遊園地等用地、鉄軌道用地等を除く。）の価額は、原則として、その雑種地の現況に応じ、その状況が類似する付近の土地について評価した１平方メートル当たりの価額を基とし、その土地とその雑種地との位置、形状等の条件の差を考慮して評定した価額に、その雑種地の地積を乗じて計算した金額によって評価する。 なお、市街化調整区域内に存する雑種地を評価する場合における比準する地目の判定及び宅地の価額を基として評価する際に考慮する（法的規制等に係る）しんしゃく割合についての基本的な考え方は、次表のとおりである。 	評通 82

項目	ポイント	留意事項	参考法令等
4　居住用の区分所有財産の評価	区分所有補正率	令和６年１月１日以降に相続、遺贈又は贈与により取得した居住用の区分所有財産（一室の区分所有権等）の価額は、一室の区分所有権等に係る敷地利用権及び区分所有権の評価額に計算上必要な区分所有補正率を乗じて評価する。 【参考】居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書（令和６年１月１日以降用）【計算ツール】(Excel ファイル）の国税庁ホームページ掲載場所 ホーム＞税の情報・手続・用紙＞申告手続・用紙＞申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）＞税務手続の案内＞B2 財産評価関係＞B2－６　居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書	令和５年９月 28 日付課評２－74 ほか１課共同（個別通達）

様式２－１

税務署・国税局

研修会等についてのアンケート【R8.2.9 綱紀監察研修】

今後開催する各種研修会・説明会の内容をより充実させるため、お手数ですが、以下のアンケートについて、皆様方のご意見をお聞かせください。

１　次の各項目について、該当する番号を〇印で囲んでください。
（複数の研修項目がある場合は、研修全体を通じてのご感想をご回答願います。）

項　　目	良　　い	やや良い	どちらともいえない	やや悪い	悪　　い
全体的な印象	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
研修のテーマ	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
説明の分かりやすさ	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
内容の有用度	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
資料の充実度	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１

２　上記のほか、研修会等についてのご意見、ご要望等がございましたら、お寄せください。

＜ご協力ありがとうございました。＞

様式２－１

税務署・国税局

研修会等についてのアンケート【R8.2.9 所得税研修】

今後開催する各種研修会・説明会の内容をより充実させるため、お手数ですが、以下のアンケートについて、皆様方のご意見をお聞かせください。

１　次の各項目について、該当する番号を〇印で囲んでください。
（複数の研修項目がある場合は、研修全体を通じてのご感想をご回答願います。）

項　　目	良　　い	やや良い	どちらともいえない	やや悪い	悪　　い
全体的な印象	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
研修のテーマ	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
説明の分かりやすさ	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
内容の有用度	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
資料の充実度	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１

２　上記のほか、研修会等についてのご意見、ご要望等がございましたら、お寄せください。

＜ご協力ありがとうございました。＞

様式２－１

税務署・国税局

研修会等についてのアンケート【R8.2.9 資産税研修】

今後開催する各種研修会・説明会の内容をより充実させるため、お手数ですが、以下のアンケートについて、皆様方のご意見をお聞かせください。

１　次の各項目について、該当する番号を〇印で囲んでください。
（複数の研修項目がある場合は、研修全体を通じてのご感想をご回答願います。）

項　　目	良　　い	やや良い	どちらともいえない	やや悪い	悪　　い
全体的な印象	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
研修のテーマ	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
説明の分かりやすさ	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
内容の有用度	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１
資料の充実度	５	４	３	２ 上記の場合その理由	１

２　上記のほか、研修会等についてのご意見、ご要望等がございましたら、お寄せください。

＜ご協力ありがとうございました。＞